官報 号外 昭和二十三年十二月二十四日

○第四回國会 衆議院会議録第二十一号（附録一）

本期國会における議案、請願、質問の総数及び結果

内閣提出議案　三十件

内

予算案　二件　可決

昭和二十二事業年度前期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受財産に関する財産目録及び収支計算書　一件　未決

昭和二十二事業年度後期持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその譲受けたる財産に関する財産目録及び収支計算書　一件　未決

右の外第三回國会において審査未了の決算その他三件あるが本期國会においても審査未了。

法律案　二十三件

内

二十二件　可決

一件　未決

國の地方行政機関設置のため承認を求めるの件　一件　未決

職業安定委員会委員旅費支給額に関する議決案　一件　可決

法律の継続のため確認を求めるの件　一件　継続を確認

議員提出議案　二十五件

内

法律案　五件　可決

衆議院予備金支出の件　一件　承諾

決議案　十件

内

七件　可決

三件　議題とならなかつたもの

重要動議　六件

内

五件（議長宣告一件を含む）可決

一件　議題とならなかつたもの

懲罰事犯の件　三件

内

二件　可決

一件　消滅

参議院議員提出法律案　九件

内

六件　本院可決

一件　本院未決

二件　参議院未決

請願　百六十七件（二百二十二通）

内

百件　採択（百五十四通）

六十六件　未了（六十七通）

一件　取下

質問　二十七件

内

質問　一件　書面答弁

緊急質問　二十六件　口頭答弁

外に議員逮捕許諾の件　二件

〔議長の報告〕

一、今二十三日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

健康保険法の一部を改正する法律

一、今二十三日参議院送付の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

健康保険法の一部を改正する法律案

〔第四号参照〕

議員芦田均君、同北浦圭太郎君、同川橋豊治郎君の逮捕について許諾を求める件に関する報告書

本件は、内閣より芦田均君、北浦圭太郎君及び川橋豊治郎君逮捕の許諾を求められたものであるが、委員会においては、慎重に考量の結果これに許諾を與うべきでないと議決した。

右報告する。

昭和二十三年十二月四日

議院運営委員長　山口喜久一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第五号参照〕

人事官に淺井清君、山下興家君、上野陽一君を任命することについて同意を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

本件は、國家公務員法第五條の規定により人事官に淺井清君、山下興家君、上野陽一君を任命することについて両議院の同意を求めんとするものである。

二、本件議決の理由

前記三君は臨時人事委員会の発足以來、その運営の衝に当り、國家公務員法の制定にも直接参與し同法に精通し、新しい人事院の運営方針にも即應できる人物と認められるから、本件はこれに同意を與えるべきものと議決した次第である。

昭和二十三年十二月七日

人事委員長　角田幸吉

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第七号参照〕

科学技術行政協議会法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

本案は、第三回國会において本院を通過し、参議院において審査未了に終りたるものを更に第四回國会に提出せるものである。

先に、文化國家の基礎は科学にあるとの確信のもとに、科学の向上発達を図り、行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させることを目的として、全國科学者の代表をもつて日本学術会議を設立し、昭和二十四年一月二十日より発足することとした。しかしてこの学術会議は、その重要なる職務の一つとして、科学技術に関する諸種の事項について政府に勧告し、又はその諸問に應ずる等のことをなし得ることになつているが、本案は、かかる職務を有する日本学術会議と政府との間に立つて、両者の意思の疎通を図り、科学と國策とが相遊離することのないようにするために、この法律の制定によつて、科学技術行政協議会を設置しようとするものである。

二、議案の要旨

本案に規定する科学技術行政協議会の性格並びに組織等について述べれば次の通りである。

（一）本協議会は、科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議する審議機関であり、実施機関ではない。従つてその審議の結果は、内閣総理大臣がその権限に基いて、重要なものは閣議を経て実施することになり、これによつて政府全体としての科学技術行政の一貫総合性を保持し、しかも各省の立場を充分尊重できることになる。

（二）このために本協議会は、会長に内閣総理大臣を、副会長に内閣総理大臣の任命により國務大臣のうちから一名をそれぞれ充てることとし、又三年をそれぞれとする二十六名の委員をもつて構成せられるが、その委員には行政官と科学者とのおのおの同数をもつて充てることとし、單に行政的手腕、識見のみならず、科学者の専門的知識と相俟つて、科学研究の成果と行政的措置の融合を図ることにしている。

（三）次に、日本学術会議がわが国科学者の國際的代表機関の性格を有することと関連して、本協議会は、政府が行うべき科学技術に関する國際的事業の実施の方法についても審議する。

三、議案の可決理由

科学技術行政協議会は、日本学術会議とともに活動することによつて、始めてわが國の科学技術の向上発達を図り、以て文化國家の建設を全うし得るものである。かかる見地から、本案は適切妥当であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

四、費用

科学技術行政協議会の設立及びその本年度分の所要経費として、約百十五万円が、昭和二十三年度一般会計予算に計上せられている。

右報告する。

昭和二十三年十二月八日

内閣委員長　小川原政信

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第八号参照〕

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に関し議決を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行職業安定法第十二條の規定による職業安定委員会の委員が公務のため本邦内を旅行する場合において、それに要する鉄道賃、船賃、車馬賃、日当、宿泊料の旅費を改訂支給しようとするのが本案の要旨並びに目的である。

二、議案の可決理由

職業安定委員会の委員が委員会に出席する場合、又は実情調査、視察等の公務のため旅行する場合の支給額が、最近の経済事情の影響によつてはなはだしく低額に失するに至つたのが、これが改訂を至当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月九日

労働委員長　綱島正興

衆議院議長松岡駒吉殿

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

廃兵器等の処理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現在商工省が保管している廃兵器及び運輸省が現に管理し、近く商工省に保管轉換をする予定になつている物件の管理及び処分について、これを産業復興公團に取り扱わしめることにしたのであるが、現行法の下では時宜に即した処分を期待することが困難であるため、新たに法律を制定し、以て同公團の手許で円滑に処理せしめんとするものである。

二、議案の可決理由

廃兵器の処理は、その業務内容が経済行爲であるだけに、これに適應した特別の機関をして、直接その衝に当たらしめるという本案の趣旨は妥当であると認められるから、これを可決すべきものと議決した。

なお、本案の実施に当り、その目的の遂行の完璧を期するために次の附帶決議を付した次第である。

附帶決議

廃兵器処理に関し、その管理及び処分については、主務大臣は、その処理の狀況並びに結果を六箇月毎に國会に報告しなければならない。

三、経費

廃兵器等の処理に関する予算措置は、次の通りであつて、昭和二十三年度一般会計補正に計上されている。

一、廃兵器等の処理に関する予算措置

	歳入品種	処理予定数量	金額
歳入	鉄非鉄鋼	八六〇、三九二、二九〇円	
	轉活用品	二八六、四〇〇屯	六一六、〇五〇、〇〇〇円
	未選別	六、五〇〇	一八五、七八三、〇九〇円
歳出区分	公團手数料	一七、三〇〇	四〇、一九九、二〇〇
	事業費	一五、三〇〇	一八、三六〇、〇〇〇
歳出計		三二五、五〇〇	八六〇、三九二、二九〇
		六三七、一七九、〇〇〇円	

二、國鉄在庫品（特殊物件）

	歳入品種	処理予定数量	金額
歳入	鉄鋼	一五九、二四九、〇〇〇円	
歳出区分	公團手数料	三九、四一四屯	一五九、二四九、〇〇〇円
	事業費	一〇〇、〇三四、〇〇〇円	六、三七〇、〇〇〇円
歳入歳出差引額		二二三、二二三、二九〇円	三五、八七〇、〇〇〇円
計		六三七、一七九、〇〇〇	六〇一、二九二、〇〇〇円

三、合計

歳入			一、〇一九、六四一、二九〇円
歳出			七三七、二一三、〇〇〇
歳入歳出差引額		二八二、四二八、二九〇	一〇〇、〇三四、〇〇〇

右報告する。

昭和二十三年十二月九日

衆議院議長松岡駒吉殿

商工委員長　本多市郎

〔第九号参照〕

公共企業体労働関係法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に基き國有鉄道事業及び専賣事業を公共企業体の企業とするに伴い、公共企業体とその職員との間の労働関係を規律する制度を確立しようとするのが本案の要旨並びに目的である。その内容は概ね次の通りである。

（一）公共企業体の特異性に鑑み、その職員の労働関係について、必要な措置を講ずること。

（二）日本國有鉄道と日本專賣公社との労働関係を統一的に一つの法律で取扱うこと

（三）公共企業体の職員は團体交渉権は保有するも、爭議行爲は禁止すること。

（四）公共企業体の職員には完全な團体交渉と適正迅速な調停と嚴正なる仲裁との制度を確立すること。

二、議案の可決理由

公共企業体の特異性に鑑み、一般企業体における労働関係と区別して規律し、その業務運営に支障を起すことのなきよう公共の利益を擁護する方法が確立されることを至当と認め可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十日

衆議院議長松岡駒吉殿

労働委員長　綱島　正興

地方財政委員会法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

地方財政委員会法第四條第二号の「國会議員の中から代表者として衆議院議員及び参議院議長の指名した者」が衆議院議員である場合衆議院が解散されると、本号該当の委員がいなくなり、所期の目的を達し得ないので、この規定を「衆議院議員の中から代表者として衆議院議長の指名した者一人」と「参議院議員の中から代表者として参議院議長の指名した者一人」ということに改め、且つ学識経験者一名を加えて議決に便ならしめ、その結果、従來委員三人以上の同意をもつて、会務を決するものとしていたのを、今後は、委員四人以上をもつて会務を決するものと改めたのである。

二、議決の理由

地方財政委員会の組織は、諸般の事情に鑑み、これを充実するため、委員の定数を増加し、これに伴う改正を行うことは、必要にしてやむを得ないものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十一日

地方行政委員長　山口　好一

衆議院議長松岡駒吉殿

社会保障制度審議会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本法案は、憲法第二十五條に規定する國民の健康で、文化的な最低生活を保障するため、社会保障制度の確立が必要であるが、本制度は、政府行政の各部門にわたり密接なる関係があるばかりでなく國民各層にも深い利害関係があるので、これが企画調査、立案等につき内閣総理大臣の下に社会保障制度審議会を設けんとするものである。

本審議会は、社会保障制度に関し自ら調査研究を行い又政府に勸告助言する任務、権限を持つものである。なお、これに伴い從來厚生大臣の諮問機関であつた社会保険制度調査会を廃止するものである。

二、議案の可決理由

社会保障制度の重要性並びにその関係範囲の廣汎な点にかんがみ、このような審議会を設け、慎重審議することは適当と認め可決すべきものと議決した。

三、本法案施行に要する費用

通常國会において予算計上済みで、その金額は六七三、〇〇〇円である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十一日

厚生委員長　佐々木盛雄

衆議院議長松岡駒吉殿

食糧管理法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

食糧配給公團の基本金八千万円をもつてしては、全國約一万五千に上る配給所の常備在庫品購入はもとより、日常の配給に必要な資材を整備することすら困難であるので、公團の業務能力を一層整備する必要が認められる今日、同公團の基本金を増額して、一億三千万円に改めようというのである。

二、議案の可決理由

主要食糧の増配に伴い、食糧配給公團の基本金を増額し、その運搬具、衡器を緊急に整備する必要性を認め、本案を可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十一日

農林委員長　坂本　實

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第十号参照〕

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

皇宮護衛官は、警察法第十五條に基く國家公安委員会規則第二号皇宮警察局設置規程により皇宮警察局に置かれた職員で、皇宮、御所、離宮、御用邸、陵墓、皇室用財産及び國家公安委員会の指定する場所の警備並びに行幸啓の護衛に関する事務を掌るものであるが、その職務の性質上これらの場所等における犯罪や、陵墓もしくは皇室用財産に関する罪又は行

幸啓の際における天皇、皇后、皇太子の生命、身体、財産に対する罪については、これに司法警察権を與え、この種犯罪の捜査をさせることが適当と認められる。同時に皇宮護衛官と他の司法警察職員とはその職務の執行に関し互に協力する必要がある。しかして、皇宮護衛官をいわゆる特別司法警察職員に指定することは、その職務の性質上早急に行うことを適当と認められるのである。

二、議案の可決理由

皇宮護衛官に、提案のやうな特定の場所と時を限つて司法護察権を與えることは、その職務の性質上適当と認められるので全会一致をもつて政府原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十一日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

改正少年法によると、家庭裁判所は少年に対する保護処分の一種として、地方少年保護委員会の観察に付する処分をすることになつている。しかるに地方少年保護委員会を設置する法律案は、諸般の事情によつてまだ國会に提出されていない。それで地方少年保護委員会が成立するまでの間、従來の少年審判所をもつてこれに充てようとするのである。

次に、少年院法においても地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会が予定されているが、前と同じ事情によつて、その法律案が提出されるまでの間、これらの委員の行う職権を暫定的に法務総裁に行わしめようとするのである。

以上が政府原案の要旨である。

二、議案の可決理由

この法案は、地方少年保護委員会等に関する本格的法案が成立するまでの應急的措置としては適切なものと認め、政府原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十一日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

公認会計士法の一部を改正する法律案（大上司君外四名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、企業経理の公正並びに経済の民主化と外資導入の基礎を確立するために会計に関する知識と豊富なる経験とを有する現業計理士を速かに活用するために本法の一部を改正するというのである。

二、議案の可決理由

本案の改正は大体において適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三十二月十一日

大蔵委員長　島村　一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に対する國会の確認を求める件（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

新聞及び出版の用紙割当を継続する必要の有無、及び割当制度の可否に関して、國会に再審議の機会を與えるために、政府は、新聞出版用紙割当事務廳設置法を無修正で継続させることについて、毎通常國会の議決による確認を求める手続をとる必要があるので、本案を提出したものである。

二、議案確認の理由

わが國現在の用紙の生産額は、昭和十五年当時の二十一億二千一百万ポンドに比べて、わずかにその四分の一弱の四億九千四百万ポンドにして新聞出版のために廻されているものは、その中の半分以下、即ち二億一千七百万ポンドに過ぎない。

文化面において必要資材たる用紙事情が、かように窮屈なことは、まことに遺憾の極みであるが、これ即ち、用紙生産の増強もさることながら、割当の適正化が問題となつて來る所以である。

本案審議の際新聞出版用紙割当事務廳設置法第五條による割当審議会が未だ発足しないことが問題にされたのであるが、現在における用紙割当継続の必要のやむを得ざることを認め本案を確認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

文部委員長　圓谷　光衛

衆議院議長松岡駒吉殿

教育公務員特例法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

本案は、教育を通じて國民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定しようというにある。

二、議案の要旨

本案は、その適用範囲を学校教育法第一條に定める学校で、同法第二條に定める國立学校及び公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員であつて、その内容の主要な点は、教育公務員の採用及び昇任については、選考によるものとしている点、研究と修養に関して規定している点、学問の自由と自治を尊重する等に、深い考慮が拂われている点である。

三、議案の修正議決理由

本案は、大学附置の学校以外の公立学校の校長及び教員等の任免について、教育長に選考権が與えられている点は議論の存するところであり、又研修に要する費用のことを明記したいという意見もあつたが、結局本案は第十四條及び第三十三條について修正する必要を認め、別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

文部委員長　圓谷　光衛

衆議院議長松岡駒吉殿

（別紙）

教育公務員特例法案の一部を次のように修正する。

（休職の期間及び効果）

第十四條　校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満二年とする。

2　前項の規定による休職者には、その休職の期間中、俸給の全額を支給する。（給與の全額を支給）

（公立学校の学長等に関する特別規定）

第三十三條　この法律若しくはこれに基く命令又は他の法律に特別の定があるものを除くほか、公立学校の学長、校長、教員及び部局長について必要があるときは、別に地方公共團体の職員に関して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で、國立学校の学長、校長、教員又は部局長の例に準じ、特別の定をすることができる。

議員田中角榮君の逮捕について許諾を求めるの件に関する報告書

本件は、内閣より田中角榮君逮捕の許諾を求められたものであるが、委員会においては、慎重に考量の結果これに許諾を與うべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

議院運営委員長　山口喜久一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

國家行政組織法は、行政機関に置かれる職員の定員については、法律でこれを定めなければならない旨を規定しているが、同法の施行期日は昭和二十四年四月一日であつて、その施行までは政令をもつて規定しうることとなつている。しかるに、最近、各行政機関の職員の増加が相当に著しいのに鑑み、本案は、國家行政組織法の施行前においても、この法律案の規定に基いて、職員の定員を規律し、その増加を抑制し、以つて國家行政組織の規模の適正化に資することを目的とするものである。

次に本案の内容について述べれば

第一に、この法律案は、國会、裁判所、会計検査院等以外の國家行政組織法にいわゆる行政機関について、その職員の定員を規律しようとするものであるが、その職員とはひろく雇傭員をも含むものとされている。

第二に、各行政機関の職員の数を本年十二月三十一日をもつて凍結し、昭和二十四年一月一日以後の定員の設置又は増加は、法律によらねばならないこととした。但し、本年十二月末日までにすでに國会により予算上の措置がとられているものは除外されている。

第三に、右の措置をとる前提として、従來法令上の定員の定めのなかつた雇員、傭人、工員等についても、本年十二月三十一日までに総理廳令、法務廳令又は各省令等で定めておかなければならないことになつている。

第四に、各行政機関の職員の定員を、行政管理廳長官に報告することとされている。

二、議案の可決理由

國家行政組織法施行まで、各行政機関の定員増加を規律するため必要適切なる措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

内閣委員長　小川原政信

衆議院議長松岡駒吉殿

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

さきに、刑事訴訟法、民事訴訟法、少年法、裁判所法等につき大改正が行われた結果、これらの法律の円滑な運用を期し、訴訟関係者の充分な活動のためには、裁判所職員の充実を図る必要がある。増員の数は判事九十名その他千五百四十七名である。

二、議案の可決理由

刑事訴訟法その他前記法律の施行のためには最小限度必要な人員と認める。すでに予算において人員を織りこみ済みでもあるので、政府原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

刑事訴訟法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本法律案は、改正刑事訴訟法が昭和二十四年一月一日から施行されることに定まつているので、その施行に必要な経過的措置を講じようとするもので、第三回國会において衆議院で修正議決したが、参議院で審議未了に終つたため、重ねて政府から提案されたのである。

その経過的措置の大原則としては、第三回國会における衆議院の結果に鑑み、すべて刑事事件は新法施行前に公訴の提起があつたか否かを規準とし、公訴の提起があつたものについては新法施行後も旧法及び應急措置法によつて処置することとし、新法施行の際まだ公訴の提起がないものについては新法を適用することとしている。しかして、この原則に対して若干の例外乃至補正を認めている。

なお、この外、國会議員等の選挙法について「私訴」廃止に伴う手当を規定している。又刑事訴訟費用法の一部を改正し、國選弁護人に給すべき日当、旅費、宿泊料は鑑定人に給すべきものに準ずる額としている。

二、議案の可決理由

本案は、第三回國会において衆議院において修正議決した内容のものを、新たに政府原案として提出せられたものであるから、委員会においては全会一致をもつて政府原案通り可決した次第である。

なお、民主党を代表して安田幹太委員から第三回國会に提出せられた政府原案と同一内容に戻さんとする修正案が提出された。その提案理由とするところは、基本人権の尊重によりよく効果的であるということであつたが、賛成者少数のためその修正案は否決せられた。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

裁判所法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

本法案は、さきに第三回國会に政府から提出され衆議院で修正議決したが参議院で審議未了に終つたため、重ねて政府から提案されたものである。

即ち、新たに、家庭裁判所が下級裁判所の一種として創設せられたので、その組織権限を定めんがためと、改正刑事訴訟法の趣旨に従つて簡易裁判所における刑事事件の裁判に対する控訴審を高等裁判所に改めんがため等の目的をもつて、裁判所の基本法である「裁判所法」「裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律」「判事補の職権の特例等に関する法律」「裁判所職員の定員に関する法律」「検察廳法」「法務廳設置法」「刑事訴訟法」「家事審判法」その他関係諸法律の一部を改正しようとするものである。

以上の諸法律のうち最も重要な裁判所法の一部を改正する法律案の内容の要点は次の通りである。

第一、現行の少年審判所及び家事審判所を統合する家庭裁判所は判事と判事補とをもつて構成する。しかして、家庭裁判所は

（イ）家事審判法で定める家庭事件の審判及び調停（ロ）少年法で定める少年の保護事件の審判（ハ）少年法第三十七條第一項に掲げる罪に対する第一審の裁判を取り扱い、家庭裁判所は原則として一人の裁判官でその事件を取り扱うことになつた。

第二、従来、簡易裁判所の判決、決定、命令に対する控訴、抗告は地方裁判所に提起せられていたのであるが、改正刑事訴訟法の趣旨により、簡易裁判所における刑事事件に限つて、直接高等裁判所に上訴を提起することになつた。

第三、最高裁判所の小法廷で裁判することのできる事項の範囲を拡張して、大法廷の負担軽減をはかつたことである。現行法（裁判所法第十條第一号）によれば、一切の法律、命令、規則乃至処分が憲法に適合するかしないかを判断することはもつぱら大法廷の所管であつて、小法廷のなし得ないところであるが、このような憲法問題でも、すでに大法廷で憲法違反でないとの判断を下している場合には、同様の判断を重ねて大法廷でくり返えす必要はないと考えられるのみならず、このような事件が最高裁判所に山積しているため、大法廷の本来の機能を効果的に発揮することができない現状にあるので、このような事件は大法廷の判例に従つて小法廷で取り扱い得ることとしたのである。その他、ロー・ライブラリーとして最高裁判所に裁判所図書館を置くことになつている。

なお、以上の裁判所法の改正以外の諸法律の改正は、前者の改正に関連する事項を整備することがその主な内容である。ただ、附則（第十一條）においては、簡易裁判所の刑事事件に対する控訴審を高等裁判所と定めた改正及びこれに関連する改正は、刑事訴訟法施行法案に同認して、本年内に公訴の提起があつた刑事事件についてはこの点は、第三回國会における衆議院修正議決の内容によつたものである。

二、議案の可決理由

本案は参議院の先議となつたものであるが、参議院において政府原案は次の二点について修正せられた。即ち

一、政府原案に規定する裁判所図書館が國立國会図書館としての性格を明確にしていないので、これを明確ならしめる二、三の修正

二、政府原案第三條判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）第二條の二として「裁判所構成法による司法官試補たる資格を有し、満洲國の学習法官、高等官試補又は前條に掲げる満洲國の各職の在職年数が通算して三年以上になる者については、その三年に達した時に裁判所構成法による判事又は検事たる資格を得たものとみなして、前條の規定を準用する」とある中、三年は長きに失するから二年と修正

これらの点は過ぐる第三回國会において本委員会においても論議せられたところであつて、この修正は妥当なものと認められる。これら修正以外の政府原案は第三回國会において衆議院が修正議決したものと同一内容であるから、委員会においては全会一致をもつて政府提出参議院送付案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

罰金等臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

この法律案は、罰金、科料等の額を臨時的に増額せんとするものである。即ち、終戦以来貨幣價値の低落に伴い、刑罰諸法規に定められた罰金、科料等の額が余り低くなり、最近は刑罰的意味の目的が達せられない憾がある。そこでこれを是正する必要があるので、臨時措置としてこれを引き上げ、刑法その他の法令の特例を設けようとするものである。

この法案の内容は、第一に、現在罰金は二十円以上、科料は二十円未満となつているが、これをその五十倍たる千円以上、千円未満ということにする。次に、刑法及びこれと密接な関係にある二法律に定めた罰金の額を、五十倍に引き上げることにしている。

二、議案の可決理由

五十倍という倍率の根拠について疑問があり、更に刑法に定めた罰金の金額が今日において合理的と認められないとの議論もあつた。しかし罰金、科料に関する体系を定めて刑罰法規の規定を整理するには、なお若干の時日を必要とすると思料するので、臨時措置としてやむを得ないものと認め、政府原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

特別職の職員の俸給等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、國家公務員法にいう特別職にある者の俸給等に関し、裁判官等の俸給等に関して特別の法

律が定められている者を除き、その他の特別職にある者の全部について必要な規定を設けようとするものであつて、その支給方法は、内閣総理大臣等についてすでに定められていた方法と全く同様の取扱としてある。

又、俸給以外の給與は、原則として一般官吏の例により支給することとなつているが、扶養手当及び超過勤務手当は、一部の者を除き支給しないことを明規してある。

二、議案の可決理由

國家公務員法において國家公務員の職は、一般職と特別職とに区分せられ、特別職にある者には同法の適用がない建前となつているので、特別職の職員の俸給等については、一般職員に適用する法規とは別箇のものを制定し、その職務にふさわしい取扱をするのが適当である。

從來も、特別職の職員のうち内閣総理大臣等の認証官については、内閣総理大臣等の俸給等に関する法律に基いて処理せられて來たのであるが、この際、右の法律は廃止し、特別職の職員の俸給等はすべて一本の法律によることとし、一般職員との權衡を考慮して所要の改善を必要がある。これが本案を可決すべきものと議決した理由である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

大蔵委員長　島村　一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第十一号参照〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

裁判官の給與について、現在適用されている法律は、昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律である。この法律は、三千七百九十一円ベースのものである。それでこれを五千三百三十円ベースのものに引き上げる必要がある。

この法案の内容は、一般政府職員の例にならい、認証官たる判事については十六割、その他の判事については約十七割に相当する金額に増額せんとするものである。

二、議案の可決理由

裁判官の報酬を五千三百三十円ベースで支給すべきか、あるいは六千三百七円ベースで支給すべきかは議論の存するところであるが、一般政府職員の俸給がいずれのベースで定まるかを待つには時間的余裕もなく、予算案の成立の見通しをつけることもなお若干の時日を要する。それで本委員会は歳末に際し一應五千三百三十円ベースで裁判官に支給するのを適当と認め、六千三百七円ベースの場合の処置を次の立法により善処せんとするものである。以上の理由により政府原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

検察官の給與について、現在適用されている法律は、昭和二十三年六月以降の検事等の報酬等に関する法律である。この法律は、三千七百九十一円ベースのものである。それでこれを五千三百三十円ベースのものに引き上げる必要がある。

この法案の内容は、一般政府職員の例にならい認証官たる検事については十六割、その他の検事については、約十七割に相当する金額に増額せんとするものである。

二、議案の可決理由

検察官の俸給を五千三百三十円ベースで支給すべきか、あるいは六千三百七円ベースで支給すべきかは、議論の存するところであるが、一般政府職員の俸給がいずれのベースで定まるかを待つには、時間的余裕もなく予算案の成立の見通をつけることも、なお、若干の時日を必要とする。それで本委員会は歳末に際し一應五千三百三十円ベースで検察官に支給するのを適当と認め、六千三百七円ベースの場合の処置を次の立法により善処せんとするものである。以上の理由により政府原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

特別未帰還者給與法案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨

この法律案は、もとの陸海軍に属していない者で、昭和二十二年九月二日から海外に在つて帰國せず、且つ、ソビエト社会主義連邦の地域内において未復員者と同様の実情にある者に対する給與措置を立案したものである。

昨年公布施行された未復員者給與法は、もとの陸海軍に属している者でまだ復員していない者に係る給與法であるが、本法案は、同様の立法趣旨に基いて同法の準用を規定したものである。

二、議案の可決理由

本案は、もとの陸海軍に属していない者でまだ帰國していない者にも未復員者と同様の手当その他の給與を支給すべき途を開く必要があると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

議院運営委員長　山口喜久一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第十二号参照〕

國家公務員法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、人事官の任命を慎重にし、特別職の範囲を適正にする等のため、國家公務員法中、所要の改正を行わんとするものであつて、その要旨は、第一に、新たに特別職として連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために労務に服する者及び人事院が指定する公團の職員を加え、第二、第五條第二項を削除せんとするものである。

二、議案の可決理由

連合國軍のために労務に服する者及び人事院が指定する公團の職員等が現在おかれている事情を勘案し、且つ、人事官の任命を慎重ならしめるためには、本案の趣旨は妥当と認められるから本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年十二月十四日

人事委員長　角田　幸吉

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第十六号参照〕

砂糖消費税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

輸入砂糖は、主要食糧として配給されていたので、砂糖消費税を課さないこととしていたが、今回右の配給停止に伴い、これに砂糖消費税を課し、以て現下の財政需要に應ぜしめるとともに、砂糖に対する砂糖消費税の税率及びサッカリン、ヴルチンに対する物品税の税率を適正に引き下げんとするものである。

二、議案の可決理由

政府は、今回公務員の給與水準の引上げに伴う経費その他必要な経費の増加により補正予算を提出したのであるが、本案は、その財源の一部に充てるため、輸入砂糖に対する課税を復活することとしたもので、大体において適切妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十八日

大蔵委員長　島村　一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第十九号参照〕

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

政府は、最近における物價の昂騰、その他の経済情勢の変動に因る政府職員の生活の困難を緩和するために、さきに一昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案」を提出し、十二月四日当委員会に付託され、その審査中において、政府は諸般の情勢に鑑み、右法案を修正することとし、十二月二十日本院の承諾を得て本案の如く修正したものであつて、本案の目的とするところは、國家公務員法第二條に規定する一般職に属する職員に関し、その人事及び給與に関する方針の統一を図るため、去る十二月十日附で人事院が國会及び内閣に対し勧告した給與計画を原則的に承認し、それに基き職員の給與に関する事項を臨時に定め、職員総平均の給與額を月額六千三百七円とする原則を定めんとするものである。

二、議案の要旨

本案の要旨として重要なる点は次の数項である。

(1) 人事院の勧告に基き、政府職員に対して明年一月から平均六千三百七円の給與を支給せんとするものであつて、その給與の体系としては、先ず本俸は各級を平均して從來のいわゆる三千七百九十一円ベースによる本俸に対し、平均六割一分程度の増加となつているが、俸給表の改正にあたつては從來の各級別の俸給額を一律に増加することなく、現在の実情に即して適当な調整を加えることとしている。

(2) 扶養手当は配偶者及び十八歳未満の子のうち、一人について

は月額六百円、その他の扶養親族については一人につき月額四百円としている。

(3) 勤務地手当については、地域区分及び勤務地手当の割合は従前の例によつて支給することとしている。

(4) 特殊勤務手当についても当分の間従前の例によることとしている。

(5) 従来、特定の職員に対しては一般の給与とは別に各種の現物の給与が支給されていたが、これらの現物給与はこれを給与の一部として、これに相当する金額を俸給から差引くことになつている。もつとも予算又は法令に基いて支給される場合は俸給から差引かないこととしてある。

(6) 超過勤務手当、夜勤手当、休日における勤務手当等は概ね現行の制度を踏襲している。

(7) 政府職員の従来の勤務時間を改め、今後は略々民間同様少くとも一週間の実働時間が四十時間以上四十八時間となるようにしている。

(8) 本案は、昭和二十四年一月一日から実施するのであるが、年末における政府職員の生活の逼迫を緩和するために差当り、その救済規定として現在のいわゆる三千七百九十一円ベースによる給与の六割六分三厘に当る金額を年内に前拂し、明年一月及び二月の各月においてその半額ずつを差引くこととしている。

(9) この法律は、検察官等を除き國家公務員法に規定する一般職の職員全部について適用することとし、又この法律の施行に当る機関として、従来の新給与実施本部の外、人事院の給与に関する権限を明確にしている。

(10) この法律により、給与の実施を厳正適確にするため、特に罰則を設け、この法律、人事院規則等に基かないで給与を支拂い又は支拂を拒むことを防止することにしている。

三、議案の修正議決の理由

当委員会としては、本案の重要性並びに年末を控えての緊急性に鑑み、鋭意その審査を急ぎつつあつたのであるが、十二月二十一日、日本社会党、民主党、國民協同党、社会革新党、第一議員倶樂部の五派共同修正案が提出せられた。

しかしてその要旨の政府案に比し特に重要なる相違点と目されるのは次の諸点である。

(1) 新給与支給の期日は昭和二十三年十二月一日とし、昭和二十三年十二月分としては現行給与ベースに基く給与額の十六割六分三厘に相当する額とし、昭和二十四年一月分及び二月分の給与から夫々一割七分五厘を差引いたものとすること

(2) 各月の給与はその月の二十五日までに支給すべきこと

(3) 政府案の第三十二條を削除すること

本委員会においては、右五派共同修正案を妥当と認め、本案は右五派共同修正案（別紙）の通り修正議決した次第である。

四、施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十三年会計年度において総額二百三十二億七千八百三十三万八千円であつて、この金額は追加予算に計上されている。

なお、その内訳は次の通りである。

一般会計所属職員の分　五十六億八千四百九十一万六千円

特別会計所属職員の分　九十八億五千九百七十五万八千円

地方公共團体所属職員の分　七十七億三千三百六十六万四千円

右報告する。

昭和二十三年十二月二十一日

人事委員長　角田　幸吉

衆議院議長松岡駒吉殿

政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案を次のように修正する。

政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案

政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一條から第二十九條までを次のように改め、第三十條を第三十七條とする。

（この法律の目的及び効力）

第一條　この法律は、別に法律で定めるものを除き、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二條に規定する一般職に属する職員（以下職員という。）に関し、その人事及び給与に関する方針の統一を図るため、昭和二十三年十二月十日附で人事院が國会及び内閣に対し勧告した給与計画を原則的に承認し、これに基き職員の俸給、俸給表、俸給表の調整、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに給与実施についての規程の制定に関する事項を臨時に定めることを目的とする。この法律は、職員総平均の給与額（俸給、扶養手当、勤務手当及び特殊勤務地手当を含むものとし、これら以外の要素を含まない。）を月額六千三百七円とする原則を確立するものとする。

2　この法律の規定は、國家公務員法のいかなる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が國家公務員法又は同法に基く法律の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。この法律のすべての規定は、昭和二十五年三月三十一日（法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日）限り、その効力を失う。

3　第九條の規定による職務の分類は、國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従い國会の承認を経て定められるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、國会によつて制定されるまで、その効力をもつ。

（人事院の権限）

第二條　人事院は、この法律の施行に関し、左に掲げる権限を有する。

一　この法律の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること

二　第九條に規定する俸給表の適用範囲を決定すること

三　職員の給与額を研究して、その適当と認める改訂を國会及び内閣に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基いて調整を命ずること並びに必要に應じ、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を附してその研究調査の結果を國会及び内閣に報告すること

四　新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の給与並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること

五　勤務地手当の支給地域及び支給割合の適正な改訂につき、國会及び内閣に同時に勧告するため、常に全國の各地における生計費の科学的研究調査を行うこと

六　新給与実施本部が給与についてなした決定に対する職員の異議の申立を受理し、及びこれを審査すること

（実施機関）

第三條　この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため内閣総理大臣の所轄の下に、臨時に新給与実施本部を置く。

第四條　新給与実施本部は、この法律による給与の決定に関する総合調整及びこの法律においてその権限に属せしめられた事項に関する事務をつかさどる。

第五條　新給与実施本部には、本部長一人、次長一人及び必要な部員を置く。

2　本部長は内閣官房長官、次長は大蔵省給与局長をもつてあてる。

3　部員は、各省各廳において給与事務を担当する職員で内閣総理大臣が新給与実施本部に勤務すべきことを命じた者をもつてあてる。但し、これらの職員で部員となつた者も、國家公務員法の適用を免除されるものではない。

4　本部長は、部務を総理する。

5　次長は、本部長を助けて部務を整理する。

6　部員は、上司の命を受けて部務に従事する。

（給与の支拂）

第六條　この法律に基く給与は、第八條第三項及び第四項に規定する場合を除く外、現金で支拂わなければならない。この法律の定めるところに従い國庫からの現金の支拂に当つて、四十九銭以下の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げ、計算するものとする。

2　いかなる給与も、法律又は人事院規則に基かずに職員に対して支拂い、又は支給してはならない。

3　公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（俸給）

第七條　各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務條件を考慮したものでなければならない。

第八條　第九條に規定する別表に定められている俸給表には、すべて

の職務の級の俸給を含むものとする。俸給は、第十九條に規定する勤務時間（以下正規の勤務時間という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を除いた全額とする。

2　第十五條の規定による俸給の調整額及び第十八條の規定による特殊勤務手当は、俸給の一部とする。但し、特殊勤務手当の前條の規定の趣旨に基かないものについては、人事院の定めるところにより俸給の一部としない。

3　住宅、宿所、食事、制服その他これに類する現物手当が支給される場合においては、これを給與の一部とし、別に法律の定めるところにより、その職員の俸給から控除する。但し、予算又は法令の規定に基いて支給される場合は、この限りでない。

4　前項の規定は、左の各号に掲げる者で、その官職の正規の職務に、左の各号に規定する特殊な勤務が含まれており、且つ、それを正規の勤務時間以外においても行われなければならない職員には適用しない。

一　生命又は財産の保護のため正規の勤務時間以外においても勤務することを要する職員

二　研究又は実驗のため臨機の勤務に服することを要する職員

三　正規の職務上、へき地に勤務することを要する職員

四　廳舎の管理責任者であつて、その職務の遂行のため廳舎内に居住することを要する職員

第九條　職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、新給與実施本部長が定める。

2　この法律の定める俸給表は、左に掲げる一般俸給表及び特別俸給表とし、他のいかなる俸給表も認められない。

一　一般俸給表（別表第一）

二　特別俸給表

税務職員及び経済調査官級別俸給表（別表第二）

警察職員、海上保安廳職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び刑務職員級別俸給表（別表第三）

船員級別俸給表（別表第四）

鉄道現業職員級別俸給表（別表第五）

3　前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。

4　一般俸給表は特別俸給表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用する。但し、第二十八條、第二十九條及び第三十四條に規定する職員には、これらの俸給表を適用しない。

第十條　職員の新俸給額は、昭和二十三年十二月一日現在の俸給の月額（その月額は、昭和二十三年十二月一日現在において、改正前のこの法律並びにこれに基く政令及び規則の規定に従い、再計算せらるべきものとする。）に対應する別表第六に掲げる新俸給額とする。昭和二十三年十二月一日現在における職員の俸給の月額が別表第六のいずれの号俸にも該当しない場合には、直近号俸をもつてその職員の新俸給額とする。但し、その二つの号俸の俸給額のいずれにも等しく近い場合には、直近上位の号俸をもつてその職員の新俸給額とする。

2　前項の規定によつて職員が第九條の規定による俸給表の適用を受ける場合においても、その属する職務の級は、変更されない。

3　職員の新俸給が、その職員に適用される俸給表に掲げる職務の級に相当する俸給の幅の最高額をこえる場合においても、第一項に規定する方法により決定した新俸給を支拂うものとする。

4　前項に規定する新俸給額を受ける場合においては、職員が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

5　昭和二十三年十二月分の給與の支給を促進するため、俸給、扶養手当及び勤務地手当の調整に関し、この法律の規定に従つてなす再計算は、昭和二十三年十二月一日から実施して昭和二十四年一月中に終了し、且つ、各職員のこれらの給與に関する必要な調整は、昭和二十四年一月中に終了しなければならない。

6　昭和二十三年十二月一日から始まる給與に関しては、昭和二十三年十二月分の支給は、新給與実施本部長の定めるところにより、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）に基き昭和二十三年十二月分として各職員に支給すべき俸給、扶養手当及び勤務地手当の給與の額の百分の百六十六・三に相当する額とするものとする。

第十一條　前條の規定は、十五條に格付される官職については適用しない。

2　前項の格付は、第七條の規定の趣旨に基き、新給與実施本部長が行う。

第十二條　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長若しくは人事院総裁（以下各廳の長という。）又は各廳の長の委任を受けた者は、新給與実施本部長の定めるところに従い、職員の毎月の俸給は、遅くともその月の二十五日までに、これに基いてその支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

第十三條　新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準は、これに関する人事院規則が制定施行される日までは政令で定める。

第十四條　俸給の支給に関しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第百九十二号）又は國会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十五條及び同條の規定による國会職員給與規程による俸給支給の例による。但し、毎月二回以上の俸給支給の定又は慣習のある場合には、その例によることができる。（俸給の調整額）

第十五條　人事院は、第九條に規定する特殊な職務の級に規定する俸給表の額が左の各号に掲げる特殊の官職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基いて、その俸給表に掲げられている俸給額につき適正な調整額を定めることができる。但し、その特殊性が、その職務の級に属する同種の職務を行う官職にひとしく含まれている場合においては、その官職をこの法律に規定する俸給表の級に格付するに際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。この場合においては、その俸給の月額を本條の規定によつて調整することはできない。

一　その職務及び責任の度が、この法律に規定する俸給表のある級に相当する場合において同一級の官職に属する他の職員が通常勤務する場所に比してへき遠又は交通困難な場所において勤務する職員の官職

二　同一級の官職に通常含まれている労働の困難又は危險の度に比して著しい困難又は危險を含む職務にかかる官職

2　前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給の月額の百分の二十五をこえてはならない。

3　人事院は、教育職員及びその他特別の勤務に従事する職員に対するこの法律の俸給表の適用について研究し、教育職員及びその他特別の勤務に従事する職員の俸給表その他これに関する事項につき必要と認める勧告を國会及び内閣に同時にしなければならない。

（扶養手当）

第十六條　扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2　扶養手当の支給については、左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二　満十八歳未満の子及び孫

三　満六十歳以上の父母及び祖父母

四　満十八歳未満の弟妹

五　不具廃疾者

3　扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については六百円とし、同項第二号から第五号までの扶養親族については一人につき四百円とする。但し、満十八歳未満の子のうち一人については六百円とする。

（勤務地手当）

第十七條　勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤する職員に対し支給する。

2　勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じた額とする。

3　勤務地手当の割合及び地域の区分は、なお従前の例による。

（特殊勤務手当）

第十八條　特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、その特殊勤務手当が俸給表の俸給に組み入れられ、又は第十五條の規定による調整が行われるまでは、政府職員の特殊勤務手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百二十三号）又は國会職員法第二十五條及び同條の規定による國会職員給與規程の定めるところによる。

（一週間の勤務時間）

第十九條　職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、人事院規則で定める。

2　各廳の長は、その官廳の特殊の必要に應ずるため、人事院の承認を経て、休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、前項の規定によつて定めた勤務時間を変更し又は延長することができる。

3　前二項の勤務時間は、特に支障

のない限り、月曜日から土曜日までの六日間においてその割振を行い、日曜日は、勤務を要しない日とする。但し、各廳の長は、特別の勤務に従事する職員につき、人事院規則の定めるところにより、日曜日以外の日をもつて勤務を要しない日とすることができる。

（給與の減額）

第二十條　職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額を減額して給與を支給する。

（超過勤務手当）

第二十一條　正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務したすべての時間に対して、勤務一時間につき、第二十四條に規定する一時間当りの給與額に左の割合を乗じた額に相当する金額を超過勤務手当として支給する。

一　正規の勤務時間をこえ実働一日八時間になるまでの部分　百分の百

二　実働一日八時間をこえる部分　百分の百二十五

但し、その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には　百分の百五十

（休日給）

第二十二條　職員には、正規の勤務日が休日に当つても、正規の給與を支給する。

2　休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の百二十五を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日給は、支給されない。

3　前二項において「休日」とは、國民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日をいう。

（夜勤手当）

第二十三條　正規の勤務時間として、午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

（勤務一時間当りの給與額の算出）

第二十四條　前四條に規定する勤務一時間当りの給與額は、俸給の月額と勤務地手当の月額との合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額とする。

（俸給の更正決定）

第二十五條　新給與実施本部長は、各廳の長又はその委任を受けた者が第十二條の規定により決定した職員の俸給が第九條又は第十條の規定に合致しないと認めたときは、その俸給を更正し、又はその俸給の更正を命ずることができる。

（審査の請求）

第二十六條　この法律の規定による給與の決定（前條の規定による俸給の更生決定を含む。）に関して苦情のある職員は、新給與実施本部長に対し審査の請求をすることができる。

2　前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、前條に準じて、これに関する決定をなし、これを本人及び関係各廳に通知しなければならない。

第二十七條　前條第二項の決定に関して苦情のある職員は、人事院の定める手続に従い、人事院に異議の申立をなしその決定を求めることができる。

2　前條第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、「新給與実施本部長」とあるのは「人事院」と、「関係各廳」とあるのは「新給與実施本部及び関係各廳」と読み替えるものとする。

（非常勤職員等の給與）

第二十八條　委員、顧問若しくは参與の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で常勤を要しない職員については、勤務一日につき千円をこえない範囲内において、各廳の長が新給與実施本部長の承認を得て手当を支給することができる。これらの職員には、他のいかなる給與も支給しない。

第二十九條　政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）第二條第二項の規定による一般職種別賃金の適用を受ける職員には、この法律の規定にかかわらず、同法に基いて給與を支給する。

（給與の額及び割合の検討）

第三十條　國会は、給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基き、定期的に給與の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総理廳統計局、労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給與に関する勧告を作成する。

（罰則）

第三十一條　この法律の規定に違反して給與を支拂い、若しくはその支拂を拒み、又はこれらの行爲を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附　則

第三十二條　この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。昭和二十三年会計年度におけるこの法律実施後の残余期間において、予算に不足があるにもかかわらず昭和二十三年十二月中にこの法律による利益を職員に與えるために、この法律の定める俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の支給に関する規定は、昭和二十三年十二月一日から適用する。なお、昭和二十四年一月分及び二月分として各人に対し支給されるこれらの給與は、この法律の定めるところにより支給すべき昭和二十四年一月分及び二月分の各人に対するこれらの給與から、それぞれ百分の十七・五を差し引いたものとする。

第三十三條　昭和二十三年十二月一日以後において、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第百七十二号）又は國会職員給与法第二十五條及び同條の規定による國会職員給與規程の規定に基いて職員に支給された給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

2　政府は、昭和二十三年十二月分として職員に支給すべき給與で前項の規定により内拂とみなされた給與の額以外の残額は、これを昭和二十三年十二月中に支給しなければならない。

第三十四條　未帰還職員の給與の取扱については、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十五條　左に掲げる法令は、これを廃止する。

政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第百十二号）

昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）

明治九年太政官達第二十七号（日曜日休暇の件）

昭和二十三年六月以降の年齢による最低保証給に関する政令（昭和二十三年政令第二百三十四号）

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）及び大正十一年閣令第六号（官廳執務時間並休暇に関する件）

2　中この法律にて、い触する部分は、その効力を失う。

第三十六條　國家公務員法の一部を次のように改正する。

國家公務員法第二十九條第五項中「第十四條」を「第九條」に改める。

別表を次のように改める。

別表第一

一般俸給表

職務の級	俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一	級	二、四〇〇	二、四七〇	二、五四一	二、六二三	二、六八八	二、七五五				
二	級	二、五四一	二、六二三	二、六八八	二、七五五	二、八四四	二、九二六	三、〇〇九			
三	級	二、八四四	二、九二六	三、〇〇九	三、〇九六	三、一八四					
四	級	三、一八四	三、二七五	三、三六九	三、四六六	三、五五五					
五	級	三、五五五	三、六六七	三、七七三	三、八八〇	三、九九一					
六	級	四、三三五	四、四六八	四、五七七	四、六八五	五、〇〇三					
七	級	五、一四五	五、二九一	五、四四四	五、六〇〇	五、七七〇					
八	級	五、九二五	六、〇九八	六、二六九	六、四四八	六、六三三					
九	級	六、八二七	七、〇三八	七、二四九	七、四六六	七、六八三					
十	級	七、八七三	八、〇九四	八、三一三	八、五三二	八、七五一					
十一	級	九、七三三	九、八四七	九、九六二	一〇、一三九	一〇、四一九	一〇、七一七				
		三、三五九	三、四六七	三、五七七	三、六八八	三、七九九	三、九一〇	四、〇二一			
		四、一〇五	四、二二三	四、三三五	四、四四六	四、五五六	四、六六七	四、七七八			
		五、一四五	五、二五六	五、三六八	五、四七九	五、五八〇	五、六九一	五、八〇二			
		五、九五五	六、〇六七	六、一七八	六、二八九	六、三九〇	六、五〇一	六、六一二			
		六、八二七	七、〇三八	七、一四九	七、二五〇	七、三六一	七、四七二	七、五八三			
		七、九三三	八、〇四四	八、一五五	八、二六六	八、三七七	八、四八八	八、五九九			
		九、八四七	九、九五八	一〇、〇六九	一〇、一七九	一〇、二八九	一〇、三九九	一〇、五〇九			
		三、三五九	三、四六八	三、五七七	三、六八七	三、七九七	三、九〇七	四、〇一七			
		四、一〇五	四、二二三	四、三三四	四、四四四	四、五五四	四、六六四	四、七七四			
		五、一四五	五、二五五	五、三六五	五、四七五	五、五八五	五、六九五	五、八〇五			
		五、九五五	六、〇六五	六、一七五	六、二八五	六、三九五	六、五〇五	六、六一五			
		六、八二五	七、〇三五	七、一四五	七、二五五	七、三六五	七、四七五	七、五八五			
		七、九三三	八、〇四三	八、一五三	八、二六三	八、三七三	八、四八三	八、五九三			
		九、八四二	九、九五二	一〇、〇六二	一〇、一七二	一〇、二八二	一〇、三九二	一〇、五〇二			

別表第二　税務職員及び経済調査官級別俸給表

職務の級	俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号
一級	月額	三、四四〇円	三、〇九六円	三、〇〇九円	三、〇九六円	三、一四四円	三、二五五円	三、三六六円	三、四七七円	三、五八八円	三、六九九円	三、八一〇円	三、九二一円
二級		三、五六五	三、七七三	三、九八一	四、一〇五	四、二二九	四、三三三	四、四三七	四、五四一	四、六四五	四、七四九	四、八五三	四、九五七
三級		三、七七三	三、九八一	四、一〇五	四、二二九	四、三三三	四、四三七	四、五四一	四、六四五	四、七四九	四、八五三	四、九五七	五、〇六一
四級		四、〇九六	四、二一四	四、三三二	四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二
五級		四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇	五、五九四
六級		四、七四八	四、八五六	四、九六四	五、〇七二	五、一八〇	五、二八八	五、三九六	五、四九〇	五、五九四	五、六九八	五、七九八	五、八八六
七級		五、〇五六	五、一六四	五、二七二	五、三八〇	五、四八八	五、五九六	五、六九八	五、七九八	五、八八六	五、九八六	六、〇七四	六、一七四
八級		五、二六四	五、三七二	五、四八〇	五、五八八	五、六九六	五、七九八	五、八八六	五、九八六	六、〇七四	六、一七四	六、二七二	六、三七〇
九級		五、四七二	五、五七六	五、六八四	五、七八八	五、八八六	五、九八六	六、〇七四	六、一七四	六、二七二	六、三七〇	六、四六八	六、五六六
十級		五、六七六	五、七八四	五、八八六	五、九八六	六、〇七四	六、一七四	六、二七二	六、三七〇	六、四六八	六、五六六	六、六六四	六、七六二
十一級		五、八八四	五、九八六	六、〇七四	六、一七四	六、二七二	六、三七〇	六、四六八	六、五六六	六、六六四	六、七六二	六、八六〇	六、九五八
十二級		五、九八六	六、〇七四	六、一七四	六、二七二	六、三七〇	六、四六八	六、五六六	六、六六四	六、七六二	六、八六〇	六、九五八	七、〇五六

別表第三　警察職員、海上保安廳員（人事院規則で指定する者に限る。）及び刑務職員級別俸給表

職務の級	俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
一級	月額	三、五五五円	三、六六七円	三、七七九円	三、八八〇円	三、九九一円	四、一〇五円	四、二二九	四、三三三円	四、四四〇円	四、五四八円	四、六五六円
二級		三、七七九	三、八八〇	三、九九一	四、一〇五	四、二二九	四、三三三	四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二
三級		三、九八一	四、一〇五	四、二二九	四、三三三	四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四
四級		四、一〇五	四、二二九	四、三三三	四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八
五級		四、二二九	四、三三三	四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二
六級		四、三三三	四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六
七級		四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇
八級		四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇	五、五九四
九級		四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇	五、五九四	五、六九八
十級		四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇	五、五九四	五、六九八	五、七九八
十一級		四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇	五、五九四	五、六九八	五、七九八	五、八八六
十二級		四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇	五、五九四	五、六九八	五、七九八	五、八八六	五、九八六

別表第四　船員級別俸給表

職務の級	俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
一級	月額	三、五五五円	三、六六七円	三、七七九円	三、八八〇円	三、九九一円	四、一〇五円	四、二二九	四、三三三円	四、四四〇円	四、五四八円	四、六五六円
二級		三、七七九	三、八八〇	三、九九一	四、一〇五	四、二二九	四、三三三	四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二
三級		三、九八一	四、一〇五	四、二二九	四、三三三	四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四
四級		四、一〇五	四、二二九	四、三三三	四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八
五級		四、二二九	四、三三三	四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二
六級		四、三三三	四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六
七級		四、四四〇	四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇
八級		四、五四八	四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇	五、五九四
九級		四、六五六	四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇	五、五九四	五、六九八
十級		四、七六四	四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇	五、五九四	五、六九八	五、七九八
十一級		四、八七二	四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇	五、五九四	五、六九八	五、七九八	五、八八六
十二級		四、九七六	五、〇八四	五、一八八	五、二九二	五、三九六	五、四九〇	五、五九四	五、六九八	五、七九八	五、八八六	五、九八六

別表第五　鉄道現業職員級別俸給表

職務の級	俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号
一級	月額	二、八四四円	二、九五六円	三、〇六八円	三、一八〇円	三、二九二円	三、四〇四円	三、五一六円	三、六二八円	三、七三九円
二級		二、九五六	三、〇六八	三、一八〇	三、二九二	三、四〇四	三、五一六	三、六二八	三、七三九	三、八四九
三級		三、〇六八	三、一八〇	三、二九二	三、四〇四	三、五一六	三、六二八	三、七三九	三、八四九	三、九五九
四級		三、一八〇	三、二九二	三、四〇四	三、五一六	三、六二八	三、七三九	三、八四九	三、九五九	四、〇六九
五級		三、二九二	三、四〇四	三、五一六	三、六二八	三、七三九	三、八四九	三、九五九	四、〇六九	四、一七九
六級		三、四〇四	三、五一六	三、六二八	三、七三九	三、八四九	三、九五九	四、〇六九	四、一七九	四、二八九
七級		三、五一六	三、六二八	三、七三九	三、八四九	三、九五九	四、〇六九	四、一七九	四、二八九	四、三九九
八級		三、六二八	三、七三九	三、八四九	三、九五九	四、〇六九	四、一七九	四、二八九	四、三九九	四、四九〇
九級		三、七三九	三、八四九	三、九五九	四、〇六九	四、一七九	四、二八九	四、三九九	四、四九〇	四、五九〇
十級		三、八四九	三、九五九	四、〇六九	四、一七九	四、二八九	四、三九九	四、四九〇	四、五九〇	四、六九〇
十一級		三、九五九	四、〇六九	四、一七九	四、二八九	四、三九九	四、四九〇	四、五九〇	四、六九〇	四、七九〇
十二級		四、〇六九	四、一七九	四、二八九	四、三九九	四、四九〇	四、五九〇	四、六九〇	四、七九〇	四、八九〇

別表第六　俸給の新旧対照表

号俸	昭和二十三年十二月一日現在の俸給額	新俸給額
一	一、三〇〇円	二、四〇〇円
二	一、三七〇	二、四七〇
三	一、四三〇	二、五四〇
四	一、五〇〇	二、六一〇
五	一、五六〇	二、六八〇
六	一、六三〇	二、七五〇
七	一、六九〇	二、八二〇
八	一、七六〇	二、八九〇
九	一、八二〇	二、九六〇
一〇	一、八九〇	三、〇三〇
一一	一、九五〇	三、一〇〇
一二	二、〇二〇	三、一七〇
一三	二、一〇〇	三、二四〇
一四	二、一七〇	三、三一〇
一五	二、二四〇	三、三八〇
一六	二、二一〇	三、四五〇
一七	二、二八〇	三、五二〇
一八	二、三五〇	三、五九〇
一九	二、四二〇	三、六六〇
二〇	二、四九〇	三、七三〇
二一	二、五六〇	三、八〇〇
二二	二、六三〇	三、八七〇
二三	二、七〇〇	三、九四〇
二四	二、七七〇	三、九九〇
二五	二、八四〇	四、〇六〇
二六	二、八八〇	四、一〇〇
二七	二、九二〇	四、一四〇
二八	二、九六〇	四、一八〇
二九	三、〇〇〇	四、二二〇
三〇	三、〇四〇	四、二六〇
三一	三、〇八〇	四、三〇〇
三二	三、一二〇	四、三四〇
三三	三、一六〇	四、三八〇
三四	三、二〇〇	四、四二〇
三五	三、二四〇	四、四六〇
三六	三、二八〇	四、五〇〇
三七	三、三二〇	四、五四〇
三八	三、三六〇	四、五八〇
三九	三、四〇〇	四、六二〇
四〇	三、四四〇	四、六六〇
四一	三、四八〇	四、七〇〇
四二	三、五二〇	四、七四〇
四三	三、五六〇	四、七八〇
四四	三、六〇〇	四、八二〇
四五	三、六四〇	四、八六〇
四六	三、六八〇	四、九〇〇
四七	三、七二〇	四、九四〇
四八	三、七六〇	四、九八〇
四九	三、八〇〇	五、〇二〇
五〇	三、八四〇	五、〇六〇
五一	三、八八〇	五、一〇〇
五二	三、九二〇	五、一四〇
五三	三、九六〇	五、一八〇
五四	四、〇〇〇	五、二二〇
五五	四、〇四〇	五、二六〇
五六	四、〇八〇	五、三〇〇
五七	四、一二〇	五、三四〇
五八	四、一六〇	五、三八〇
五九	四、二〇〇	五、四二〇
六〇	四、二四〇	五、四六〇
六一	四、二八〇	五、五〇〇
六二	四、三二〇	五、五四〇
六三	四、三六〇	五、五八〇
六四	四、四〇〇	五、六二〇
六五	四、四四〇	五、六六〇
六六	四、四八〇	五、七〇〇
六七	四、五二〇	五、七四〇
六八	四、五六〇	五、七八〇
六九	四、六〇〇	五、八二〇
七〇	四、六四〇	五、八六〇
七一	四、六八〇	五、九〇〇
七二	四、七二〇	五、九四〇
七三	四、七六〇	五、九八〇
七四	四、八〇〇	六、〇二〇
七五	四、八四〇	六、〇六〇
七六	四、八八〇	六、一〇〇
七七	四、九二〇	六、一四〇
七八	四、九六〇	六、一八〇
七九	五、〇〇〇	六、二二〇
八〇	五、〇四〇	六、二六〇
八一	五、〇八〇	六、三〇〇
八二	五、一二〇	六、三四〇
八三	五、一六〇	六、三八〇
八四	五、二〇〇	六、四二〇
八五	五、二四〇	六、四六〇
八六	五、二八〇	六、五〇〇
八七	五、三二〇	六、五四〇
八八	五、三六〇	六、五八〇
八九	五、四〇〇	六、六二〇
九〇	五、四四〇	六、六六〇
九一	五、四八〇	六、七〇〇
九二	五、五二〇	六、七四〇
九三	五、五六〇	六、七八〇
九四	五、六〇〇	六、八二〇
九五	五、六四〇	六、八六〇
九六	五、六八〇	六、九〇〇
九七	五、七二〇	六、九四〇
九八	五、七六〇	六、九八〇
九九	五、八〇〇	七、〇二〇
一〇〇	五、八四〇	七、〇六〇
一〇一	五、八八〇	七、一〇〇
一〇二	五、九二〇	七、一四〇
一〇三	五、九六〇	七、一八〇
一〇四	六、〇〇〇	七、二二〇
一〇五	六、〇四〇	七、二六〇
一〇六	六、〇八〇	七、三〇〇
一〇七	六、一二〇	七、三四〇
一〇八	六、一六〇	七、三八〇
一〇九	六、二〇〇	七、四二〇
一一〇	六、二四〇	七、四六〇
一一一	六、二八〇	七、五〇〇
一一二	六、三二〇	七、五四〇
一一三	六、三六〇	七、五八〇
一一四	六、四〇〇	七、六二〇
一一五	六、四四〇	七、六六〇
一一六	六、四八〇	七、七〇〇
一一七	六、五二〇	七、七四〇
一一八	六、五六〇	七、七八〇
一一九	六、六〇〇	七、八二〇
一二〇	六、六四〇	七、八六〇
一二一	六、六八〇	七、九〇〇
一二二	六、七二〇	七、九四〇
一二三	六、七六〇	七、九八〇
一二四	六、八〇〇	八、〇二〇
一二五	六、八四〇	八、〇六〇
一二六	六、八八〇	八、一〇〇
一二七	六、九二〇	八、一四〇
一二八	六、九六〇	八、一八〇
一二九	七、〇〇〇	八、二二〇
一三〇	七、〇四〇	八、二六〇
一三一	七、〇八〇	八、三〇〇
一三二	七、一二〇	八、三四〇
一三三	七、一六〇	八、三八〇
一三四	七、二〇〇	八、四二〇
一三五	七、二四〇	八、四六〇
一三六	七、二八〇	八、五〇〇
一三七	七、三二〇	八、五四〇
一三八	七、三六〇	八、五八〇
一三九	七、四〇〇	八、六二〇
一四〇	七、四四〇	八、六六〇
一四一	七、四八〇	八、七〇〇
一四二	七、五二〇	八、七四〇
一四三	七、五六〇	八、七八〇
一四四	七、六〇〇	八、八二〇
一四五	七、六四〇	八、八六〇
一四六	七、六八〇	八、九〇〇
一四七	七、七二〇	八、九四〇
一四八	七、七六〇	八、九八〇
一四九	七、八〇〇	九、〇二〇
一五〇	七、八四〇	九、〇六〇
一五一	七、八八〇	九、一〇〇
一五二	七、九二〇	九、一四〇
一五三	七、九六〇	九、一八〇
一五四	八、〇〇〇	九、二二〇
一五五	八、〇四〇	九、二六〇
一五六	八、〇八〇	九、三〇〇
一五七	八、一二〇	九、三四〇
一五八	八、一六〇	九、三八〇
一五九	八、二〇〇	九、四二〇
一六〇	八、二四〇	九、四六〇
一六一	八、二八〇	九、五〇〇
一六二	八、三二〇	九、五四〇
一六三	八、三六〇	九、五八〇
一六四	八、四〇〇	九、六二〇
一六五	八、四四〇	九、六六〇
一六六	八、四八〇	九、七〇〇
一六七	八、五二〇	九、七四〇
一六八	八、五六〇	九、七八〇
一六九	八、六〇〇	九、八二〇
一七〇	八、六四〇	九、八六〇
一七一	八、六八〇	九、九〇〇
一七二	八、七二〇	九、九四〇
一七三	八、七六〇	九、九八〇
一七四	八、八〇〇	一〇、〇二〇
一七五	八、八四〇	一〇、〇六〇
一七六	八、八八〇	一〇、一〇〇
一七七	八、九二〇	一〇、一四〇
一七八	八、九六〇	一〇、一八〇
一七九	九、〇〇〇	一〇、二二〇
一八〇	九、〇四〇	一〇、二六〇
一八一	九、〇八〇	一〇、三〇〇
一八二	九、一二〇	一〇、三四〇
一八三	九、一六〇	一〇、三八〇
一八四	九、二〇〇	一〇、四二〇
一八五	九、二四〇	一〇、四六〇
一八六	九、二八〇	一〇、五〇〇
一八七	九、三二〇	一〇、五四〇
一八八	九、三六〇	一〇、五八〇
一八九	九、四〇〇	一〇、六二〇
一九〇	九、四四〇	一〇、六六〇
一九一	九、四八〇	一〇、七〇〇
一九二	九、五二〇	一〇、七四〇
一九三	九、五六〇	一〇、七八〇
一九四	九、六〇〇	一〇、八二〇
一九五	九、六四〇	一〇、八六〇
一九六	九、六八〇	一〇、九〇〇
一九七	九、七二〇	一〇、九四〇
一九八	九、七六〇	一〇、九八〇
一九九	九、八〇〇	一一、〇二〇
二〇〇	九、八四〇	一一、〇六〇

六九　一二、四八〇　一六、三六五
七〇　一三、〇〇〇　一六、八三四

（第二十号参照）

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

政府製造たばこ定價の中、きんし「一一円」を「一五円」に、みのり「一〇円」を「一五円」に、のぞみ「九円」を「一一円」に改めようとするものである。

二、議案の可決理由

政府は、昭和二十三年度專賣益金として九百四十三億円を計上し、この益金を確保するため、あらゆる努力を傾注して極力煙草の賣行増進を図つて來たのであるが、四月から十月までの七箇月間における煙草賣上高は四百九十八億円であつて、計画に比し九三％の成績であり、本年度煙草賣上予算千百二十一億円の四四％を賣り上げたに過ぎないのである。從つてこのままでは、本年度專賣益金において、予算に比し約三十億円に近い不足を生ずるおそれがあるので、ここに配給煙草の値上を断行し、以て專賣益金の確保を期さんとするものである。よつて右の定價の改定は妥当なものと認めて、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月二十日

大藏委員長　島村　一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

政府職員に対する今回の給與改善等に伴い生ずる食糧管理特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計の昭和二十三年度における歳入不足を、これらの会計の收支の狀況に顧み、一般会計から補足し又大藏省預金部特別会計の收支の狀況に顧み、同会計の歳入不足を補足するための一般会計からする繰入金の繰入の限度額を減額せんとするものである。

二、議案の可決理由

今回の政府職員に対する給與改善に要する経費について、國有鉄道事業特別会計においては更に十一億五百六十九万五千円、通信事業特別会計においては更に九億四十三万七千円、の歳入不足を生じ、又食糧管理特別会計においても今回の給與改善等の措置に伴い、新たに十二億千八百三十五万二千円の歳入不足を生ずることになり、しかも、これらの特別会計の本年度における收支の狀況に鑑み、この歳入不足は一般会計から補足する必要があるので、法律第十八号に規定してある繰入金の限度額を國有鉄道、通信の各特別会計につき、その歳入不足額だけ増額し、又食糧管理特別会計については新たに不足額の繰り入れができることを規定する必要があるのである。

大藏省預金部特別会計においては、その保有する軍事公債の利子收入が本年七月以降分として約四億七千万円を見込むことができるようになつた等のため、今回の給與改善に要する経費を賄つても、なお、四億三千三百九十五万三千円の余りが生ずる予定であるので、法律第十八号に規定してある一般会計からの繰入金の限度額を、右の額だけ減額する必要があるのである。右の理由により政府原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

大藏委員長　島村　一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

復興金融金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

復興金融金庫の資本金は、去る七月に九百億円より千三百五十億円に増加したのであるが、本年度末までの所要資金を賄うために今回更に百億円を増資して、資本金を千四百五十億円にしようとするものである。

二、議案の可決理由

最近における経済の情勢と復興金融金庫の運営狀況にかんがみ、やむを得ないものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年十二月二十二日

大藏委員長　島村　一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年度一般会計予算補正（第二号）に関する報告書

一、本補正予算の趣旨及び目的

この補正予算は、本予算成立後に生じた情勢の変化に伴い、次の二点を主要なる内容となしているものである。

その一は、國家公務員法の改正に伴い、又民間賃金、生計費の上昇により当然政府職員の待遇を改善することが是非とも必要となつたことであり、その二はアイオン台風を初めとする、災害の続出に伴い、至急に復旧の処置を講ずる必要がある。

以上二点の基本的なる要請を中心として編成された予算であるが、その他既定費の不足あるいは新規事業の追加等、相当尨大なる経費の要求があつたが、財政の健全性、インフレ收束、対日援助と相俟つて、國民経済を再健するため、物價に影響を及ぼすような財源を避け、財政資金全体の規模が國民負担過重にわたらぬ範囲で收支の均衡を目途として歳入歳出を極力圧縮するに努めたいもののようである。

この補正予算の歳入においては

追　加　額

六百十一億八千七百余万円

修正減少額

二十五億四百余万円

差引補正額

五百八十六億八千三百余万円

歳出においては

追　加　額

六百十四億七千一百余万円

修正増加額

六億二千一百余万円

修正減少額

三十四億九百余万円

差引補正額

五百八十六億八千三百余万円

となり、昭和二十三年度一般会計の歳入歳出予算額は各々四千七百三十一億四千五百余万円となる。

歳出の主なるものをあげると

一般職員給與改善費　三十五億三千八百余万円

災害復旧費　六十億円

終戰処理費　百五十億円

價格調整費　百十億円

船舶運営会補助　二十五億円

國債費　二十四億二百余万円

地方配付税配付金　百一億三千三百余万円

などであり、その財源の主なるものは

租税自然増收　四百十億百余万円

給與引上に伴う所得税増加　四十六億九千七百万円

砂糖消費税増加　三十億四千五百万円

給與予算不要額　十三億七千九百余万円

などである。

二、可決の理由

官公吏の給與改善、災害復旧に要する経費等、いずれも必要にして緊急を要するので、從つて本予算もまたやむを得ないものと認めるとの理由により可決した。

昭和二十三年十二月二十二日

予算委員長　上林山榮吉

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年度特別会計予算補正（特第二号）に関する報告書

一、本予算の趣旨及び目的

この補正予算は、政府職員の給與ベースの引上げ等、本予算成立後に生じた情勢の変化に対應するため必要とする経費を追加する等の措置を講じたものである。

この特別会計予算においては

歳入補正額

七百三十六億三千二百余万円

歳出補正額

七百二十三億三千五百余万円

であり、この補正の結果昭和二十三年度特別会計の歳入歳出予算額は、

歳入

一兆千九百三十二億五千余万円

歳出

一兆九百六十二億八千五百余万円

となる。

なお、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計においては、給與ベース引上げにより生ずる歳入不足額は本年度收支の狀況に鑑み、一般会計より全額補足することとなり、繰入れ限度の増額は國有鉄道事業特別会計においては

十一億五百余万円

通信事業特別会計においては

九億余万円

となつている。なお、特別会計を通じ人件費節約額は六十三億九千八百万円となり、又大藏省預金部においては重事公債利子が支拂われることになつたので、四億三千三百余万円の余りが生じたため、一般会計よりの繰入金の限度額を減額する等の措置を講じてある。

二、可決の理由

官公吏の給與改善等は必要にして緊急を要するので、從つて本予算補足もまたやむを得ないものと認めるとの理由により可決した。

昭和二十三年十二月二十二日

予算委員長　上林山榮吉

衆議院議長松岡駒吉殿

（第二十一号参照）

健康保險法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の目的及び要旨
本年八月改正された健康保険の標準報酬は、その後における一般労働者の賃金ベースの上昇によつて現行標準報酬の最高八千百円では、極めて不適正な結果となるので、これを一万三千八百円の第四十級まで拡げ、以て保険経済の安定にも資せんとするものである。
二、議案の可決理由
一般労働者の賃金ベースの上昇している実情に鑑み、今回の報酬額の拡張は適当と認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十三年十二月二十三日
厚生委員長　佐々木盛雄
衆議院議長松岡駒吉殿

請願に関する報告書
〔第十一号参照〕
消防吏員に司法警察権の一部を付与に関する請願（請願者　旭川市消防長久末喜代松）（坂東幸太郎君紹介）（第五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
消防違反事犯は、主として現行犯として処置される場合が多いが、消防吏員に司法警察権がないため事務は繁雑となり、従つて事犯の処理を遅延せしめる等の支障が続出している、ついては、速かに消防吏員に司法警察権の一部を付与されたいというのである。
二、請願の議決理由
消防違反事犯処理の迅速と放火、失火の絶滅を期すため本請願の要旨は至当なるものと認め、本請願は、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十一日
地方行政委員長　山口　好一
衆議院議長松岡駒吉殿

医薬品類に対する取引高税免除の請願（請願者　愛知県医療薬品商業協同組合内沖勘六外二千四百八十九名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第一一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
取引高税の実施は健全財政樹立のため止むを得ざる措置であるが、國民の保健衛生及び治療に欠くことができない医薬品、衛生材料及び治療品に対してもこれを賦課することは誠に遺憾である、ついては、医薬品小賣業界の特殊性を認識して、薬事法において定義された医薬品、衛生材料及び医療品に対してはこれを免除されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は極めて適切なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十一日
大蔵委員長　島村　一郎
衆議院議長松岡駒吉殿

請願の要旨及び目的
清涼飲料水に対する課税軽減の請願（請願者　東京都中央区日本橋堀留町一ノ四清涼飲料水税改廃期成同盟西田儀一外十二名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第六〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
清涼飲料水等に対して高率な税が課せられてあるため、價格がはなはだしく不均衡となり、需要が激減して営業が成り立たなくなり、更に税収入も激減して課税の目的も達せられない、ついては、清涼飲料税法を廃止し、嗜好飲料の税率を戌類の二割に引き下げ、且つ取引高税を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は極めて適切なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送附すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十一日
大蔵委員長　島村　一郎
衆議院議長松岡駒吉殿

請願の要旨及び目的
該地はもと同部落民の所有地で昭和九年軍事施設のため買收されたものであるが、それ以來農地の乏しい部落民は食糧難に苦んでいる、しかるに買收当時の美田良畑も現在はコンクリートの床又は堆石の丘と化したので、部落民はこれを農地に復旧しようとする熱意に燃えている、ついては、速かに該部落に該軍用跡地を有償で拂下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は極めて適切なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十一日
大蔵委員長　島村　一郎
衆議院議長松岡駒吉殿

請願の要旨及び目的
旧新井崎軍用地跡地有償拂下の請願（請願者　京都府興謝郡朝妻村長上山富之助）（大石ヨシエ君紹介）（第一四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
該地はもと同部落民の所有地で昭和九年軍事施設のため買收されたものであるが、それ以來農地の乏しい部落民は食糧難に苦んでいる、しかるに買收当時の美田良畑も現在はコンクリートの床又は堆石の丘と化したので、部落民はこれを農地に復旧しようとする熱意に燃えている、ついては、速かに該部落に該軍用跡地を有償で拂下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は極めて適切なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送附すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十一日
大蔵委員長　島村　一郎
衆議院議長松岡駒吉殿

質屋業に対する取引高税免除の請願（請願者　東京都千代田区神田神保町一丁目十四番地小坂淺次郎）（櫻内義雄君紹介）（第一五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
生活必需品には取引高税が免除されているが、生活必需品の購入資金の融通機関である質屋営業に課税されているのは不合理である、ついては、速かに質屋営業利子に対する取引高税を免除されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は極めて適切なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月七日
大蔵委員長　島村　一郎
衆議院議長松岡駒吉殿

手藝科の独立並びに手藝教員検定制度を復活する請願（請願者　手藝教育研究会代表岡登貞治）（黒岩重治君紹介）（第五六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
手藝は、わが國では独特の優秀な技術を有するので、貿易上、洋々たる前途を約束されており、又國内的には、荒廃した民心を美化し、國民に家庭授産の途を開き産業、経済、貿易、國民生活に多大の貢献をしているが、これが振興策としては、学校における手藝教育の刷新と優秀なる教員の養成にある、ついては、速かに手藝科の独立と手藝教員検定制度の復活を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
戦後荒廃したわが國の社会民心を美化し、困難なる経済生活を営む國民に家庭授産の途を拓くためには、学校における手藝教育と同時に優秀な手藝教員の養成が必要である手藝科の独立と手藝教員検定制度の復活とが基本條件であるにかんがみ、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十三日
文部委員長　圓谷　光衛
衆議院議長松岡駒吉殿

木工業従業員に労務加配米配給の請願（請願者　新潟木工所社長市川正二外一名）（荆木一久君紹介）（第三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現在多くの木工業者は、自家において原木を製材しており、その原木の搬入製材に従事している労働者は、製材業に従事する労働者と同様の重労働であるから、製材業と差別することなく、速かにこれら木工従業員にも労務加配米を配給されたいというのである。
二、請願の議決理由
木工業従業員の労働性に鑑み、労務加配米配給は至当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十一日
農林委員長　坂本　實
衆議院議長松岡駒吉殿

山口縣の松樹害虫防除費國庫補助の請願（請願者　岩國市長津田彌吉）（中嶋勝一君紹介）（第一二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山口縣の森林は松林がその大部分を占め、坑木は全國第一の生産高を見せているが、近時松虫が廣くまん延して著しい被害を受け、これが駆除実施の成否は該縣森林の全生命に及ぼす重大問題となつている、ついては、該縣の松樹害虫防除費として第四、四半期において最小限二百五十万円を國庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
森林よう護のため害虫駆除は、焦びの急を要する。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十一日
農林委員長　坂本　實
衆議院議長松岡駒吉殿

國有林矢櫃山拂下の請願（請願者　岩手縣紫波郡水分村長鷹木嘉右エ門外百四十八名）（山本猛夫君外一名紹介）（第一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣岩手郡の國有林矢櫃山は、藩政以來水分村外七箇村の入会通用山として関係村民の生活と不可分関係にあつたが、明治の初期当局の調査判断の誤りから該山林は三等官林に編入され、以來当該村民は長年利用できた生活必需資源入手の途を絶たれ薪炭、家屋補修材、家畜飼料の堆肥材等の補給に多大の困窮を忍んできたのである、ついては、國有林矢櫃山を関係八箇村に速かに拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

國有林を地元関係農民に拂い下げることは当該農民の民生安定のため妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年十二月十一日

農林委員長　坂本　實

衆議院議長松岡駒吉殿

北海道における土功組合の更生に関する請願（請願者　札幌市北海道土功組合連合会長坂本北夫外十四名）（北二郎君外二名紹介）（第二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道水田農業の自然的條件の特異性及び灌漑施設の荒廃等のため、十四万八千町歩の水田と四万二千余の組合員を有する本道百七十四の土功組合は、その経営上未曾有の危機に直面している、ついては、これが対策として該組合のかんがい施設の新設、維持、改良及び復旧費並びに揚水機の動力費に対して全額國庫で補助され、又改良工事用資材を速かに割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道土功組合の土地改良事業施行の危機を救済する方途として該事業を國費で行うを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十一日

農林委員長　坂本　實

衆議院議長松岡駒吉殿

石狩原野開発促進に関する請願（請願者　北海道夕張郡長沼村東八線南十四宮北三七郎）（北二郎君外三名紹介）（第二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の中枢部に位する石狩原野の第一期拓殖計画は、支那事変の進展に伴い遂に閑却せられ、現に約三万町歩の未開墾地を残しているが、該原野は本道の他の未開発原野に比較しても交通、土壌、氣温、経済、経営規模等において はるかに優位にあるから、該原野の開発事業を速かに國営により実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

未墾地開発は食糧増産及び農業経営合理化の急なるを要し、廣大な地域を有する当該原野は國営を以て行うを適当な措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十一日

農林委員長　坂本　實

衆議院議長松岡駒吉殿

品井沼水害予防組合所有の農地外土地建物並びに農業用施設買收に関する請願（請願者　宮城縣宮城郡松島町長磯田直七外五名）（竹谷源太郎君紹介）（第二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城縣品井沼水害予防組合は、事業目的の終了と組合員の要望によつて昭和二十四年三月末日で解散することになつており、その所有する農地以外の土地、建物及び農業用施設の処理が早急に要望されている、その理由は該組合員は毎年の水害で施設費負担能力が全然なく、組合の財政上からも又解散に要する費用の財源にすら困窮している現状からしても到底組合員は経営を続けて行くことが困難な実状にある、ついては、前記土地、建物及び施設を速かに現状のままで現金により買收されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村資金困窮の現状より当該物件の処理は適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十一日

農林委員長　坂本　實

衆議院議長松岡駒吉殿

北海道土地改良軌道客土事業施行の請願（請願者　北海道土地改良農業協同組合連合会長土井千海）（北二郎君紹介）（第二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道農業の特異性から低位生産地帯の更生には土地改良客土工事が絶対的要件であり、殊に本道特有の泥炭地中農牧適地だけで十九万町歩に達し、これが農耕地化するためには経済上軌道による土地改良客土事業の促進が緊急に要望されている、ついては國庫の補助をもつて該事業を明二十四年度より五箇年計画で完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良客土事業は食糧増産並びに農業経営合理化のため、極めて重要である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十一日

農林委員長　坂本　實

衆議院議長松岡駒吉殿

漁船保險対策に関する請願（請願者　愛媛縣漁船保險組合長赤松勳）（馬越晃君紹介）（第八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁船の遭難に対する経済的施設として漁船保險が漁業者の唯一の頼みであるが、とかく保險金の支拂が遅れがちのため漁船の損害回復に多大な支障を来たしている、ついては、これが應急対策として政府は速かに未拂再保險金を支拂うに足る充分なる金額を一般会計より漁船再保險特別会計に繰り入れ、又恒久対策として漁船保險組合に対し毎年度相当額の補助金を交付し、漁船再保險特別会計に対し毎年度相当額を一般会計より繰り入れられたいというのである。

二、請願の議決理由

漁船保險対策に関する請願の趣旨は、その必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月九日

水産委員長　西村　久之

衆議院議長松岡駒吉殿

請戸漁港修築の請願（請願者　福島縣双葉郡請戸村長熊川稔外八名）（關内一君紹介）（第二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島縣双葉郡請戸漁港は旧藩時代から大小漁船の出入盛んで、その沖合は魚族に富む優秀な漁場であるが、築港の設備が無いので近年は港勢著しく衰退している、ついては、優良魚田開発のため該港正面にある岩礁四百米の区域に対し速かに防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

請戸漁港修築の請願の趣旨は、その必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

水産委員長　西村　久之

衆議院議長松岡駒吉殿

伊豫大島船溜修築の請願（請願者　愛媛縣北宇和郡蔣淵村長木下梅治郎外十四名）（井谷正吉君外八名紹介）（第三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣北宇和郡三浦半島の突端にある伊豫大島船溜は、近海一帯に豊富なる魚田を有し、漁船の出入が盛んであるが、船溜の施設が極めて不完全なもので突風の都度悲惨事を繰り返えしている、ついては、速かに該港に防波堤及び船揚場を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊豫大島船溜修築の請願の趣旨は、その必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

水産委員長　西村　久之

衆議院議長松岡駒吉殿

放送機構改革に関する請願（請願者　東京都中央区銀座四丁目一番地教文館ビル内國民放送協会創立事務所内伊藤豊）（西村

榮一君外四名紹介）（第一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の独占的な放送機構を改革して、放送事業体を複数とし、これに均等の機能を與え、その対立によつて民主主義の基礎條件であるニュース、時事評論等に反対意見及び演藝等に対照的傾向を育成するとともに、事業発展の基盤である自由競争により能率の向上、使命の達成を助長させるように図られたいというのである。

二、請願の議決理由

放送法の実施に伴い將來設立せられるべき諸放送團体に対し全然同一の機能を與えることには種々問題があるが、放送事業体を複数とし相互競争によつて放送のもつ使命の向上、達成を助長するの根本趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十日

通信委員長　原　健三郎

衆議院議長松岡駒吉殿

牛朱別川改修工事施行の請願（請願者　北海道上川郡東旭川村長玉井健吉）（坂東幸太郎君紹介）（第六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡牛朱別川は、川幅が狹く曲折しており、更に支川ペーパン川を合せ益々その水量を増大し、しばしば洪水を繰り返していたが、昭和二十二年八月の出水に際し、沿岸耕地は荒廃に帰した、ついては、沿岸住民が安んじて生業を営めるように速かに該河川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より、早急に改修工事を施行する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

建設委員長　柏原　義則

衆議院議長松岡駒吉殿

勝沼大月線を國道に編入並びに改修工事施行の請願（請願者　山梨縣東山梨郡勝沼町長荻原平光外六十四名）（天野久君紹介）（第一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨縣勝沼大月線は、東京都と甲府市を結ぶ本縣における唯一の最短路線で、沿線地域には薪炭、木材の産出豊かであるのみでなく、甲州ぶどうの主産地勝沼町等を控え、又名所旧跡も多いが、國道八号線の路線の変更後、縣道に編入せられてからは荒廃の一途をたどり、農・林産物の輸送と観光の方面に多大の支障を與えている、ついては、本路線を國道に編入して速かに改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発の見地より本路線を國道に編入の上、早急に改修工事を施行する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

建設委員長　柏原　義則

衆議院議長松岡駒吉殿

吉田川改修工事施行の請願（請願者　宮城縣宮城郡松島町長磯田直七外七名）（竹谷源太郎君紹介）（第一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城縣下の吉田川は、昭和十六年にその改修工事を完成したが、その後も毎年堤防を越水して人家、農作物に多大の被害を與えていたが、昭和二十三年九月の出水により、沿岸堤防は、数箇所決潰し、二千余町歩の耕地は泥海と化し、特に品井沼開墾地の被害は甚大で、農民は復旧能力を失い深刻な窮乏に陥つている、ついては、速かに該河川に対し根本的治水工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より早急に改修工事を施行する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

建設委員長　柏原　義則

衆議院議長松岡駒吉殿

鶴田川治水対策実施の請願（請願者　宮城縣宮城郡松島町長磯田直七外五名）（竹谷源太郎君紹介）（第一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城縣品井沼開墾地千二百町歩は、鶴田川の出水の都度多大の被害を受け、殊に昭和二十三年の大洪水には土地家屋の多数が流失し著しい被害を蒙つた、ついては速かに恒久的治水計画を樹立して該川の堤防の強化、排水設備工事等を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産の見地より早急に改修工事を施行する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

建設委員長　柏原　義則

衆議院議長松岡駒吉殿

前馬川の暗渠改良工事施行の請願（請願者　滋賀縣愛知郡葉枝見村長中川正四郎外十名）（森幸太郎君紹介）（第三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀縣愛知郡の中央部と西部とを結ぶ葉枝見村地内の重要道路下に構築されている前馬川の暗渠は、その頂点が道路面より著しく低いため、運輸交通に多大の支障を來している、ついては、速かに該暗渠を鉄橋に改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の便を図るため、早急に改良工事を施行する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

建設委員長　柏原　義則

衆議院議長松岡駒吉殿

岡山縣下の溪流に砂防工事施行の請願外三十件（請願者　岡山縣苫田郡中谷村長中江毅外八十四名）（小枝一雄君外一名紹介）（第四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山縣下の溪流は、水源山地が荒廃して土砂の流失おびただしく、上、下流部は幅員が狹少で曲折が多いため、流域一帯に多大の被害を及ぼしている、ついては、岡山縣下左記各溪流に砂防工事を施行されたいというのである。

（一）高座川　（二）瓶割川　（三）舟山川　（四）塩谷川　（五）上森川（六）日名川　（七）中津井川　（八）清常川　（九）宮地川　（十）瀧谷川（十一）木地山川　（十二）住埴谷川（十三）太瀧川　（十四）小玉川（十五）西屋川　（十六）松尾川（十七）瀬戸川　（十八）小松谷川（十九）粟井川　（二十）羽出西谷川（二十一）文瀬昆川　（二十二）高尾川　（二十三）津々川　（二十四）櫻川　（二十五）塩之内川　（二十六）鳴谷川　（二十七）百谷川　（二十八）井原川　（二十九）影谷川　（三十）河内川

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

建設委員長　柏原　義則

衆議院議長松岡駒吉殿

一ッ瀬川及びその支流三財川の改修工事施行の請願（請願者　宮崎縣宮崎郡廣瀬村長宮田弘外八名）（押川定秋君外一名紹介）（第五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣下一ッ瀬川は、しばしば出水して沿岸一帯の人家、耕地に多大の被害を與えていたので昭和七年改修に着手されたが戰争のため工事中止となり富田村地内の一ッ瀬川と三財川の沿岸地区が未改修のまま残されている、然るに山林の濫伐により上流地が荒廃に帰しているので豪雨到れば甚大なる被害を受けること必至の現状である、ついては、速かに該両川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に改修工事を施行する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

建設委員長　柏原　義則

衆議院議長松岡駒吉殿

厚狹、船木両町に上水道施設の請願（請願者　山口縣厚狹郡厚狹町長山下穰外一名）（坂本實君外一名紹介）（第六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口縣厚狹郡厚狹、船木両町は、厚狹、船木、上沖、沖田等各炭坑の採掘進行により附近一帯の井戸水のこ渇を招來し、住民は飲料水と雜用水にはなはだ難渋している、しかもさきにこれが應急策として簡易水道工事が着手されたが、その水量に將來性がなく、且つ水質試驗の結果惡質菌が発見されたので止むなく中止された、ついては、昭和二十四年度より該両町に厚狹川を水源とする上水道を施工されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定の見地より早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十二日

建設委員長　柏原　義則

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第十二号参照〕

三條市所在の旧武德殿拂下に関する請願（請願者　三條市長土田治五郎外一名）（亘四郎君紹介）（第三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三條市武德殿は公会堂、武德殿両様に使用できるよう市民の寄付によつて設立されたもので、地代金は市において負担してきた、しかるに今回武德会が解散されたので多年の宿望を実現すべく同施設を公会堂として專用し市民の文化厚生施設に利用する計画のところ、同施設は解散團体に接收された、ついては、該施設を該市に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

政府の意見によると無償にての拂下は困難ということである。しかし同武德殿を公会堂として使用することは適当と認められるので、適当な方法を講じ請願の趣旨にそうよう善処する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

一、

静岡縣吉原市警察署留置場は静岡刑務所の代用收容所に指定されているが、富士宮市、吉原市及びその周辺の町村は、戰後新興工業都市として急速に発展膨脹しつつあつて、これに伴い犯罪の発生、檢挙率も著しく増大している、然るに該留置場は施設が狹小であるのみでなく、警察官人員も少く、ために万全の看守を期することができないので、留置人の集團逃亡があるなど、その他種々の事故が続発して弊害がはなはだしい、ついては、富士郡下の治安保全のため速かに吉原市に刑務支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

代用刑務所において一般未決囚と要保護者、被疑者青少年を同房せしめることから生ずる弊害は看過し得ない。吉原市は工業都市として発展し諸種犯罪の発生多く当地に刑務所支所を設置する必要を認める。更に実状を調査の上國家財政の許す限り可及的速かに請願の趣旨にそうべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

法務委員長　高橋　英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

教育予算増額に関する請願外十六件（請願者　岩手縣東磐井郡澁民村曾慶字神蔭四十一番地佐藤俊外四十二名）（石川金次郎君紹介）（第二七号）及び教育予算増額に関する請願外二件（請願者　岩手縣一ノ関市大字廣衛二十八番地岩井昭二外十名）（石川金次郎君紹介）（第一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育財政の貧困は六・三制の実施等の教育振興の前途に暗影を投じている、ついては、速かに義務教育費を全額國庫補助とするとともに教育予算を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが國の教育振興のために、義務教育費全額國庫補助と教育予算の大幅増額は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

文部委員長　圓谷　光衛

衆議院議長松岡駒吉殿

山形市立科学研究所における超短波研究費國庫補助の請願（請願者　山形市長鈴木重屹）（海野三朗君紹介）（第五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰時中、山形縣大石田町に疎開していた東北大学電氣通信研究所超短波工業研究部門を、山形市に誘致した、その後、該研究所は、蠶蚕・醸造方面に顯著なる実績を挙げつつあるが、更に、産業に高度の科学技術を攝取し、その質的量的向上を図り、地方経済の振興を図るため、機構を改善し、設備を拡充せんとしているが、山形市の貧困せる財政では、充分に所期の目的を達成することができない、ついては、該研究所に対して科学研究費二百八十万円を補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形市立科学研究所の実績にかえりみて、超短波研究費國庫補助は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

文部委員長　圓谷　光衛

衆議院議長松岡駒吉殿

教育金融金庫設置の請願（請願者　全國教育用品協会代表高瀬莊太郎）（黒岩重治君紹介）（第五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化國家建設の目標達成のため、その根本として、教育の振興が叫ばれているが、教育用品部門の融資順位は、主として丙種に置かれ、何ら特殊な金融的措置が講ぜられていないため、巨額な需要量に上る教育用品は、全く生産減少の止むなきに至り、ために、徒らに高價な闇價格で、賣買されて、教育振興に大なる支障を來している、ついては、教育用品の生産配給の向上を図るため、教育金融金庫を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育振興を図るため、教育用品の生産配給を期する目的で、教育用品部門において金融的措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

文部委員長　圓谷　光衛

衆議院議長松岡駒吉殿

著作権の保護に関する請願（請願者　東京都文京区音羽町三ノ一九社團法人日本文藝家協会理事長舟橋聖一）（圓谷光衛君紹介）（第一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、作家の相続人に課せられる相続税の課税價格中に算入せられた著作権の評價額に関して相続人の異議が申立てられているもの二三にとどまらない、今日の流行作家、必ずしも明日の流行作家たらず、昨日の流行の物故作家、必ずしも今日の流行作家たりうるはずはない、ついては、物故作家の著作物に対する課税を合理化せられたいというのである。

二、請願の議決理由

著作権も財産権の一種である以上、これに課税すること自体には問題はないが、かかる評價困難の財産の價格を無限に評價して一挙にこれに課税しようとするところに無理がある。要するに現行著作権法が、その評價方法を考慮しなかつたところに問題があると思われるので、本請願は、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

文部委員長　圓谷　光衛

衆議院議長松岡駒吉殿

國民健康保険の診療施設に対する國庫補助増額の請願（請願者　栃木縣芳賀郡山前村河上務外十一名）（山口好一君紹介）（第五五号）及び同（請願者　長野縣諏訪郡原村國民健康保險組合理事長荒木宗治）（吉川久衛君紹介）（第五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國民の保健衛生上から國民健康保險組合直営の診療所が潰ずる役割は極めて大である、ついては國民健康保險組合の診療施設に対する國庫補助費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の國民保險衞生上欠くことのできない國民健康保險組合を強化することは極めて必要であり、この診療施設を國庫にて補助確立することは緊急の要務であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

厚生委員長　佐々木盛雄

衆議院議長松岡駒吉殿

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正する請願（請願者　全國療術協同組合長守屋榮夫）（内海安吉君紹介）（第六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

療術は多大の効果を收めているが、今回法律第二百十七号によりこれら療術師の営業は昭和三十年限りとされ、又新規開業が認められなくなつたことは誠に遺憾である、ついては、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正して療術の新規開業を認め、且つ既得権の制限を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

療術業存廃の問題は医療上重要なる問題であり、これを法的に解決することは極めて必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

厚生委員長　佐々木盛雄

衆議院議長松岡駒吉殿

成年男女の身体檢査実施の請願（請願者　横浜市鶴見区東寺尾千三百三十三番地村井柳子外八名）（笹口晃君外一名紹介）（第六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化日本建設のためには明日を背負う青少年の心身の健全を図ることが最も肝要である、ついては、男女が二十歳に達したる際全國一齊に健康診断を施行し、國民の健康度を國家が檢定する制度を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

日本將來は係つて青少年の心身如何にあり、この青少年の身体を檢査し、これが健全を図ることは極めて必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

厚生委員長　佐々木盛雄

衆議院議長松岡駒吉殿

幼兒保育機関の振興に関する請願（請願者　東京都大田区調布鵜ノ木町百七十番地全國保育連合会代表加藤武夫）（笹森順造君外一名紹介）（第一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

乳幼兒の福祉増進を図るため、市町村に幼兒保育機関設置の義務を負わしめるとともに、幼稚園教育の義務制を実施し、公立保育機関の職員の待遇費を全額都、道、府縣費支弁とされたいというのである。

二、請願の議決理由

乳幼兒の福祉増進を図ることは極めて必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

厚生委員長　佐々木盛雄

衆議院議長松岡駒吉殿

白糠漁港拡張工事施行の請願（請願者　北海道白糠郡白糠村長青木金吾）（伊藤郷一君紹介）（第一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道白糠郡白糠漁港は、太平洋岸屈指の天然の良港で、附近に優秀な漁場があり、後方に十勝國の豊富なる物資を控えているので、利用する漁船が多いのであるが、昭和十年暴風雨のため、港内は土破により埋沒され、岸壁は破壞され、その機能を全く喪失するに至つたが、戰時中のため復旧を見ずにおり、漁田開発上重大なる支障を來たしている、ついては、速かに該港の拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

白糠漁港拡張工事施行の請願の趣旨は充分その必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

水産委員長　西村　久之

衆議院議長松岡駒吉殿

燒尻漁港築設促進の請願（請願者　北海道苫前郡燒尻村長志水要）（坂東幸太郎君外三名紹介）（第一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡燒尻村の船入澗は、人口の増加と漁業の振興に伴い、出入の船舶が増加し、ために益々澗内の狹ずるようになつた、しかも該港は日本海中の要港としても唯一の適地である、ついては、該村に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

燒尻漁港築設促進の請願の趣旨はその必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

水産委員長　西村　久之

衆議院議長松岡駒吉殿

本浦漁港築設の請願（請願者　愛媛縣北宇和郡戸島村長清家重幸外十一名）（馬越晃君紹介）（第一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣北宇和郡戸島村は、豊後水道中の孤島であるが、人口二千八百、漁獲高年産百五十万貫に達する縣下有数の漁村であつて、漁船九百五十隻を有し、その近海は、いわし等の網漁業の中心漁場であるとともに九州と高知縣を結ぶ航路の中間にもなつておる、しかるに毎年附近航行中の漁船又は貨物船が暴風雨により遭難しているので、若し該島に港湾の設備があれば、これらの惨事を未然に防ぎ、併せて水産物の増産に多大の影響を與えることができる、ついては、國庫の補助により、速かに該村本浦に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本浦漁港築設の請願の趣旨は充分その必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

水産委員長　西村　久之

衆議院議長松岡駒吉殿

いわし施網漁業の救済策に関する請願外六件（請願者　東京都港区芝海岸通一丁目二十番地日本施網漁業協会長小高嘉郎外七名）（鈴木善幸君紹介）（第一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年度のいわし漁は、海流の異変によりほとんど全國的に不漁であつたが、そのため特に関東及び東北の太平洋沿岸縣下のいわし施網漁業は、正に自滅直前の窮狀に立ち至つている、しかるに、農業においては、災害に対し救済制度が確立されているのに、同じ原始産業である漁業には何等の恩惠も與えられていない、ついては、これが應急措置として、前記諸縣のいわし施網漁業に対し六億円の融資を許可されるとともに漁業保險、信用保險制度等を含む漁業の安定方策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

いわし施網漁業の救済策に関する請願の趣旨は充分その必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

水産委員長　西村　久之

衆議院議長松岡駒吉殿

片山津温泉所在の旅館を名古屋鉄道局より還元の請願（請願者　石川縣江沼郡片山津町宇片山津温泉乙六十七番地楠澤政行）（竹田儀一君紹介）（第四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川縣江沼郡片山津宇片山津温泉所在の旅館は戰時中名古屋鉄道局に買收されたが、終戰後既に三年余を経ているのに未だに旧所有者に還元されず、徒らに鉄道職員の享楽場と化している、ついては、速かに該旅館を旧所有者に還元されたいというのである。

二、請願の議決理由

利用の現狀等に即して、その処置を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

肥前飯田駅構内貨物積込線施設設置促進の請願（請願者　佐賀縣藤津郡七浦村長岩永久外百二十二名）（中村又一君紹介）（第九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎本線肥前飯田駅構内には貨物積込線の施設がないので、関係地方農民は米、麦、甘藷等の供出発送のため二里余も離れた隣接の肥前七浦駅まで手車で運搬するような不便な現状であつて、これでは到底供出を完納することができない、ついては、該駅構内に貨物積込線の施設を速かに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便をはかるため、地形的條件、資材、予算等をかん案して、貨物積込線の新設を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

旧鶴見臨港鉄道外三鉄道拂下に関する請願（請願者　奥多摩工業株式会社社長山田胖）（土井直作君外一名紹介）（第一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國鉄鶴見線、南部線、青梅線及び五日市線は、元來地方鉄道として鶴見臨港鉄道、南部鉄道、旧青梅電氣鉄道及び旧奥多摩電氣鉄道の四会社が経営して、地方交通産業上大なる貢献をして來たのであるが、今次戦争的の末期に輸送力増強のため戦時的緊急措置として政府に買收されたものである、しかるに終戦後國有として経営する必要の解消した今日、國有鉄道法の精神及び沿線市町村の希望に従い、速かに前記鉄道を旧経営各会社に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線はいずれも買收後既に数年にわたつて、國有鉄道の一環として運営せられ、能く輸送の重要使命を果しておるのであるから、これが拂下については、終戦後の政治、経済情勢ともにらみ合せて輸送力確保増強等の見地から國有鉄道網全体としてこれを研究するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

相生、西大寺間鉄道敷設促進に関する請願（請願者　岡山縣邑久、上道地方事務所長皿井勝美外二十四名）（重井鹿治君紹介）（第一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

相生駅より岡山縣西大寺駅に通ずる國鉄赤穂線の敷設工事は戦争のため中止されたが、同予定線沿線は天惠的穀倉地帯であるとともに紡績大工場、印刷局工場等の重要施設もあり又西大寺港の修築完成の曉には該鉄道の利用價値ははなはだ大きなものとなる、ついては、該工事を速かに復活施行されたいのであるが、その着工に当つては西大寺駅より邑久郡邑久村を経て和氣郡片山町に至る間を先に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

幹線輸送力の増強及び地方交通の利便をはかる等のため、諸情勢の好轉をまつて資材、予算等をかん案して請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

阪和線拂下に関する請願（請願者　大阪府泉南郡信達町市場百番地片木政治郎外八名）（平島良一君外一名紹介）（第三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪、和歌山両市を結ぶ國鉄阪和線は、民営当時その優秀性をうたわれていたが、國鉄に編入されてから路線は磨滅し、車体は破損し、速度は緩められる等著しく輸送力が低下し、しかも事故が続出して誠に悲惨なる状態にある、ついては、速かに本線を民営に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線は買收後既に数年にわたつて、國有鉄道の一環として運営せられ、能く輸送の重要使命を果しておるのであるから、これが拂下については、終戦後の政治、経済情勢ともにらみ合せて輸送力確保増強等の見地から國有鉄道網全体としてこれを研究するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

村崎野信号所を一般駅に昇格の請願（請願者　岩手縣議会議員佐藤都二郎外一名）（高田弥市君紹介）（第三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣和賀郡飯豊村所在の村崎野信号所を一般駅に昇格することは関係村民の多年熱望する所であつたが、近年盛岡市への通勤者のため該信号所に通勤列車のみを停車させているが、今後益々乗降客は増加の一途をたどる傾向にある、ついては、速かに本信号所を一般駅に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便をはかる等のため、資材、予算等をかん案して一般駅に昇格を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

四國海運局松山支局宇和島出張所昇格の請願（請願者　愛媛縣北宇和地方事務所長二宮常五郎外二十三名）（井谷正吉君外八名紹介）（第三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宇和島市を中心とする佐田岬以南の四國西南部は、無盡蔵なる森林資源を始め鉱・水産資源に富んでいるが、陸上運送機関に乏しく、且つ地理的環境からこれら物資の輸送並びに阪神、北九州地方との連絡は一に海運に依存せざるを得ない実状で、このような見地から当地方に適正強力なる海運行政力による指導監督が強く要望されている、ついては、四國海運局松山支局宇和島出張所を支局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

海運行政の強化をはかる等のため、海運局に昇格を考慮するを適当を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

戸賀湾口に航路標識設置の請願（請願者　秋田縣南秋田郡戸賀村長三浦勝雄外一名）（島田晋作君紹介）（第四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田縣男鹿半島附近は日本海随一の難所で、現在まで多くの遭難船を出して來た、ついては、同半島の両端に位し、地理的にも自然的にも避難港として最も好條件を有する南秋田郡戸賀村戸賀湾口に、航路標識を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を確保するため、資材、予算等をかん案して、請願の地に航路標識設置を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議

院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

東北本線急行列車を水沢駅に停車の請願（請願者　岩手縣議会議員佐藤郁二郎外一名）（小澤佐重喜君紹介）（第四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線水沢駅は岩手縣胆沢郡水沢町を始め胆沢、江刺両郡の利用者が多数に上り、又同駅を起点として大船渡港及び両郡内各町村に民営及び國営バスが運行されているので、同駅の乗降客は日日増加している、ついては、該駅を東北本線上、下急行列車の停車駅とされたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の便を図るため、急行列車の停車を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

前沢駅に跨線橋設置の請願（請願者　岩手縣議会議員佐藤郁二外一名）（小澤佐重喜郎君紹介）（第四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線前沢駅は岩手縣胆沢郡前沢町を中心とする一町五箇村の利用駅で、現在同駅の乗降客は日に約千名の多数に上っているが、跨線橋がないため乗降客の不便は勿論のこと、列車運行の上にも多大の支障を来している、ついては、速かに該駅に跨線橋を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

乗降客の利便をはかる等のため、資材、予算等をかん案して跨線橋を設置するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

一、請願の要旨及び目的

東北本線衣川信号所は前沢、平泉両駅の中間に位置し、同信号所には砂利採取の引込線もあり、その乗降駅への昇格は関係村民の多年の要望であるが、ついては、速かに本信号所を一般駅に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、資材、予算等をかん案して、一般駅昇格を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

國鉄加古川外三線を播丹鉄道株式会社に拂下反対の請願（請願者　兵庫縣加古郡高砂町藍屋町千七百一番兵庫縣加印木材林産組合長大崎源一郎外七名）（河合義一君紹介）（第四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元播丹鉄道株式会社の経営になる加古川線、高砂線、三木線、北條線及び鍛冶屋線は、戦時中政府に買収されてから能率は飛躍的に向上し、本地方の産業発展に資する所が極めて多い、然るに最近これら鉄道を民間に移管の運動が起りつつあるやに傳えられるが、かくては輸送上に重大な支障を来すから、該鉄道を播丹鉄道会社に拂い下げることに反対するというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線はいずれも買収後既に数年にわたつて國有鉄道の一環として運営せられ、よく輸送の重要使命を果しておるのであるから、これが拂下については終戦後の政治、経済情勢ともにらみ合せて輸送力確保増強等の見地から國有鉄道網全体としてこれを研究するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

旧小倉鉄道拂下促進の請願（請願者　小倉鉄道株式会社長林田惣七郎）（高瀬傳君紹介）（第四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小倉鉄道が戦時中政府に買収されたが、それは戦時的緊急措置としてやむを得なかつた、しかし終戦後は当線のような地方線を國有鉄道の一部として経営する必要もなくなつたと信ずるし、なお沿線市町村の希望もあるので、速かに本事業を前経営者に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線は買収後既に数年にわたつて、國有鉄道の一環として運営せられ、よく輸送の重要使命を果しておるのであるから、これが拂下については終戦後の政治、経済情勢ともにらみ合せて輸送力確保増強等の見地から、國有鉄道網全体としてこれを研究するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

吉久駅を一般駅に昇格の請願（請願者　高岡市吉久二百三十番地津野勝次外十三名）（内藤友明君紹介）（第五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新湊線吉久駅は現在管理駅であるが、同駅附近一帯に近年商工業の躍進的発展を見、人家も激増し、同駅の改築も成つて乗降客の激増とともにその重要性が認められるようになつた、ついては、速かに該駅を一般駅に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、資材、予算等をかん案して、一般駅昇格を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

三納代、妻間國営自動車運輸開始の請願（請願者　宮崎縣議会議長甲斐善平）（川野芳滿君紹介）（第五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣兒湯郡湯の前と妻とを結ぶ國営自動車米良線は、日豊本線との連絡がないがため関係住民の不利不便この上もない、ついては、該線を妻より延長して上新田を経て日豊本線三納代駅に至る間に速かに國営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発をはかる等のため、諸情勢の好轉を俟つて、資材、予算等をかん案して、請願区間の鉄道を敷設し、又は既存の民間業者を育成強化し、或は官営自動車運輸を開始するを、自動車輸送力の増強をはかるを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

米沢、喜多方間國営自動車運輸開始並びに野岩羽線全通促進の請願（請願者　福島縣耶麻郡岩月村大字喜多方字稻村八百番地幽岳小百合外二百十名）（原孝吉君紹介）（第五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木縣今市より福島縣田島町、若松市、喜多方町、熱塩温泉を経て米澤市に至る野岩羽線が貫通すれば、東京、青森間並びに米澤、会津、東京間の鉄路が約百二十粁も短縮されることになるし、又沿線一帯の豊富な林産、地下資源の開発が促進されるので、その貫通は緊急に要望されているが、同線中米澤、熱塩間及び荒海、今市間が未だ開通されていないのは誠に遺憾である、ついては、該線の全通を促進されるとともに、これが完成まで米澤市、喜多方町間に國営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発をはかる等のため、諸情勢の好轉を俟つて、資材、予算等をかん案して、請願区間の鉄道を敷設し、又は既存の民間業者を育成強化し、或は官営自動車運輸を開始するを、自動車輸送力の増強をはかるを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

伊座敷、隼人間鉄道敷設の請願（請願者　鹿兒島縣肝付郡市町村議会議長会長森田資雄）的場金右衛門君紹介）（第六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島縣大隅地方は豊富なる天然資源に惠まれ、今後の開拓にまつ所極めて大きいが交通不便のため資源は徒らに死蔵している、ついては、本地方の資源開発のため速かに肝付郡佐多町伊座敷より同郡根占町川北、古江線古江駅、垂水、午根及び姶良郡福山を経て日豐線隼人駅に至る間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

林、鉱産資源の開発と地方交通の利便をはかる等のため、諸情勢の好轉を俟つて、資材、予算等をかん案して請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

殿田、小浜間鉄道敷設の請願（請願者　京都府北桑田郡鶴ヶ岡村長佐野健太郎外二十名）奥村竹三君紹介）（第六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府の山陰本線殿田駅より福井縣の小浜線小浜駅に至る路線は、京阪神地方より日本海に至る最短距離であり、又満俺鉱の埋蔵量が多く、林産物や硅石等の産出も大であるが、同地区より既設鉄道迄の距離が遠いため、交通上の不便は勿論、これら資源の開発に大なる支障を来している、ついては、該区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

鉱産資源の開発と地方交通の利便をはかる等のため、諸情勢の好轉を俟つて、資材、予算等をかん案して請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

宮島、堀江間國営連絡航路開設の請願（請願者　瀬戸内海汽船株式会社長仁田竹一外一名）高瀬傳君紹介）（第六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は松山、呉を結ぶ堀江、仁方間の連絡航路を廃して、松山、廣島を連絡する堀江、宮島間連絡航路を開設せんとしているが、該航路は瀬戸内海汽船会社並びに石崎汽船会社が数十年來経営してきた高濱、宇治間の鉄道連絡航路と全く並行するものであり、これが為両社の航路はその存立の基礎を失うことになる、ついては、該連絡航路の開設を中止されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願区間の國営連絡航路については、輸送の現状、既存民間業者との関係等を考慮して措置するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

大船渡線と釜石線とを連絡する鉄道敷設に関する請願（請願者　岩手縣氣仙郡盛町長鈴木文助外十一名）（志賀健次郎君紹介）（第七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手縣氣仙郡は、豊富なる林産物と無盡蔵なる鉱産物を埋蔵しており、これら資源の開発並びに産業、文化の発展のため大船渡線と釜石線又は山田線を連絡することは緊急に要望されており、かつて岩手開発鉄道株式会社が、鉄道の敷設を試み盛駅より日頃市村闘谷までの路盤工事を完成したが、戰争のため工事中止となつた、ついては、大船渡線盛駅から猪川村、日頃市村、世田米町を経て、上閉伊郡上有住村字土倉大洞において釜石線に連絡する鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発をはかる等のため、諸情勢の好轉を俟つて、資材、予算等をかん案して請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

大畑、佐井間國営貨物自動車運輸開始の請願（請願者　青森縣下北郡田名部町長伊世忠次郎外七名）（小笠原八十美君紹介）（第七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森縣下北郡は本州の最北端に位するが、鉱、林、水産物に富みこれが開発のため、さきに同郡大畑町、佐井村間國営トラックの運行が決定されたところ、たまたま、東京都において、開かれた全國自動車業者大会の反対決議により該運行計画は停とん狀態に立ち至つた、然るに、該路線の関係地方民は、これが実現を熱望しているのであるから速かに既定計画通り実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発をはかる等のため、民間業者を育成強化し、あるいは資材、予算等をかん案して省営貨物自動車運輸を実施する等、輸送力の増強をはかるを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

天王寺、王寺間電化の請願（請願者　八尾市長脇田幾松外十八名）（平島良一君紹介）（第八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

関西線の王寺駅発湊町行は現在僅かに十三本に過ぎないで、しかも乗降客は年々増加しつつあつて、通勤時は、殺人的混雜を呈している、然るに王寺駅、湊町間には関西線の外にバスが運行しているが、これは発着時刻の不正確と料金が高いので、通勤用には適さないため、関西線の利用者の不便は勿論、産業の復興の上にも、大なる障害となつている、ついては、速かに天王寺、王寺間を電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の区間は輸送量多き線区であるから、これが輸送力の増強上及びわが國石炭事情に鑑み、電源、資材、予算等をかん案して、これが電化を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

伏木港岩崎鼻山に燈台設置の請願（請願者　高岡市守山橘直治）（橘直治君紹介）（第八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高岡市伏木港の燈台は、やぐら型鉄製で、低い上に、背景の関係によつて、晝間は、逆光線を受けて反射なく、夜間は、漁船及び陸上燈火のため、認識困難なので、來航船は航程、燃料等の面において大なる損失を受けるのみでなく、事故防止に対する労苦が並々ならぬものである、ついては、燈台の機能を万全に発揮できる地点である該港域内西方男岩の内側に在る岩崎鼻山頂に新燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

海上事故防止をはかる等のため、資材、予算等をかん案して、なるべく速かに請願の地に燈台設置の必要ありと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

伏木港口整備並びに漁網撤去に関する請願（請願者　富山縣海運産業復興会議会長橘直治）橘直治君紹介）（第八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山縣伏木港は日本海における農、工業原料の直輸入港とすることは北陸方面官民の均しく要望しているところである、然るに該港は港外の定置漁網に妨げられて完全なる掃海が実施できぬので、外國船の入港が困難なるため北陸地方への入貨は総て他港に陸揚の後邦船に積替輸送されている現狀で、その損失は極めて大きい、ついては、内、外船の航行安全を図るため、速かに該港口の整備並びに定置漁網を撤去されたいというのである。

二、請願の議決理由
船舶航行の安全をはかる等のため、資材、予算等をかん案して、伏木港口の整備並びに定置漁網の撤去をはかるを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十三日
運輸委員長　有田　二郎
衆議院議長松岡駒吉殿

神戸市に國立ホテル設置の請願（請願者　神戸市兵庫区松本通一丁目神戸市議会議長木原仙松（松澤兼人君外一名紹介）（第九七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
わが國の代表的貿易港である神戸市にバイヤーの宿泊施設を全然欠くことは、バイヤーに多大の不便を與え、且つ貿易の振興に著しく支障を及ぼしている、ついては、神戸市に外國人向國立ホテルを速かに設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
神戸港の重要性に鑑み、資金、資材等をかん案して、外國人向ホテルの設置をはかるを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十三日
運輸委員長　有田　二郎
衆議院議長松岡駒吉殿

六日市村浦柄に仮停車場設置の請願（請願者　新潟縣古志郡六日市村長高野信治外七名）（清澤俊英君紹介）（第一〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
上越線越後瀧谷駅と小千谷駅の中間沿線部落は豪雪地帯でしかも山間のへき地であるため、冬季は交通の便極めて悪く、二万一千の住民の不便は勿論、同地方の重要産業である養蚕、林産、養蚕、養鯉等の方面に多大なる支障を來している、ついては、該区間の中間にある古志郡六日市村大字浦柄附近に仮停車場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかる等のため、資材、予算等をかん案して請願の地点に仮停車場の設置を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十三日
運輸委員長　有田　二郎
衆議院議長松岡駒吉殿

伊東、東京間直通列車増発並びに伊東駅構内副線の復旧促進の請願（請願者　静岡縣賀茂郡下田町長加田菊藏外十七名）（宮幡靖君紹介）（第一一一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
伊豆半島は、東京近郊の保養、遊覧地として随一を誇り得る処であり、これを廣く紹介するには海運が期待し得ない現在、唯一の鉄道である伊東線の運行回数と直通列車の増発を計ることが緊要と信ずる、ついては、東京、伊東間の直通列車を増発されるとともに戰時中、大部分撤去された伊東駅構内副線の復旧工事を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
旅客交通の便をはかるため、車輛事情等をかん案して、東京・伊東間の直通列車の増発等を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十三日
運輸委員長　有田　二郎
衆議院議長松岡駒吉殿

長野縣下五路線に國営自動車運輸開始の請願（請願者　長野縣東筑摩郡中川手村長池上一外一名）（増田甲子七君紹介）（第一二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野縣下の左記五路線は該縣の北信、中信の二大地区にまたがる山間地帯を貫くもので、その沿線地帯は、林産物特に石炭等の資源に惠まれている外、本地域の北部は糸魚川町を経て日本海に接し、長野、新潟両縣の山と海との物資交流の要路に当っているが、戰時、戰後を通じて交通機関が荒廃し、又民営自動車も全く不振で関係住民の生活及び産業の開発上重大なる支障を來している、ついては、速かに小瀧、中土間、塩尻、明科間、松本、長野間、大町、長野間及び上田、松本間に國営自動車の運輸を開始されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかる等のため、民間業者を育成強化し、あるいは資材、予算等をかん案して、省営自動車運輸を開始する等輸送力の増強をはかるを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十三日
運輸委員長　有田　二郎
衆議院議長松岡駒吉殿

白糠、縫別間國営自動車運輸開始の請願（請願者　北海道白糠郡白糠村長青木金吾）（伊藤郷一君紹介）（第一二四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道白糠郡白糠村は農・林・鉱産資源に富み、漸次戸数も増加しているが、その大部分が山地で、交通が極めて不便であるため、天惠の資源をいたずらに眠らせている現状である、ついては、速かに該村より縫別に至る間に國営自動車の運輸を開始されたいというのである。
二、請願の議決理由
資源の開発をはかる等のため、民間業者を育成強化し、あるいは資材、予算等をかん案して、省営自動車の運輸を開始する等輸送力の増強をはかるを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十三日
運輸委員長　有田　二郎
衆議院議長松岡駒吉殿

白糠、足寄間鉄道敷設の請願（請願者　北海道足寄郡足寄村長吉荒延次郎外一名）（伊藤郷一君紹介）（第一二五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道白糠郡白糠村と足寄郡足寄村との間に鉄道を敷設することは、関係住民の多年に亘る要望であるが、該路線沿線地帯は水・農・林・鉱・畜産等の資源が豊富であるが交通不便なため、いたずらに放置されている現状で、誠に遺憾にたえない、ついては、速かに該両村を結ぶ鉄道を敷設されたいというのである。
二、請願の議決理由
資源の開発をはかる等のため、諸情勢の好轉を俟つて、資材、予算等をかん案して、請願区間の鉄道敷設を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十三日
運輸委員長　有田　二郎
衆議院議長松岡駒吉殿

杉本、龍華間に貨物線敷設の請願（請願者　大阪市東住吉区平野町吉村寅次郎）（有田二郎君紹介）（第一三一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
貨物ふくそうの折柄、大阪市住吉区杉本町、龍華間の貨物線敷設は、緊急を要するものと信ずるので、速かに該区間に貨物線を敷設されたいというのである。
二、請願の議決理由
貨物輸送の便をはかる等のため、諸情勢の好轉を俟つて、資材、予算等をかん案して請願区間の貨物線敷設を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十三日
運輸委員長　有田　二郎
衆議院議長松岡駒吉殿

成田、八日市場間鉄道復活の請願（請願者　千葉縣香取郡多古町長木川省三郎外十八名）（山村新治郎君紹介）（第一三二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
千葉縣成田町より香取郡多古町を経て八日市場町に至る旧成田鉄道株式会社経営の多古線は、該地方の産業及び文化の発展に大いに寄與して來たが、戰時中軍の目的のために撤廃され今日に及んでいるため、沿線住民は不利不便に悩んでいる、ついては、速かに該鉄道を國営鉄道として復活されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかるため、既存の省営自動車線との関係等をにらみ合せて措置するを適当と認

め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

飯田線設備強化並びに輸送力増強に関する請願（請願者　飯田市長高田茂外百五十四名（吉川久衛君紹介）（第一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野縣上伊那、下伊那両郡は、廣大なる山林資源を有し、全國屈指の蚕地であり、且つ製糸、織物等も盛で、果実の産出も多い、しかるに両郡を貫通する飯田線は、輸送力が貧弱なため、沿線地帯の滞貨はなはだしく、業者はその経営に支障を来たし、生産意欲に多大の影響を及ぼしている、ついては、沿線産物の活用並びに資源開発のため、飯田線の施設の強化並びに輸送力の増強特に線路電圧を本邦標準電圧たる千五百ボルトに統一されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発をはかる等のため、資材、予算等をかん案して、施設を強化する等、飯田線の輸送力増強をはかるを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

佐川、尾川間に國営自動車運輸開始の請願（請願者　東京都港区芝櫻田太左ェ門町三番地坪倉宗春（長野長廣君紹介）（第一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知縣佐川町、尾川村間に國営バスを開設するときは、通勤、通学及び生産の増強に寄與するところはなはだ大きいと信ずる、ついては、速かに該区間に國営バスの運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、実情調査の上、資材、予算等をかん案して省営自動車運輸の開始を考慮する等自動車輸送力の増強をはかるを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

帯廣市に鉄道管理部設置の請願（請願者　帯廣市長佐藤龜太郎）（高倉定助君外二名紹介）（第一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

帯廣市は四通八達した鉄道と道路の要衝で、東北海道における政治、産業、経済、文化の中心都市となつたが、今後の飛躍的発展と該地方の現有運輸施設保存管理又は改良工事の必要性から、速かに本市に、鉄道管理部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の地に鉄道管理部設置については輸送の実状に即し、日本國有鉄道の設立とも併せ考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

旧産業セメント鉄道拂下の請願（請願者　産業セメント鉄道株式会社社長脇生太賀吉（長尾達生君紹介）（第一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡縣起行、赤坂を結ぶ後藤寺線、金田、宮床を結ぶ糸田線並びに赤坂、赤坂炭坑を結ぶ旧産業セメント鉄道赤坂線は戦時中政府に買收されたが、終戦後の今日は最早その必要がないから、同線の従來の使命であるセメント工業上、又地方産業交通上、該鉄道を拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線は買收後既に数年にわたつて國有鉄道の一環として運営せられよく輸送の重要使命を果しておるのであるからこれが拂い下げについては終戦後の政府、経済情勢ともにらみ合せて輸送力確保増強の見地から國有鉄道網全体としてこれを研究するを適当と認め本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

鵜沼駅の改築及び構内拡張の請願（請願者　岐阜縣稲葉郡鵜沼町長栗木謙二）（武藤嘉一君紹介）（第一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高山線鵜沼駅は、名古屋鉄道との連絡点で、終戦以來該駅の旅客及び貨物の数は激増し、現在の駅舎、跨線橋、構内配線の状態では、これが收容は困難で、殊に雨天における混雑は著しい、ついては、速かに該駅の改築及び構内拡張を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便をはかる等のため、資材、予算等をかん案して駅舎等の改築及び構内拡張を考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

太田、鵜沼間國営自動車運輸開始の請願（請願者　岐阜縣稲葉郡鵜沼町長栗木謙二）（武藤嘉一君紹介）（第一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高山線鵜沼駅は名古屋鉄道との連絡点で終戦以來加茂郡太田町沿線より名古屋方面への利用者は激増しているが、高山線の運輸状況は極めて少なく、太田町より越美線、太多線への連絡も不充分で殊に鵜沼最終列車は上り十八時三十分、下り二十時三十五分となつているため、その後名鉄電車より発着する沿線旅客は、全く他に利用する交通機関がなく多大の不便を感じている、ついては、太田町と鵜沼町を結ぶ國営自動車の運轉を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、民間業者を育成強化するいは、資材、予算等をかん案して省営自動車の運輸を開始する等輸送力の増強をはかるを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運輸委員長　有田　二郎

衆議院議長松岡駒吉殿

大高根郵便局を集配局に昇格の請願（請願者　山形縣北村山郡大高根村長寺崎眞圓）（海野三朗君紹介）（第一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形縣北村山郡大高根村は、現在白鳥郵便局の集配下にあるが、郵便局の遅滞はなはだしく、村民の不便は多大である、ついては、諸種の好條件を具備した大高根郵便局を集配局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は理由があり、財政の状況及び他との権衡をみて適当の時期にこれを実現すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

運信委員長　原　健三郎

衆議院議長松岡駒吉殿

電話公債額に等級設定の請願（請願者　宮城縣名取郡岩沼町字町三十六番地宮城縣電話料金改正期成同盟会々長森正（庄司一郎君外二名紹介）（第一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電話公債法の施行に伴い、加入電話の利用申込者及び譲受者等は三万六千円の公債を負担しなければならなくなつたので経済事情の低い電話使用料五等級以下の地域にあつては頗る困難を感じている、ついては、これ等の地域に対し電話公債の引受額を低下し負担の軽減を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、理由あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

通信委員長　原　健三郎

衆議院議長松岡駒吉殿

電話料金等軽減に関する請願（請願者　宮城縣名取郡岩沼町字町三十六番地宮城縣電話料金改正期成同盟会々長森正）（庄司一郎君外一名紹介）（第一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電話維持料通話料等の大幅値上げが実施され、使用料五級局以下の地域においては電話の維持に困難を来たし、電話公債法の施行と相俟つて電話の返上を余儀なくされるのも日をおつて増加の傾向にあり、文化國家再建途上の日本として頗る遺憾である、ついては現在の使用料の七段階を九段階として現在の五級局以下の地域に対しては、社会政策的見地から妥当な軽減を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は相当理由があり、政府においては財政の状況も勘案して可及的請願要旨の実現に努力すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付し採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

逓信委員長　原　健三郎

衆議院議長松岡駒吉殿

（第十三号参照）

自治体警察署長の親睦團体行動規正に関する請願（請願者　東京都北区滝野川町一九三七坂東和幸）（坂東幸太郎君紹介）（第一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

各都道府縣における自治体警察署長の親睦を目的とする團体の中には、同僚署長の退職又は就任に際し、関係自治体の公安委員に強要又は脅迫がましき行動をなすものがあるという、かくては、神聖、公平なるべき公安委員の職務を遂行するため、重大なる支障が生ずる惧れがあるので、政府は自ら又は國会を通じて、これ等の團体の行動を規正せられたいというのである。

二、請願の議決理由

新警察制度の下における公安委員としての神聖なる職務の遂行に鑑み、本請願の要旨は至当なるものと認め、本請願は、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十四日

地方行政委員長　山口　好一

衆議院議長松岡駒吉殿

写眞技術家に対する取引高税免除の請願（請願者　東京都北区滝野川町四百九十三番地永友正吉郎）（坂東幸太郎君外五名紹介）（第八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

写眞術は今や廣く一般に普及し、人間の厚生文化の発展に欠くことのできないものである、しかして人像写眞は写眞技術家の教養と知識によつて生み出した特種の技術であり、藝術品と見るべきであるから、写眞技術家は大蔵省の取引高税解説によれば、正しく自由業に該当するものである、ついては、速かに写眞技術家に対する取引高税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は極めて適切なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十四日

大蔵委員長　島村　一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

清涼飲料税法の一部を改正する請願（請願者　東京都中央区日本橋堀留町一丁目四番地清涼飲料税改廃期成同盟委員長西田儀八外十二名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

購買力の減退により、移出した清涼飲料につき、その税を翌月末日までに納付することは、金融ひつ迫の現在、至難のことであつて、しかも酒類に対しては、特別の措置が講ぜられているのに、清涼飲料に対しては、何等の恩惠もない、清涼飲料税法第七條第二項は誠に不公平である、ついては、次の税法第七條第二項を、追加されたいというのである、「命令の定むるところに依り、清涼飲料税に付き、その税額に相当する担保を提供したるときは、一箇月以内その税金の徴収を猶予することを得」。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は極めて切実な要望にして、政府においては速かに善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年十二月十三日

大蔵委員長　島村　一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

碾茶に対する物品税に関する請願（請願者　愛知縣幡豆郡西尾町大字西の町坂部亀太郎）（早稲田柳右ェ門君外一名紹介）（第九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年七月の物品税の改正に当つては玉露、碾茶の物品税及び公定價格は同様に取り扱われているにかかわらず、今回の改正に当つて玉露が百分の二十に改正されたのに、碾茶は、従來通り百分の五十に据え置かれたが、両者は、同じ原料から作られ、同様に一般的に使用されており、しかも營養的見地からすれば、碾茶は数段玉露に優つている実情から、前記の処置は、誠に不合理である、ついては、碾茶の物品税を、玉露及び緑茶と同様に取扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は極めて適切なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

大蔵委員長　島村　一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

新潟縣の豪雪地帯住民に対する課税軽減の請願（請願者　新潟縣南北魚沼郡商工連合会長山本友三郎）（神山榮一君紹介）（第一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豪雪地帯における住民は、自然的悪條件により、無雪地帯の住民に比べて、経済的に過重負担に陥つているにもかかわらず、現行税率が無雪地帯の一般住民においてさえも堪え難い程度のものであつて見れば、もはや豪雪地帯の住民は滅亡の悲運を見るの外はない、ついては、この実情を考慮して、新潟縣の豪雪地帯住民に対する課税を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は極めて適切なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

大蔵委員長　島村　一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

喫煙用具に対する物品税の免税点引上に関する請願（請願者　大阪市生野区猪飼野中七丁目六十五喫煙用具製造組合理事長田中德三外六十五名）（叶凸君紹介）（第一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

喫煙用具に対する物品税の税率は百分の五十で、免税点は僅かに一本十円までの物に限られ、この免税点では、煙管以外の大衆向パイプ製造業者は恩惠に浴し得ない実情である、ついては、製造業者の生活保障並びに將來の有力な貿易品としての技術保存の見地から、免税点を一本四十円まで引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は極めて適切なりと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十三日

大蔵委員長　島村　一郎

衆議院議長松岡駒吉殿

岩松町の甘藷澱粉分工場建設の請願（請願者　愛媛縣北宇和郡岩松町農業協同組合組合長理事山下佐々一外一名）（井谷正吉君紹介）（第四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛縣北宇和郡岩松町を中心とする附近七箇町村は甘藷の生産地であるが、周囲が山岳によつて囲まれているため、遠距離にある工場に出荷することは誠に不便で、折角集荷された甘藷も放置される場合が多く、その損害が実に大きい、ついては、該町に甘藷澱粉工場を建設するため資金、資材について助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

甘藷の合理的処理を促進し、併せて農家経済上安定上必要と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十三年十二月十四日
農林委員長　坂本　實
衆議院議長松岡駒吉殿

九州地方の干拓事業促進の請願（請願者　九州地方干拓期成同盟会園田二三四外十七名）（的場金右衛門君紹介）（第六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
九州地方は干拓適地が多く、現在着工中のものは三十一地区に及び、全國地区数の三分の一強を占め、その成果は係つて食糧問題の解決に多大の影響をもたらすものである、しかるに現状は予算その他の関係で該地方の干拓事業は遅々として進まず、このまま推移すれば増産を阻害するのみでなく干拓堤防が決潰する虞もある、ついては、十分なる予算を計上され該事業を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
現在着工中の全國干拓事業地中、その三分の一は九州地方にありこれが完成は、食糧生産に寄與するところ甚大なりと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は議院に付した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十四日
農林委員長　坂本　實
衆議院議長松岡駒吉殿

保有甘藷に対し生産者価格と消費者価格との差金を生産者から徴収する制度廃止の請願（請願者　脊古三郎）（河合義一君紹介）（第七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
農家が米、麦を保有して食用に供する場合には生産者価格との差額金を徴収されているのは誠に不合理である、ついては、保有甘藷に対し該差金を生産者から徴収する制度を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由
甘藷の増産奨励上必要であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十四日
農林委員長　坂本　實
衆議院議長松岡駒吉殿

供出配給に無関係の雑穀を食糧管理法適用除外の請願（請願者　東京都台東区竹町十番地東京都菓子工業協同組合理事長武田富蔵）（島村一郎君紹介）（第七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
食糧管理法は、多種多様な物資を画一的に律してあつて、今日となつては、既に社会情勢に適應しない物資が多々ある、ついては、雑穀のような供出配給に関係のない物資は、これを食糧管理法から除くよう速かに改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
供出及び配給に関係なき雑穀を食糧管理法適用より除外することは、今日の実状に則した適宜の措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十四日
農林委員長　坂本　實
衆議院議長松岡駒吉殿

主食以外の物資を原料とする菓子の統制撤廃の請願（請願者　東京都台東区竹町十番地東京都菓子工業協同組合理事長武田富蔵）（島村一郎君紹介）（第七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
菓子に対する國民の欲求は誠に強い、ついては、社会情勢の変化した現在、食糧管理法を改正して、主食を除く他の物資を原料とする菓子は、これを自由菓子として統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
嗜好品の増産と、中小工業の振興上必要であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十四日
農林委員長　坂本　實
衆議院議長松岡駒吉殿

山形県北部の綜合開発促進に関する請願（請願者　山形県最上郡町村会長新庄町長松田久蔵）（國司安正君紹介）（第七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県最上郡及び北村山郡下の地方は、今般綜合開発地域に選定されたと聞くが、該地方は未開発資源に富み、地勢的にも交通的にも好條件に惠まれており、地方民は開発事業に多大の熱意を有し、最上郡の中心都市新庄町が近く市制施行の運びとなつている等開発地として、最適地方であるから早急にこれが実施を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
本地帯は地勢交通上並びに未開発資源に惠まれ、これが開発は農業生産の増強は勿論、一般産業の開発に寄與するところ甚大であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十四日
農林委員長　坂本　實
衆議院議長松岡駒吉殿

元玉名軍用飛行場跡開発の請願（請願者　熊本県玉名郡豊水村長成田鶴次外三名）（寺本齋君紹介）（第八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熊本県玉名郡豊水村外二箇町村地内元玉名軍用飛行場跡は、熊本県下において最も肥よくな土地であるが、軍用に使用されていたためこれをもとの耕地に復するには沼を埋めて高地の地均しをする等の困難なる工事を要するが現在まで開発された地域は極めて少い、ついては、食糧増産上緊急の施設として該跡の開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産上必要であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十四日
農林委員長　坂本　實
衆議院議長松岡駒吉殿

三重県の未墾地開拓費全額國庫負担に関する請願（請願者　三重県津市羽所町三重県知事青木理外二十名）（田中久雄君紹介）（第二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県下の未墾地の開発事業は、現下の國策中重要な施策であるが、政府の方策はしばしば改変され、開拓事業費は減少され、入植者の融資資金は不足し、開発年度割及び開拓地の保有面積は変更され、そのため開拓者は当初の意欲を失い、該事業を放棄する者すら生ずるに至る事態である、ついては、該事業を完遂するため、開拓費の全額を國庫で負担し、入植者への融資を大幅増額し、更に開墾完了後満五箇年間開墾地に対する公課税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由
本県下における未墾地の開拓促進上必要であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十四日
農林委員長　坂本　實
衆議院議長松岡駒吉殿

三重県下の開拓事業助成地に関する請願（請願者　三重県津市羽所町三重県知事青木理外二十名）（田中久雄君紹介）（第一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
未開墾地開発事業は、最も重大且つ困難な事業である、しかるに政府は、この國策遂行に一定の確固たる方策を欠き、現在三重県下の開拓の実情は、インフレのこう進と緊急開拓事業費の減少、入植者の融資資金の不足等のため、開拓者の生活は窮乏にひんし、該事業遂行に大なる支障を来たしている、ついては、同県下の開拓事業の入植者に対して肥料、農機具、作業衣、地下足袋等を特配されるとともに、新開墾地に対しては、完全開墾後満五ケ年間は、供出免除の特典を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由
本県下における未墾地開拓促進並びに入植者の経済的安定上必要であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年十二月十四日
農林委員長　坂本　實
衆議院議長松岡駒吉殿

供米容器再使用の請願（請願者　宮崎県議会議長甲斐善平）（石神啓吾君外一名紹介）（第一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣においては供米用容器が極度に不足しているので、早期供出完納に多大の支障を來たしている、ついては、包裝容器一空を速かに再使用できるよう特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

供米容器（俵）の再使用は、供出特に早期供出上、極めて必要のことと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十四日

農林委員長　坂本　實

衆議院議長松岡駒吉殿

仙台市の水害耕地復旧事業費全額國庫負担の請願（請願者　仙台市議会議長高橋善三郎）（内海安吉君紹介）（第一五一号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

昭和二十三年のたい風により仙台市内の各河川は、増水氾濫して、橋梁の損壊、堤防の決潰等を生じ、沿岸農耕地は濁水の湖沼と化し、殊に、堤防決潰による濫水地帯及び下流たん水地帯の耕地の被害は深刻で、これが復旧工事費の三割五分の地元負担は、窮乏せる農家経済と地方財政の現状では、到底困難である、ついては、本市の水害耕地復旧事業費を全額國庫で負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧の増産確保並びに民生安定上必要であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年十二月十四日

農林委員長　坂本　實

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第三回國会会議録参照〕

衆議院不当財産取引調査特別委員会報告書（第一回）

石炭國管問題についての調査の現況

臨時石炭鉱業管理法案反対運動を巡る國会議員の一部に対する世上の疑惑を徹底的に究明するために衆議院不当財産取引調査特別委員会は、日本石炭鉱業会、関係業者及び運動の拠点と目せられる旅館等より資料の提出を求めて鋭意これが調査を遂げるとともに、九月一日以降十月十四日に至る間十回にわたる委員会において山川良一君他三十九名を証人として喚問し、証言を求めて眞相究明に努力を傾倒したのであるが、本件事案は元來國会議員の濱職に関する疑惑に指向せられた刑事問題に直結する調査審議であるから、公開せられた委員会において自由に陳述する証言によつてのみ眞実を発見せんとするのは隔靴掻痒の感があることは、けだしやむを得ざるところである。

しかも石炭國管反対運動が主として議会内において隠密巧妙な方法をもつて行われたことは推測に難くないところであるから、情報その他の調査資料を得ることも頗る至難のことに属する。従つて本委員会における本件に関する調査の現況は序論ともいうべき程度のものであるが、この序論の程度においてもすでに國管反対運動資金に関して疑惑に包まれた様相を露呈し、他面國管反対運動に関連して幾多の刑罰法令違反容疑事実が表面化しているので、本委員会としては暫く活動を基礎的調査の範囲に止めて刑罰法令違反容疑事実に関する今後における検察廳の捜査に信頼して検察廳を激励し且つその捜査の狀況を注視しつつ更に本件の展開を期したいと思う。

本委員会における今日までの調査の概要は次の通りである。

第一　臨時石炭鉱業管理法案反対運動の概況

昭和二十二年六月中旬商工大臣が炭鉱業者に臨時石炭鉱業管理法案を示し、これが立法化されんとするや政党間にも賛否両論に分れ、当時の政府與党たる日本社会党、民主党、國民協同党は、これに賛成し、野党たる日本自由党は全面的に反対の党議を決したが、全國炭鉱業者は炭鉱経営権の棚上げなりとし、本法によりては出炭量増加の目的を達することを不可能にして、かえつて減産の結果を招來するものなりとの表面理由を掲げて強力に反対し、時日の経過とともに運動は活潑となり、同法案が閣議において可決せられ衆議院に提出せられるや、全國炭鉱業者の反対運動に愈々尖鋭化し、全國石炭業者をもつて組織する日本石炭鉱業会に理事会総代会の議を経て反対決議をなし、北海道、東部、西部、九州の各地域石炭鉱業会はこれと同一歩調を採つてこれに應じ、多数の代表者を上京せしめ、日本石炭鉱業会と地域鉱業会とが一体となり、連日自動車を借切り動員して多数の班を組織し、有力政党たる日本自由党、民主党、日本社会党等の党首、幹部、有力議員に反対運動を展開した。この間日本石炭鉱業会事務所あるいは料亭金田中、初波奈、天華、小松屋等において日本石炭鉱業会関係者を中心としての会食饗應の事実がある。一方北九州方面の炭鉱業者はかかる運動もなお、手緩しとし、旧互助会を中心として更に強力の反対運動をなすべしとし、九州石炭鉱業会の名をもつて九州方面炭鉱業者より同年六月分出炭量一噸当り十円の割合による運動費を賦課徴収し、更にその前月分出炭量に対する噸当り二円の割合によつて徴収した炭價間題経費三十六万円余をもこの運動資金に繰り入れ、別に金六百万円を借り入れ、合計約一千万円以上を集め、東京都千代田区神田の龍名館を運動本拠として反対運動に狂奔し、この間において國会議員に対する酒食の饗應あるいは金員の提供等に疑惑を生じた。この運動資金の会計責任者たる木曾重義は衆議院不当財産取引調査特別委員会に証人として喚問せらるるや、右金員の使途を旅費日当五七六八、九五五円、交通費二二六二、一〇〇円、通信費七〇、〇〇〇円、宣傳費三七〇、〇〇〇円、雑費六一七、〇〇〇円、酒類七〇〇、〇〇〇円総計九七八八、〇五五円と証言及び計算報告書を提出したるも、その使途についての疑惑はまだ解けていない。

西部石炭鉱業会長俵田明が中心となり同四月分出炭量噸当り十四円又は十五円の割により、数回に分ちて合計金百十二万五千円余の運動金を徴収して反対運動を継続しその一部たる大阪部会は田中彰次、肥田理吉を中心として國管反対の立看板、ポスター、ビラ等を多数掲揚頒布した。

この間日本自由党は党内に石炭國管対策委員会を設置し、植原悦二郎はその委員長となり、党所属議員数名づつを一班とし、北海道、常磐、西部、九州方面へ各実地視察に派遣し、北海道、西部、九州方面は一名に付五千円常磐方面は一名に二千円内外の視察手当を交付し、その費用は植原個人が友人より借入れたる金十五万円をもつて賄いたる旨を証言しているが、同委員会は日本自由党が党議によつて設置したものであり、交付を受けた者も党費と思うた旨を陳述する者もあり、その資金の出所についても疑惑を生じている。

一方民主党においては当時の副議長室が石炭國管反対運動の中心の形をなし、あるいは同所において行われ、あるいは廊下において謀議が行われ、民主党々務部長並びに庶務部長代理岡部得三は坪川信三、川崎秀二等に対し五万円内外づつ供與し党内取まとめに奔走した疑がある。かくして國会議員の一部に当然党議に服すべき筈のものがこれに反対し、あるいは欠席しあるいは棄権し更に脱党する等の混乱醜狀を呈したものである。

(1)　閉鎖機関日本鉱業会関係の活動狀況

日本鉱業会は全國の石炭業者をもつて組織せられた任意團体であつて、石炭業界の健全なる発展及び業者間の親睦を計ることを目的とするものである。戦争中全國の石炭業者の統制機関であつた関係上昭和二十三年三月閉鎖機関に指定せられ、現在清算中である。（以下鉱業会と称す。）

鉱業会は石炭業者とともに昭和二十二年六月頃より炭鉱國家管理法案の反対に立上り、猛烈なる運動を展開し関係官吏、各政党、その幹部及び衆参両院議員に巨額の金円をばら撒いたという一般世間の疑惑を醸すに至つた。因つて当委員会はその事実究明のため調査を開始し、鉱業会関係者山川良一（前会長）、木内四郎（前副会長）、武内禮蔵（副会長）、円成寺松一（副会長）、俵田明（理事）、竹鶴可文（理事）、西田隆男（理事）、永田彦太郎（事務総長）、阿部茂吉（経理課長）、鈴木芳衛（庶務兼総務課長）を証人として喚問し、関係帳簿書類の取調べをなしたので、左にその調査の概要をあげて本件の合理的処理方針を明示する。

（イ）　運動の経過

昭和二十二年六月中、炭鉱國家管理法案（以下國管案と称す。）が商工省及び経済安定本部にて起案発表となるや、鉱業会は該法案は業者に重大なる利害関係あり、これを黙認すべきに非ずとして、その頃理事会及び業者総代会を開催し、該法案につき種々検討をなし、今後採るべき方針を協議し、反対の決議をなした。その理由とするところは主として炭鉱の國家管理に関する「イデオロギー」としてでなく、増産の目的をもつて実施せんとする該法案は、実施の結果その増産の目的を達成することは困難であるのみならず、かえつて減産の結果を來たす怖れありとのことであつた。しかしてその反対運動の目的は、該法案の議会上程を阻止せんとし、若し上程となれば議会通過を阻止せんとするにあつた。

しかして鉱業会の会長、副会長、理事等の幹部は商工大臣及安本長官を訪問し、該法案の内容につき意見を求め、法案反対の趣旨を陳情してその諒解に努め、なお、各政党の総裁、幹部、議会特に鉱工業委員会若しくは各議員に反対の理由を具申し、該法案の國会否決を計らんとして長期にわたり深刻なる運動をなしたものである。その間西田隆男、長尾達生、岡部得三、衛藤速、淵上房太郎外十余名の議員が鉱業会を訪問し、鉱業会幹部及び業者と会合して意見を交換した事実がある。

かかる場合は石炭会館五階の支那料理店天華において鉱業会の幹部は議員と食事をともにしおることは認めらるるも、その他の料亭等に議員を招待して飲食をともにしたることは現段階における調査においては明らかでない。もつとも二十二年五月末日頃、料亭金田中に議員岡部得三、長尾達生、西田隆男、衛藤速を招待した事実を認めらるるも、永田彦太郎証言によればこれは鉱業会関係者の議員当選祝賀のため、又鉱業会のため不断世話になる議員を招待したものようである。國管案が問題となる以前の会合であるから一應肯認できる。

なお、八月上旬料亭初波奈において前副会長参議院議員木内四郎理事、衆議院議員西田隆男、衆議院議員椎熊三郎、川崎秀二の四名が会合している。証人木内、西田の証言によれば会合の目的は單なる懇親以外に何物もなしと陳述しおれども、鉱業会の幹部と議員の会合なれば國管案につき重要なる協議をなしたることは推測に難くない。

（ロ）鉱業会の運動と上京せる業者の運動との関係

証人山川良一、円城寺松一の各証言によれば両者の運動は何等の連携はなく各別に行われた旨陳述している。しかし鉱業会は全國業者の組合的組織であつて、これを統括しており、又運動目的も同一であつた関係上鉱業会は業者の運動を指導し種々なる便宜を與うるは当然である。又業者も随時鉱業会に出入し、鉱業会の運動に合流しおることは認めらるるところであつて、両者の運動に相当の連携があつたことは事実である。ただ運動費については九州鉱業会所属の業者は一千万円余、西部鉱業会所属の業者は約百二十万円を各別に拠金し、これを運動費に当てており、鉱業会は独自の立場から自己の運動費を支拂つていたものであつて、両者の運動費には何等連携なく、各別に支拂われていたことは事実である。しかし鉱業会はこの運動を開始するに当り、あらかじめ運動費として予算を立てたことはなく、随時必要に應じ普通経費として支拂つたものである。しかして昨年六月から十二月までの該運動期間中の経費は相当巨額に膨脹している点からするも相当額の運動費を支拂つたことは認めらるる。

（ハ）鉱業会の運動費

鉱業会の運動費は帳簿等によつて詳細調査するに、主として会合費、交通費に使用せられている。しかして該運動期間中会合場所として用いられた料理屋は主として小松屋、初波奈、天華等であつて、運動期間中の多数の種々なる会合の中、特に反対運動打合せのためと思われる会合及び支拂金額は、小松屋は二回、合計金七万二千九百六十円、初波奈は十回、合計金二十一万六千四百四十五円、天華は数十回、合計金百十六万七千六百四円、以上合計百四十五万七千九円である。しかして帳簿の整理上支出傳票に支拂金の領收人である料亭の領收書を添付せず、ただ係員の署名せる領收書を添付したるものが多々あり、支拂の正確上はなはだ遺憾な点がある。

次に交通費であるが、鉱業会は元來三台の自家用自動車を所有しおり、その自動車を運動期間中自由に使用したるにかかわらず、なお二十二年八月から十二月までの運動期間に貸切自動車使用料を合計六十五万六千二百九十一円を支拂つておる。同年四月から七月までの貸切自動車使用料の支拂は合計四万一千六百五十円となつている。これに比すれば運動期間中の貸切使用料金の支拂は著しく巨額に増大している。この点からすれば鉱業会は如何に活潑に反対運動をなしたるかが明らかである。殊に鉱業会は右三台の自家用自動車の燃料修繕料等の維持費を支拂いおりながら、その自動車を石炭振興会の所有とし十一月分使用料として金十八万円を石炭振興会に支拂つておる事実を認め得る。これは明らかに背任である。炭鉱國管問題と関係なきもはなはだ遺憾とすべき点である。

（ニ）結論

鉱業会の國管案に対する反対運動の概要は以上の通りである。帳簿の調査及び鉱業会関係者の証人訊問等現段階における取調の結果によれば、鉱業会の反対運動は主として政府要路、各政党の幹部、國会方面に対し反対の理由を陳情し、その諒解に努めたものであつて各関係方面へ金銭を贈呈するとか、あるいは饗應をなす等の裏面運動をなしたることは一應認め難い。しかし眞相究明のためなお、一層深く取調をなす必要がある。もつとも武内禮藏は当時の鉱業会副会長として又業者として九州より反対運動のため上京した業者とともに神田龍名館本店に宿泊、長期にわたり滞在の上、業者木曾重義、原口秀雄等とともに指導的立場にあつて運動に從事していたところ、該運動期間中龍名館本店において民主党代議士植原悅二郎、淵上房太郎、深津玉一郎の三名に会見の上國管案反対に盡力方を請托し、同人等に金五十万円を交付したとの嫌疑については証人大龍亀代司、倉石忠雄の取調の結果により、一應嫌疑濃厚となりたるも、右事実認定には未だ証拠に乏しく強力なる捜査により適証を挙ぐる必要がある。

もつとも右交付せた五十万円の出所につき鉱業会の帳簿その他の書類の取調の結果によれば鉱業会の会計より出金したものと認め難い。寧ろ業者が一千万円以上の運動費を費消しおりその内から支出したものと見る方が妥当である。

なお、最後に鉱業会の運動費その他の支出につき多大の疑問とすべき点がある。鉱業会の帳簿調査とともに進んで財團法人石炭振興会の帳簿、九州及び西部各鉱業会の帳簿を照合調査をなして眞相を究明すべき必要がある。

なお、炭鉱業者は復興金融金庫から一千万円以上の融資を受けておるものだけでも昭和二十三年八月末現在では百六十社（個人名を含む。）三百四十九億六千万円以上であり、この融資金のうち相当額が融資の本旨に反し、本國管反対運動に使用されておる疑あり。復興金融金庫のこれら業者に対する融資内容を並行調査をすれば更に大なる不正が祕められておるのであろう。

(2) 炭鉱業者関係の運動状況

（イ）九州石炭鉱業会の業者

九州石炭鉱業会内では、いわゆる大手筋九州七社を除いた各石炭業者は神田龍名館を本拠として、日本石炭鉱業会と連絡し運動を続けた。昭和二十二年七月より同年十二月まで半年の長期にわたつて滞在して運動した。

その内、北九州地方のいわゆる互助会のメンバーは北九州石炭株式会社の事務員とともにその総力を挙げて活動した。

その業者の運動の指導者と見るべきものは

武内　禮藏（鉱業会の事実上の代表として関係す）
木曾　重義
原口　秀雄
上田清次郎
田籠　寅吉
野見山佐一
等であつて、その他
藤井　則文
橋上　正夫
渡辺　保
田籠　満
有吉　勝

が主として、これに和し、その他三十数名の石炭業者が共に活潑に働いた。

西九州地方の西九州石炭株式会社に属する業者の運動の指導的な役割をしたものは

中尾　升
山口　喜八
山崎　政進
岡本　郁
小林　正義

でその他二十数名の業者が運動に活躍した。

更に右運動本部たる龍名館には九州石炭鉱業会の事務員等

吉賀　光生（竹内禮藏祕書）
田中　直規
藤江　正泰
板倉　英一
西原　壽一
安川　泰弘

外十数名を使用し大々的に動いた。

この運動を各人の証言、提出された各帳簿書類等により調査した事項、その中にある矛盾などを綜合して、各人の運動状況を略記する。

（一）木曾重義

は反対運動を主動したと同時に九州地方の会計を担任した。

九州の各業者より醵金した、金三百七十二万七千八百円及び丸熊太郎より金百万円也、久恒貞雄より金二百万円也、藤井伊藏より金百五十万円也、橋上保より金百五十万円也、の借入金合計金六百万円、総合計金約金一千万円也の資金をもつて活動し、別紙附属表第一号の如く使用したと称している。（以下木曾計算書という。）

運動方法も、公式な所管官廳、各政党等を歴訪し、日本石炭鉱業会の各役員殊に同会副会長たる武内禮蔵を先導として、法案の石炭増産にならないことを説明したに過ぎない、といつている。

又各別に衆参両議員に対して、個人的に運動したことがないといつている。（これは業者の証言が各々口を合わせている。）

しかし、運動した各業者の東京滞在期間、各方面に絶えず奔走した運動員の足取り、即ち巨額の経費を消費した自動車の動き、その他の資金使用経過などから見て、決して右の如き運動に止まつている筈がない。

木曾証言の使途説明から、その他の取調べ事実から比較した疑問として

(1) 各業者の証言の矛盾から衆参両院議員に各個人運動したと思われる。

(2) 各業者は旅費日当を計算書の如く受取つていない。

(3) 交通費は別に日本石炭鉱業会に巨額の交通費を計上しているのと重複している。これは、この金が他に使われていることが推察できる。

(4) 石炭鉱業会では本運動を助けるための、交通費、旅費、会合費などの名目で支出し、その計算書は信じられないものがある。

これらを綜合して、木曾計算書はそのまま信じ難く多額の金額が計算名目以外の不正な使用をしている疑あり、このうちにあるいは衆参両院議員に渡されている疑いが解け難い。

別に木曾は自分のポケットマネーとして、田中彰次に金十万円の御頭運動費を渡している。しかし、かくの如き効果の薄い金を出し、もつと反対運動に有効適切な金を出していない筈がない。

（二）原口秀雄

は東京滞在日数百六十八日の最も長期間在京し、木曾証言にもある通り各方面に激しく動き活潑な運動をした。

その証言は代議士は長尾、淵上、西田、平井に会つたとのみいつているが、他の証言によれば岡部得三とも親密に会つている。その他各衆参両院議員と個人的な連絡あることは推察できる。

又、その証言は交付した金も国会新聞の松本勇に金二万円を渡し、藤吉佐太郎のパンフレットを金十七万円で買つた、とのみいつている。しかしかくの如き反対運動の実効少なき方面にのみ金を使用したと考えられない。岡部得三より撒かれた金の支出者、あるいは手渡人とも推知し得る。

又、その他各代議士と寡会等会合をともにしたことも多少あると推察し得る。

（三）上田清次郎

は前代議士の経歴と親交を利用して運動したと見られ得る。

上田の証言はほとんど何も運動しないといつている。しかし、その龍名館に滞在した日数は百五十九日であり、それに対して金二十四万四千余円の旅費日当を受取つたといつている。

上田の如き炭坑主であり有力者であるものが、何もしないで金を受取つている筈がない。金を受取つたことが虚偽か、何も運動しないというのが虚偽か、いずれか虚偽であることは明白である。

（四）田籠寅吉

は互助会系の大親分であり、その子田籠勝とともに運動した。その証言の心証上、木曾計算書の旅費日当を受取つているとは信じ難い。父子田籠の受取つた金は二十七万四千余円である。

（五）野見山佐一

は西田、淵上、両代議士の外記憶がないといつて、ほとんど見らるべき運動をしたという証言は見られない。然し、内田行人、千正清夫の日本解放連盟及び国管反対連盟に金十万円を出したといつている。

このような形式的なもののみにそのような金員を支出し、その他に実質的な、又反対運動の実質的に効果が挙る運動をしていないとする証言はその儘信じられない。

各業者ともとに会合その他運動をともにしている筈である。

（六）西九州地方の中尾升

その他の人々の運動は未だ証人として訊問もなく詳かになつていない。民主党、脱党者、新党運動のメンバーに運動していることが察せられることは、まだ確証がないが、今後の取調に俟つべきである。

中尾升の行動の追求、その取調のため、西九州地方の運動した各業者の取調を進めるべきである。

（ロ）西部石炭鉱業会の業者

西部石炭鉱業会の業者は九州地方の業者の運動の別働隊として、資金百十二万五千円を各業者より集め、これを支出し、別表第二号の如くこれを使用したと報告している。

その運動は九州地方の如く激しくはなかつたが、その支出金に應じた相当の運動があつた。西部地方の中心である宇部興産株式会社を中心にして、その東京支社を本部として行動した。

その運動した主なるものは

俵田　明　西部石炭鉱業会会長、宇部興業株式会社社長

國崎　眞雄　西部石炭鉱業会事務局長

岡田完二郎　宇部興産株式会社東京支社長

高木　斧三　同　石炭部長

東谷　覚　同　秘書課長

伊藤　勝正　新見初炭鉱主

などであつて、西部石炭鉱業会東京支社及び宇部興産株式会社所員等その他多くが活動している。

俵田明の証言によれば、西部地方の運動は日本石炭鉱業会の理事会又は総代会できめられた方針を実行したのみだといつている。

又、衆参両院議員に対し個人的に何の運動もしていない、といつている。然し、その俵田呈供の運動資金の使途、傳票その他の帳簿の取調のみにても、その運動は鉱業会が定めた如き形式的な運動に止まつていない。数人の人達が三十万円以上の交通費を支出して活動し、各種の会合をやつている。岡部得三の常宿なる中川旅館でも寡会をした事実もある。だから衆参両院議員との個人的連絡が全々ないことはない。

これらは俵田の外これらの運動に参加した業者を更に取調べを進めるべきである。

（八）業者に対して今後の取調べをなす方針

今後の業者関係の調査は木曾計算書の虚の曝くことであり、又、他面に今まで取調べ漏れた有力な業者の取調べである。

(1) 木曾計算書の使途を徹底して取調べること

（イ）旅費その他を受取つた業者を、各個人的に取調べその虚偽を明確にすること

（ロ）金員を取扱つた事務員につき詳細な取調をなし、木曾計算書の眞偽を検する

（ハ）九州地方並びに西部地方の計算書の使途科目と日本石炭鉱業会の使途科目を比較し重複計上されている点を更に取調べること

かくして、使途不明の巨額の金員を見出し、政治的に使用されたか否かを追求すべきである。

(2) 西九州地方の中尾升を中心とした行動を取調べること

(3) 西部石炭鉱業会の俵田明を補助し運動した方面の取調をなすこと

(4) 右取調ぶべき者の氏名

川上　一男　九州地方事務局東京支所長

吉賀　光生　武内秘書並びに九州地方事務員

板倉　英一　九州地方事務所職員

西原　藤一　同

安川　泰弘　同

中尾　升　西九州石炭業者

國崎　眞雄　西部地方関係

岡田完二郎　同

別表第一号

九州石炭鉱業会の業者運動費

費目	金額	摘要
旅費日当	五、七六八、九五五円	國際ヨリ三月—五月分並びに市来ノ代、西田分ヲ除ク）
交通費	二、二六二、一〇〇	日交臨時 一、二四五、〇〇〇 一六二、〇〇〇（一日三台） 一八〇日一回三〇〇円
通信費	七〇、〇〇〇	藤吉　パンフレット　一七〇、〇〇〇
宣傳費	三七〇、〇〇〇	淵上　〃　一〇〇、〇〇〇 〃　一〇〇、〇〇〇 其他（久保山）　一〇〇、〇〇〇

酒　七〇〇、〇〇〇
雑費　六一七、〇〇〇
計　九、七八八、〇五五

別表第二号
西部石炭鉱業会地方運用費用

入金摘要	金額
支拂	一八〇、〇〇〇・〇〇円
印刷費	三六三、〇〇〇・〇〇
通信費	三〇、〇〇〇・〇〇
旅費	一〇、八一〇・〇〇
交通費	一〇、五一一・一〇
雑費	二、四一一・一〇
合計	二、一三、三
合計へ返金	一、二五、〇〇〇・〇〇
計	一、三五、〇〇〇・〇〇

第二國会議員関係の証言要旨

衆議院議員（社会党）　伊藤卯四郎

証言の要旨

一　昨年石炭國管法案の上程せられたる当時鉱工業委員会の委員長をしておつた。

二　商工大臣の官邸で経営者代表と労働組合代表に二回にわたつて商工大臣、和田安本長官、加藤労働大臣等とともに面会したとき私も炭鉱國家管理法案の立案者として又委員長として、右法案の要綱を説明し協力方を求めたところ経営者側は強い反対の意思表示をし、労働組合側は原則的には賛成であるがもつと進歩的なものを作つてもらいたいと要望したが、それ以外には私は院内においても院外においても陳情を受けたことはない。

三　龍名館で武内禮藏君に会つたことはあるが、炭鉱國管問題については全然意見が反対で、右法案上程前に衝突したためそれ以來会つたことはない。

四　当時鉱工業委員会三十名の内十八名は與党側で、十二名が野党側であつた、政府から提出した右法案に対し與党十八名の委員は当然賛成すべき責任があつたにもかかわらず審議の過程において野党と與党の開きが逆轉してきて野党側が十七、八名になつて與党側が十二、三名ということになつてしまつた。

五　そしてこの法案をめぐつて暴力乱闘事件が起り、その上委員長の不信の決議がなされ、又本会議に対し委員長が中間報告をしたことで懲罰動議が出され、多数によつてあらゆる陰謀が行われ、遂に委員会においては右法案は否決せられたのである。

六　右法案につき輿論に問う意味において公聴会を開いたところ、その席上労働組合代表の話ではトン当り七円とか十円とか十五円とか相当運動資金を集めて使つているという風説があるとのことであつた。

七　民主党の芦田総裁に対し、同党から選出されている鉱工業委員に対しては特に審議に協力するように統制をとつてもらいたいといつたけれど、民主党の委員の大多数が野党と一緒に行動したので結論としては効果がなかつたのである。

右証言によれば鉱工業委員会の混乱、醜体は目に余るものあり、殊に與党側であつた民主党選出の委員の大多数が野党側と行動をともにしたことについては深い疑惑があるので、この点を究明する必要があるものと思料する。

衆議院議員（無所属）　岡部　得三

証言の要旨

一　石炭國管問題当時、私は民主党の党務部長並びに庶務部長代理をしておつた。

二　当時芦田総裁の問題について党内取纒めのためその運動費として支出したことはある。

三　右の趣旨で坪川信三に金五万円渡したところ、同人は自分はいらぬと云つたのでそれでは他の人に渡すことを依頼した。

四　坪川は右金五万円を川崎秀二氏に渡したところ、その翌日か翌々日川崎氏は直接私へ返して來た。

五　私は國管反対運動をしなかつたので、右はその運動費として渡したのではない。

六　石炭國管問題で誰にも懇談したことは全然ない。

七　石炭業者である原口秀雄が來訪したとき、私の方から食事を出したことはある。　以上

右証人に対しては偽証並びに贈賄嫌疑あり。

右証言は証人川崎秀二の証言と全然食い違つている。即ち川崎が右金五万円を岡部に返すといつたとき、岡部は今度の問題もあるんだからぜひ受取つてくれよということであつたけれど、強くこれを返した旨、そして今度の問題ということは石炭國管問題だといつたという証言とを対照すると右岡部に対しては偽証罪の嫌疑あるとともに、坪川信三及び右川崎秀二に対し贈賄した嫌疑ありと思料する。

なお炭鉱業者原口秀雄その他から收賄の嫌疑がある。

衆議院議員（民主党）　川崎　秀二

証言の要旨

一　石炭國管問題の当時も現在も民主党の政務調査会の副会長をしている。

二　昭和二十二年六月末か七月上旬の日曜日に坪川信三が來宅して、岡部君から今度金ができた。ついてはわれわれ親しい連中に分けたいからというので自分も五万円貰つたから受取つて呉れといつたので、その理由を聞くと同人は炭鉱國管問題について経済安定本部案や商工省案に対し民主党の主義主張に基く修正案が認められるようになつたのは北村政調会長や君の努力によるものだからぜひ受取つて呉れるという岡部の話であるとて金五万円提供された。

三　そしてその時坪川君は私に対しその金の出所は岡部の友人の炭鉱業者原口秀雄その他から集めたものらしいといつた。

四　右五万円を受取ることはできぬと押問答したが、坪川君は子供の使いではないからといつてきかなかつたので、それでは自分から返すといつて一度預かり、翌日議院で岡部君に対しこれを受取るわけにいかぬというと、岡部君は今度の問題もあるんだからぜひ受取つて呉れよといつたけれども、強くこれを返した。

五　そして岡部が今度の問題ということは石炭國管問題だといつた。

六　民主党の幹事長竹田儀一も炭鉱國管問題で金をとつているという噂を聞いた。

七　その金額は二十万円とか、あるいは百万円とかいう噂を聞いた。　以上

右証言の内岡部得三と坪川信三に関する点は眞実と思料する。従つて岡部、坪川両名の証言は偽証の嫌疑濃厚であつて、且つ右両名は贈收賄の嫌疑があり、竹田儀一氏に対する噂さに対しては疑惑あり。更にこれを究明する必要があるものと思料する。

衆議院議員（民主党）　坪川　信三

証言の要旨

一　昨年七月初頃だつたと思います。中川旅館へ遊びに行つたとき岡部君から君も情報部長をしておつて、盆も近くなつたので金も要るだろうから持つてゆかんかというお話もあつたが、自分は手元に金があつたのでそれを返した。そしてそれは金五万円であつた。

二　その金は炭鉱業者の原口秀雄等から集めたものであるということは全然知らない。

三　岡部君が川崎君にもいろいろ面倒をかけておるから友情として金五万円届けて呉れといつたので同君の自宅へ持参した。

四　右の金は石炭國管問題について受取つてくれということはなかつた。

五　川崎君に対し右五万円渡すとき私も貰つたが返すのだという前提のもとに申上げたと思つている。　以上

右証人に対しては偽証並びに贈收賄の嫌疑あり。

右証人は岡部得三と共謀して川崎秀二に対し贈賄したこと、そして右証人は岡部から收賄の嫌疑あるとともに右証言は偽証罪なりと思料する。

（註）前記五に記載する如く坪川が岡部の意を受けて川崎に対し金五万円を提供し、その受取方を極力勧める際『私は貰つたが返すのだという前提のもとに申上げた』との証言は矛盾撞着もはなはだしく到底常識をもつて首肯できない勧め方であつて偽証という外はない。

参議院議員（民主党）　木内　四郎

証言の要旨

一　昭和二十一年十二月中頃から昭和二十二年八月中旬まで日本石炭鉱業会の副会長をしていた。

二　昨年の選挙で西田隆男君が当選した当時、同君から民主党内の新進会の有力なメンバーである椎熊三郎、川崎秀二君を紹介して呉れと頼まれておつたので、昨年七月懇親をはかるため初波奈で一夕会食したのであつて、石炭國管反対のために会合したのではない。

三　右会食の費用については鉱業会の副会長や理事がその社会上の地位を保つに必要な交際費あるいは宴会費として鉱業会が負担しても差支えない。寧ろ鉱業会の副会長、議員たる鉱業会の副会長として体面を保ち得る交際費を鉱業会が負担することは当然だと思う。

四　石炭國管問題について私は石炭業者からは別に陳情を受けたことはない。私自身が石炭國管には反対であり、又鉱業会の理事会においてもすでに反対決議をしておつたので、私は業者から國管反対の陳情を受ける必要がなかつた。

五　西田隆男等と一緒に初波奈で会食したのは一回だけである。

以上

右証人と同日に証言した川崎秀二が木内証人の背後で右証言を聞き、その終了後において徳田委員から川崎秀二に対し、右木内証人の証言が相違ないか否かの証言を求めたところ同人は相違ない旨証言したので、右は石炭國管問題のための会合したものではないと思われる。

衆議院議員(民自党)　平井　義一

証言の要旨

一　党議によつて炭鉱視察に行つた。そしてその費用として党から金五千円貰つた。

二　この五千円は淵上房太郎から党からことずかつたといつて受取つた。

三　党の封筒に平井君と書いてあつたので勿論党からということを自分は信じて貰つた。従つて右五千円が個人から出ておるということは全然考えなかつた。

以上

右証言は眞実と思料する。従つて植原悦二郎が炭鉱視察費用は党から支出したのではなくて、自由党の石炭対策委員長であつた自分が個人として負担したものであるという証言と食違つている。

衆議院議員(民自党)　植原悦二郎

証言の要旨

一　石炭國管問題当時自由党内に石炭対策委員会が設けられ、その委員長を委嘱された。

二　右委員会は石炭國管反対のために実際にこれを調査して、事実をもつて解決するという趣旨でつくられたものである。

三　政務調査会という常設機関の費用は党費で賄つておるが、石炭対策委員会のような臨時特別の委員会の費用は委員長になつた人が名誉税というような意味で旅費位は心配しなければならないことになつている。

四　そこで自分が全部で十五万円位支拂つた。その金は友人の北村貞治から出して貰つた。それは借りた形になつている。

五　武内禮蔵その他の人から淵上房太郎、坂本實等とともに金五十万円受取つたことは絶対にない。

六　淵上房太郎や深津玉一郎と一緒に龍名館へ行つたことは絶対にない。従つて金五十万円受取つて持ち帰つたなどということは全く夢物語りのような感じがする。

以上

一　淵上房太郎、平井義一等は炭鉱視察費用は党から貰つたと証言しておる。この点いずれが眞実かを究明する必要がある。

二　右金五十万円の点は大瀧亀代司、倉石忠雄等との証言とそ誤しているので、その眞否を究明する必要があると思う。

参議院議員(社会革新党)　浜田　寅蔵

証言の要旨

一　石炭國管問題当時は社会党は所属していた。

二　そしてその当時参議院における鉱工業委員会の委員であつた。

三　私は炭鉱労働組合の協議会の議長などしておつて、労働組合のことをしておつたので、前の社会党案を支持するつもりであつたが、岡田春夫が鉱工業委員を辞任してからは私は固く棄権する決心をした。

四　それは岡田春夫君と同じような氣持で、寧ろあの國管案は業者の方が賛成してわれわれの方が反対すべきだというふうに解釈しておつた。つまり手ぬるいやり方だと思つておつた。

五　従つて委員会の決選投票も本会議の採決にも棄権した。

以上

右証人の行動はその当時院内で相当疑惑をもたれたのであるが、右証言によると石炭國管案はいわゆる骨抜きであつて、國管案の名に副わないという趣旨で棄権したことが眞相のようである。

衆議院議員(民自党)　淵上房太郎

証言の要旨

昨年國管反対運動対策委員長に就任した植原悦二郎氏より九州方面の視察手当として五千円をもらつた。又龍名館で加茂泰吉の部屋で何回か一緒に食事をした。酒も呑んだでしよ、と証言する。又運動資金をバラ撒かれた風説は聞きましたと、証言するのみにして、その余の自己に不利なる事実はことごとく否認し、又は默秘する。

右五千円の金銭の使途は鉱業会の役員として視察費用として収受したもので、反対運動のために収受したものに非ざる如く詭弁を弄する次第である。加茂泰吉は議員に対し贈賄行爲の容疑あり、淵上房太郎は瀆職の疑いがある。

衆議院議員(民主党)　西田　隆男

証言の要旨

一　昭和二十一年十二月鉱業会設立当時経理上非常に困つておるので、私が一時立替えた。金額は第一回が九十万円、次は四十万円か五十万円かと覚えております。しかして返済は昨年十一月頃数回にわたり返してもらつた。貸した場所は東京で、その受取りには北九州石炭株式会社東京出張所三菱九号館の事務員川上が行つた。九十万円は現金で、後は封鎖です、と証言する。

二　更に同人は、帝國銀行東京支店の小切手(もとの三井銀行)を事務総長に渡した、と証言するところであるが、果して眞正なる貸金関係なるや否や疑いを有するものである。

次に西田は反対運動の中堅的指導者であつて、連日の如く赤坂溜池の國際自動車より專用自動車を使用し、その賃金累計二十三万九千八百円也の多額なる支拂をなしおるものにして、該賃金の支拂は木曾重義より北九州石炭株式会社東京出張所の川上が支拂代行する支拂を受けたりと、國際自動車の会計係の松永は申立つるのである。

以上

要するに、右西田はいわゆる反対運動に当り職務に関し自動車の提供を受け、経済的利益を受けたるものと解する。

衆議院議員(民自党)　倉石　忠雄

証言の要旨

一　同人は去る十月十三日委員会における証人尋問の際に、本年二、三月頃代議士大瀧亀代司に対して語りしことを全面的に否定して、証言をなさず、大瀧亀代司に語りし話の内容は次の如し。

「植原悦二郎が神田龍名館で竹内禮蔵から五十万円の金を受取つた。その金を淵上と二人で持ちかへろうとしたら、植原はその金を「サッサ」と持つて自動車でかへつてしまつた。植原さんも実にひどいことをする。次に平井義一が憤慨しながら、倉石に対し國管で自分には調査費に二千円しか呉れない。他の者には五千円乃至一万円やつておる。」平井は「淵上は五千円貰つているが、俺と三千円の差をつけるのは怪しからぬ。」

「現金は、自由党の院内事務所で植原から二、三十名の議員に渡されておる。」

「本年三月頃本田英作が、自分は院内事務所で封筒に入れた五千円を渡された。」

「五十万円の内使ひ残りの金は植原から大野伴睦に渡した。一民主党にも相当多額の金がバラ撒かれたようで、民主党の代議士志賀健太郎がいうには、最近私に麻生から吉田茂の手を経て幣原へ多額の金が渡されたようで、これは田中萬逸が事実を知つておる云々。

以上

衆議院議員(日本自由党)　大瀧亀代司

証言の要旨

十月十三日証人として喚問の際、前示倉石忠雄が語りし事実の内容について証言を求めたるに、同人は先に検察廳で述べた通りであると証言をなし眞実の証言をなしたり。

しかして右大瀧本人としては贈收賄等の容疑なしと思料する。

以上

衆議院議員(民自党)　長尾　達生

証言の要旨

一　本年九月二十四日証人として訊問するに、その証言によれば、神田龍名館において竹内禮蔵に二回位会見した。その会見の目的は炭價の改訂金融関係である。木曾重義とも会見した、と証言しその余については語らず。

以上

しかるに同人は龍名館に頻々と往來し、反対運動に協力したるものにして瀆職の疑いあるも、遺憾ながら現在においては証明を得る能はず。

衆議院議員(社会革新党)　衛藤　速

証言の要旨

一　九月三日証人訊問の際、その証言中に「運動費を受取つたり出したりしたことはない」と証言せるにもかかわらず、同人の経営にかかる「東亜炭鉱」より当事務局に対する昭和二十三年九月九日附の報告書によれば次の如し。

(1)　昭和二十二年六月六日炭價問題の上京費として「金一万一千

六百三十二円、同年七月五日、國管問題上京費負担金一万七千八百円、同年七月九日同上負担金三万三千八百円、前後三回にわたり合計金六万三千三百六十二円」の支出をなしたる事実あり。

以上の如く運動資金の支出あることを否定するものにして、同人は明らかに偽証の疑がある。

以上

第三　石炭國管反対運動に関する刑罰法令違反容疑の概要

一、贈収賄関係の容疑事実

(1)　衆議院議員　得三

右岡部得三は、昭和二十二年六月中旬同じく民主党所属の衆議院議員坪川信三に金十万円（あるいは五万円と称し、金額については不確実）を供与したが、数日後川崎秀二（衆議院議員）より五万円を返却せられた事実は本委員会における岡部の証言により明らかにせられたが石炭員の提供の趣旨につき岡部は民主党の党内とりまとめのためと述べているが当時の状況より推察して岡部が石炭業者方面より金員の提供を受けその一部を坪川等に石炭國管反対に協力せしむるため提供せることは推測に難からざるところで岡部に関し贈収賄の容疑充分なりと思料する。

(2)　衆議院議員　西田　隆男

右西田隆男は昭和二十二年六月頃より同年十二月に至る間、國会往復その他の用務に自動車を使用、その自動車代金二十二万九千八百円を木曾重義（九州方面における國管反対運動主要人物）より支拂わせている。これは木曾が石炭國管反対の趣旨に協力せしむるため、西田に利益を供與したもので西田の収賄容疑は充分なりと考える。

更に昭和二十二年八月四日料亭初波奈において日本石炭鉱業会の当時副会長たりし木内四郎より二万余円の饗應を受けたことは当委員会の証言に徴し明白であるが、これも石炭國管反対運動に協力せる趣旨であつたことは推測に難くないところである。

(3)　衆議院議員　植原悦二郎

右植原悦二郎は昭和二十二年七月当時日本自由党の石炭対策委員長として同党所属の衆議院議員淵上房太郎他二十一名とともに北海道、常磐、山口、九州方面の炭鉱視察に赴いたが、その際植原は視察手当として一人につて五千円程度の金を渡した模様である。淵上については本委員会において明白に五千円受取つた旨を証明している。従つてその総額は約十万円と推測せられるが、この視察は石炭業者の要望により企てられ、且つその費用も石炭業者方面より支出せられた容疑濃厚であつて植原につき贈収賄の嫌疑がある。

(4)　衆議院議員　淵上房太郎

右淵上房太郎は前記植原より視察手当を受取つた際、石炭業者方面より支出せられたことの事情を熟知していたと考えられる。又神田龍名館に石炭業者たる加茂泰吉を数回にわたり訪問して酒食の饗應を受けたことは本委員会における証言により明かであるが、この事実も加茂が石炭國管反対運動の主要人物であつたことより推察して淵上をして石炭國管反対運動に協力せしむる趣旨のものであることは推測に難くないし、更に淵上が石炭國管反対に関するパンフレットの原稿を菊岡某に與え、このパンフレット代十万円が九州石炭業者の國管反対運動資金より支出せられている事実より考えても收賄の容疑濃厚である。

二、昭和二十二年勅令第一号違反の容疑事実

元衆議院議員　上田清次郎

右上田清次郎は昭和二十二年七月頃より十二月に至る間上京して龍名館に滞在し、國管反対運動に参加し、その滞在費用として二十四万四千二百五円を國管反対運動資金より木曾重義を通じて受取つているが、上田はいわゆる公職追放に関する覚書該当者であるから石炭國管反対運動の如き政府活動に関與してはならないのである。従つて滞在費用を受領して石炭國管反対運動に関與したのは昭和二十二年勅令第一号違反の容疑がある。

三、飲食営業緊急措置令違反の容疑

(1)　日本石炭鉱業会関係

昭和二十二年以降日本石炭鉱業会の主催において次の如き料理屋における会食の事実がある。

八月四日	初波奈において木内、西田外会食	二三、九九〇円
八月十四日	初波奈において貝島外十四名会食	三七、五五七円
八月二十四日	初波奈において貝島、武内、田代、吉賀会食	一七、一九四円
九月九日	初波奈において永田、渡邊、石坂、木下外会食	一五、六九二円

又中華民國人経営の支那料理店天華において

七月十六日から七月二十日間の会食費	三九二、一六四円
七月二十四日より八月十一日までの会食費	一五〇、〇〇〇円
九月、十月、十一月分の会食費	三四五、四二六円

を支拂つている。

右の外金田中、蜂龍、小松家、もみぢ、その他の待合や料理屋においてしばしば会食した事実は明白である。

(2)　九州石炭業者関係

九州石炭業者、竹内、木曾、原口等数十名は神田龍名館に滞在し、その期間において酒代七十万円を費消している。

この酒は龍名館その他において会食したもので、この酒の入手先や酒を飲んだ場所等を究明すれば政令違反の事実が発覚することは推測に難くない。

四、偽証容疑事実

(1)　木曾重義

木曾が九州石炭業者より集めた石炭國管反対運動資金中より旅費日当として六十九名に対し総額五百七十六万八千九百五十円を支給したと証言しているが、木曾が支給した

(2)　竹内　禮藏

竹内は上京滞在者に対し一日千五百円の日当の外は全部自弁であると証言しているが、自動車等の交通費、酒代、その他の雑費を多額に國管反対運動資金より支出していることは偽証の容疑充分である。

又國管反対運動について会食した事実はないと証言しているが、日本鉱業会主催の屢次の会食事実よりこの証言も偽証の疑がある。

(3)　原口　秀雄

原口は代議士と会食したことはないと証言しているが、岡部と中川旅館において數回にわたり懇談しており、当時の中川旅館の営業状態より推測して会食したことは充分察知し得るところであつて偽証の疑がある。

(4)　西田　隆男

西田は日本石炭鉱業会との間に百数十万円の貸借関係があるが、これが貸借の理由、貸借金額、その返済方法等について明確に証言がなし得なかつた。これはこの貸借関係の真相について偽証しているものと思われる。

右不当財産取引調査特別委員会設置に関する決議により報告する。

昭和二十三年十月三十一日

不当財産取引調査特別委員長　武藤運十郎

衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院不当財産取引調査特別委員会報告書（第二回）

兵器処理問題に関する調査の概要

兵器処理に関する徹底的究明と不当処置につきての責任の所在を明白にするために本委員会においては、本委員会が設置せられた当初から今日に至るまで約十箇月にわたつて鋭意調査を続行して來たが、漸くその結論を得るに至つたのでその調査の概要を報告する。

本件は、第一國会に設置せられた「隠退蔵物資等に関する特別委員会」において採りあげられ、引続き本委員会設置に伴つて更に調査を綿密周到に行い、廣汎な資料を査察し、又現地を視察する等なみなみならぬ努力を傾倒し來たものであるが、何分にも終戦直後の混乱時に際しての処分状況は、今日においてはすでに確実なる資料を得ること至難のものもあり、又兵器処理物品は特殊の用途に限定せられるものが多く、配分に関しても特別の知識を要するので全般にわたつて詳細刻明に精密な調査を遂げることは困難である。

本委員会として兵器処理問題についての調査の理由及びその眼目は次の諸点にある。

一、國民の血と汗とによつてあがなわれた莫大な兵器の処理が新生日本の経済復興及び民生安定にどれだけ寄與したか、國民一般に明白にされていない。

二、終戰直後旧陸海軍が、緊急放出処分の名目の下に相当多量の兵器を含む軍保有物資を不当に処分し、これに介在した多数の者が不正利得をした疑惑が濃い。

三、終戰時における軍保有物資特に兵器に関して確実な数量を明らかにし、その解体及び配分等に関してこれが正当且つ確実に実施せられたかどうかを究明する必要がある。

四、航空兵器及び陸上兵器の処理について兵器処理委員会が構成せられ、この業務を政府の代行的立場において実施したが、この兵器処理委員会構成の経緯並びに組合員たる代行五社（日鉄、鋼管、神戸製鋼、扶桑金属、古河電氣）選定の事情を解明する必要がある。

五、莫大な兵器処理によつて当然利益をあげ、これを政府に納入していると常識的に考えられるのにかかわらず、兵器処理委員会が清算においてほとんど利益がないのは経理がずさん不当であつたのではないか。

六、兵器処理に関し末端機構及びその関係者に背任横領、窃盗等の刑事事犯が行われた事実がある。これに関連しその業務上の監督及び兵器処理機構の適否を明らかにすべきである。

以上の見地において資料を精査し、十五回にわたる委員会において東久邇稔彦氏他五十名に対し証言を求めて本問題の解明に努めた。しかしてこの調査の結果において概略次の如き見解に到達したのである。

一、終戰直前の八月十四日鈴木内閣において敗戰に処する緊急対策として軍保有物資及び資材の緊急処分の閣議決定をなした。この閣議決定は法令に根拠のない超法規的処理であつたため、その結果は、閣議の意図した民生安定に寄與する趣旨は没却せられ、軍関係者による物資の争奪となりいたずらに一部関係者に不当利得をほしいままにせしめ、いわゆる新興成金やみ成金を醸成した有力な原因をなしたものである。

二、同月二十八日東久邇内閣において右の緊急放出停止に関し「昭和二十年八月十四日閣議決定、軍その他の保有する軍需用保有物資、資材の緊急処分の件はこれを廃止す」との閣議決定をなし、更に同日陸軍においては八月二十九日以降の緊急放出停止とともに、すでに拂下げ又は保管轉換したるものは、回収可能なもの、これを回収し、しからざるものは、その内容を明らかにすべし、との通ちようを発し、又海軍においては放出取止めの通ちようを示達したが、回収につきてはほとんど実効がなく、取止めの指示にもかかわらず日附をさく及して放出処分するなどの不正も行われ、当時の軍首脳部及び指揮官の不注意、怠慢と一部軍人の悪意による不正とが今日における道義たい廃の禍根を残した。

三、同年九月二十四日連合軍最高司令部覚書によるいわゆる返還物資の措置につきては、政府はその引渡し並びに返還の方法及び配分方法等につきては詳細の指示を與え、処分の大綱及び要領は内閣における特殊物件処理委員会の議を経て処置するなど、その手続においては整備せられたが、この業務に関し政府は、これを重要視して経費、人員等を整え、充分なる指揮監督をなすべきにもかかわらず、当時の政府要路の者がこれを等閑視してほとんど関心を有しない有様であつた。従つて多くはあげて地方長官に実施業務を委任せざるを得なかつた関係で、地方廳が指揮監督の手薄に乗じて指示命令を無視して独断的措置をとつて不当な処分をなした事例をじやく起し、一部腐敗官僚と不正業者の結たくによる拂下げが行われ、新興やみ成金を生む間げきを與えた。

四、兵器処理機構に関し兵器処理委員会の結成及び代行五社選定の事情は当時における諸般の情勢よりやむを得ざるものであつて、とくに非難すべき点は認められないが、兵器拂下げ契約の内容がずさんであつたため、その経費の責任等につき長期間不確定の状態に放置したため、いきおい経費支出が放漫となり、又末端機構に対する経費の監督が不充分であつた政府は、拂下げ契約に際し慎重な考慮を欠いた嫌いがあるとともに兵器処理委員会に対する監督が不充分であつた。

五、兵器処理委員会は代行五社の監督につき不充分であつたため、代行五社においても末端機構の作業状況や経費支出につき注意を怠たり、統一体としての機能を欠いた。このために末端機構において幾多の不祥事を発生せしめる温床となつたのである。

兵器処理問題に関する調査の結果の大要は前述の通りであるが、調査の概要を項目をわけて記述すれば次の通りである。

第一、軍保有物資の緊急放出

第二、終戰時における軍需品保有量及び放出量

第三、軍需品の連合軍への引渡し及び日本國への返還

第四、返還物資の処分に関する機構の整備と処分大綱の決定

第五、兵器処理の機構と五社選定事情

第六、兵器処理委員会の活動とその批判

第七、兵器処理に関する責任の所在

第一、軍保有物資の緊急放出

降伏すでに決した昭和二十年八月十四日、時の鈴木内閣は、敗戰に処する緊急対策として軍保有物資及び資材の緊急処分を閣議において決定した。これがいわゆる軍保有物資の緊急放出をなした基本の決定である。

右閣議決定はまず冒頭に次のごとく記述している。

「陸海軍は速かに國民生活安定のために寄與し以て積極的に軍民離間の間げきを防止するため軍保有資材及び物資等につき穏密裡に緊急処分方措置す。なお、陸海軍以外の政府所管物資等についても右に準ず」

この閣議決定が意図したところは放出により國民生活の安定に寄與し軍民離間を積極的に防止することであつたが、その実施については穏密裡に行うことを要することとなしたのである。

今日右閣議決定を省察するとき、何故放出を秘密裡に行わねばならなかつたか当時の関係者につき調査したるも、その理由が判明しない。ここに当時未だ戰時中の余勢をかつた軍関係者が、軍保有物資の獲得を企てたのではないかという國民の疑惑が生ずる理由がある。閣議決定は更に緊急処分の物件、処分先及び方法等を例示して次の如く規定している。

一、軍管理工場の管理を直ちに解除す。この場合製品、半製品及び原材料の保管は差当り生産者に一任す。

二、軍の保管する兵器以外の衣糧品及びその材料、医療品及びその材料、木材通信施設及び材料、自動車（部品を含む。）船舶及び燃料等を可及的関係民間團体に引渡す。

三、軍作業廳の民需生産設備たり得るものはこれを適宜運輸省関係の工機工場その他民間工場に轉換す。

四、食糧（砂糖を含む。）を原材料とする燃料生産を即時停止す。

五、軍需生産はこれを直ちに停止し、工場所有の原材料をもつて民需物資の生産に当らしむ。

この規定によると、放出の目的物件は兵器以外のあらゆる軍保有物資、資材及び施設がその対象とされ、その処分先及び処分法は関係民間團体あるいは工場に物資資材の保管を一任しあるいは引渡すというのである。

ここにも放出が將来重大な弊害を招いた禍根があつた。すなわち軍管理工場であつた民間会社あるいは個人に尨大な製品、原材料等の保管が一任され、又は莫大な軍保有品が関係民間会社等のみに引渡されれば、敗戰による人心の混乱と極度の物資の欠乏その他当時の経済事情とのために閣議の意図した民生安定に寄與することとは全く背ちして、軍関係業者による物資の争奪が始まり、物の偏在が起つて一部関係者のみに不当な利得を與える結果に終り、國民一般の民生安定とはならないことが明らかであるからである。

更に緊急放出が如何なる法規上の根拠に基いてなされたかも疑問なきを得ない。想像せられる当時の関係法規としては、一般法として物品会計規則（明治二二、勅令八四号）特別法として陸軍兵備品会計規則（明治二四、勅令二号）及び海軍兵備品会計規則（明治二三、勅令六四号）がある。

これらの法規は國家ないし軍に所属する主として動産の処理、保管に関しその手続と責任を厳格に規定しているが、関係官廳において不用あるいは使用不能となつた物品の賣拂いあるいは拂下げについてこれらの法規は官廳保有の一部の物品を対象として規定しているのであつて、特定官廳の保有する物品を全面的に放出拂下げするというがごときことは予想してはいない。従つて閣議の決定した緊急放出は全くこれらの法規の規律する範囲外の事項であると認めて支障がない。

仮にこれらの法規の規律する範囲に属するとしても、緊急放出がこれら法規に従つて手続がなされたと認められる証拠がない。

しからば閣議決定はこれらの法規を変更したと解し得るかといえば、これら法規はいずれも勅令であつて、単なる閣議決定をもつてしては法規の形式的効力からして不可能の事である。

以上の理由から緊急放出を決した

閣議決定は憲法以下各法規の認めない違法の超法規的処理であつたと結論せざるを得ない。但し、この点については異説もあるので責任関係の項において細論す。

閣議の決定に基いて海軍は同月十五日海軍次官より関係各局部長宛次の如き放出準備命令を発した。

戰爭狀態終結に伴う緊急措置の件申達

首題の件左記の通り措置相なりたし。

記

一、別に制定さるる海軍終戰委員会において各般の処理要綱を定め主務局部を経て発動を指示せらるるにつき右時期まで特命あるものの外過早に処理せざること。

二、軍需生産体制を速かに國民生活安定確保並びに民力涵養に轉換するため左の通り処理を進め軍民の親善増進を期す。

イ　軍需管理工場の管理を解除し、製品及び原材料の保管、流用は差当り生産責任者に一任す。

ロ　省略

ハ　兵器（平和的使用可能のものを含まず）以外の軍需品、物品殊に燃料、自動車、一箇月分以外の衣料及び薬品、木材その他の資材を陸、海、軍需省以外の各省、地方機関又は民間に無償保轉（拂下げ）す。

ニ　作業廳等の施設中軽易なるものは成るべく多数運輸省関係工機工場又は民工場に保轉す。

ホ　艦船兵器、地方施設等は故意にき損せしむることなく目録を作製す。

ヘ及びト省略。

又陸軍は同月十七日陸軍大臣より関係各局部長宛次のごとき放出準備命令を発した。

陸機密第三六三号

軍需品軍需工業等の処理に関する件達

軍需品軍需工業等の処理に関し別紙の通り定む。

別紙

軍需品、軍需工業等の処理に関する件

軍需品、軍需工業等の処理に関しては、左記に準拠して齊整にこれが実行を図るべし。「但し、拂下げ保管轉換は準備のみに止めその実施は後令す。」

軍管区司令官は所要に應じ軍管区内軍需動員部隊の長を指揮すべし、一般に軍需品並びにこれが生産施設の散逸隠匿破壞を禁ず。

一、飛行機、武器彈藥、器材、被服糧秣、需品衞生材料、獸医資材等は散逸隠匿破壞することなく現在のまま保管し実情を調査整理し置くものとす。但し、運輸並びに國民生活に緊要なる一部軍需品は関係官廳又は民間團体に拂下ぐることを得。又地方自動車等にして徵発せるもの及び借上施設物品等はその一部を旧保有主に返還することを得。原材料等についても右諸項に準ず。

二、ないし三、省略。

四、前諸号に伴う經理的処理は左に準拠するものとす。

1　軍需品並びに原材料及び軍需生産施設の拂下げは原則として有償とす。但し、地方官廳等に対するものは無償保管轉換することを得。又有償拂下げ代金は直ちに全額支拂を要せず。

2　省略

五、省略

六、保有軍需品及び軍需工場等にして現物引渡に際し照合に必要なる書類及び軍需品等にして民間に拂下げたるものの書類は、これを整理し置くものとす。関係民間工場に対しても同様に指導するものとす。

七、拂下げ（保管轉換）の対象は原則として地方官廳配給機関その他民間團体等とし、特に輸送及び國民生活確保に資するものを優先とし個人に利益をろう断せしめざるごとくするものとす。

註　本命令及びこれに伴う処置に関する書類は引渡しに際し連合軍側より提出を要求せらるることあるべきをもつて保存整理しおくものとす。

次で放出実施に関し海軍は、同月十六日海軍大臣より関係各長に対し、管下各廳（各部隊を含む。）において保管又は準備中の軍需品「艦當需品、燃料（自動車用燃料を除く。）、被服及び糧食並びにその準備資材」は差当り当面の所要量を除き（被服及び糧食は概ね一月分を残し）、関係地方総監その他と連絡の上速かに（概ね十日以内に完了を目途とす。）これを陸海軍需省地方機関又は民間に無償保轉（譲渡）のことに取計うべし。

との通ちようを発し、

陸軍は、同月二十三日陸軍大臣より関係各長に対し、

復員に伴う軍需品等処理に関する件達

復員に伴う軍需品等の処理に関しては昭和二十年陸機密第三六三号「軍需品、軍需工業等の処理に関する件達」及び昭和二十年陸機密第三六九号「帝國陸軍部隊復員要領細則」による外左記によるべし。

左記

一、ないし二、省略。

三、軍需品は左のごとく処理するものとす。

1　ないし3　省略。

4　昭和二十年陸機密第三六三号に基き関係官廳民間團体等に拂下げ、保管轉換を準備しあるものは速かにこれを実施し、八月三十一日までに終了するに努むるものとす。

右により処置したる軍需品等は拂下げ部隊毎に区分し、努めて官民の保管位置に移動し置くものとす。

四、ないし六、省略。

との通ちようを発して、それぞれ放出の実施を命じたが、実際は第一次の準備命令が発せられた前後より、多量の重要物資が無償で放出され終つたのみならず、放出の取扱い狀況は無秩序且つ混乱を極めたものであつたから品名、数量、放出先等の書類もほとんど整備されず、物資は散逸しその後命令変更による回収に際しては処分先不明のものが多かつた。なお、陸海軍とも短期間（七日ないし十日の期間）に放出を完了することを命令し一層混乱に拍車をかけることの結果となつた。

又軍が何故かかる短期間に大量の物資の放出完了を命じたかも大いに疑問とせらるべき点である。放出の乱脈ぶりについては軍もその狀況に周章して、

海軍に、同月二十四日軍務局長より、

軍需品類の保管轉換（拂下げ）やや適正を欠くものあるやに聞くにつき、極力これが適正を期し、自動車及び自動車用燃料等の如く回収可能のものは極力回収に努められたし。

との通ちようを発し、

又陸軍は、同月二十八日次官より、

部隊の復員に際し軍需品その他物品等の拂下げ保管轉換等極めて乱雜放恣に流るるむきすくなしとせず、軍需品等の処理に当りてはその内容を検討し、実施を厳正にし有終の美を収むるごとく特に留意相成りたく、すでに実施したるものに関しても昭和二十年陸機密第三六三号に基き再整理し、復員とともに復員管理官は拂下げ保管轉換に関する書類を陸軍大臣に提出せられたし。なお、自動車類は右規定にかかわらず当分の間その全数を保有しおくとともに燃料の拂下げは中止せられたし。

との通ちようを発した。この点に関し、下村定証人も「あの狀態というものは誰が見ても止めずにはいられません。」と証言している程であるが、混乱の極に達した狀態を一片の通ちよう位で平静に引戻すことは到底不可能であつた。

又緊急放出に関する閣議決定は日本より連合軍に引渡すべき軍需品は兵器のみなりとの見解に基き、放出物件より兵器を除外したが、実際は自動車その他兵器に属する物件も多量放出せられた。

以上のごとき経緯の下に軍需品の放出がなされたが、その後連合軍と連絡のためマニラに派遣せられた、河辺陸軍中將一行が帰還し、及び、連合軍に引渡しを要する物件は兵器のみに限らず一切の軍需品なることが判明したる一方、緊急放出が世論の指弾を受けるに及び、同月二十八日時の東久邇内閣は緊急放出停止に関し、

昭和二十年八月十四日閣議決定、

軍その他の保有する軍需用保有物資資材の緊急処分の件はこれを廃止す。

との閣議決定をなし、

陸軍は、同日陸軍大臣より、

（前略）軍需品等の拂下げ保管轉換は八月二十九日以降これを停止す。

すでに拂下げ保換等をなせる軍需品等にして回収可能なるものは、努めてこれを回収し、然らざるものはその内容を明らかならしめおくべし。

との通ちようを発し、

又海軍は同月二十九日軍務局長より、

軍需資材類の外保轉拂下げ引取始めのことに決定ありたるにつき今後右保轉拂下げは取止め。

との通ちようを発してそれぞれ放出処分を停止した。

放出停止に伴い軍は放出物件の回収に努めたが、書類等の整備不完全なると放出が極めて乱雑に行われたためその回収率はきわめて低かつた。この結果は当時の軍首脳部及びその統率下の指揮官の指揮監督上の不注意、怠慢、あるいは故意に基因する責任と言わねばならぬ。

第二、終戰時における軍需品保有量及び放出量

終戰時軍の保有した軍需品の数量及び放出せられた数量が何程なるかの問題は國民の最も関心を寄せるところであるが、その正確なる数量の算定は重要資料を焼失したるため不可能な狀態である。

これについて軍関係者は、

1　終戰直前本土作戰準備に熱中し、軍需品がさかんに移動消費されたこと。

2　各部隊は急速なる復員を第一義とし、軍需品等の処理は第二義としなければならぬ狀態であつたこと。

3　これがため各部隊毎の調査報告書が整つていないこと。

4　終戰と同時に大部分の重要書類を燒却したこと。

等の理由をあげて精確なる数量は判明し難いとしている。当委員会はきわめて不正確たるを免れないが、関係方面より左の如き終戰時における軍需品の保有量及び放出量に関する報告書（昭和二十年八月三十一日現在）の提出を得ている。この報告書は関係方面において残存書類と関係者の記憶等の可能最大限の資料に基いて作成されたものであるとのことである。

記

一、陸軍省関係

1　終戰時陸軍保有兵器調査表

2　軍需品処理狀況表

二、海軍省関係

1　終戰時軍需物資（兵器を含む。）蓄積狀況

2　軍需品（兵器を除く。）処分狀況

三、軍需省関係

1　航空兵器総局軍需物資蓄積狀況

2　旧軍需工廠拂下げ物品調査表

なお、右数量等の正確なる算定を不能ならしめた最大の原因は、陸軍においては阿南陸軍大臣、又海軍においては米内海軍大臣がいわゆる軍機密書類の燒却を命令したのに基因して、軍需品に関する保存を要すべき書類帳簿類を燒却したことにある。

第三、軍需品の連合軍への引渡し及び日本國への返還

(1)　昭和二十年九月二日連合軍最高司令官より「指令第一号附属一般命令第一号」が発せられた。この一般命令中軍需品（兵器を含む。）に関係ある條項は左の通りである。

「一般命令第一号第一項」ないし第五項省略」

第六項　責任ある日本國及び日本國の支配下における軍及び行政当局は、連合國最高司令官より追つて指示あるまで左記を現狀のまま且つ良好なる狀態において保持するものとす。

（イ）一切の兵器、彈薬、爆発物、軍用の装備、貯品及び需品、その他一切の戰争用資材（本命令第四項に特に規定するものを除く。）

（ロ）一切の陸上、水上並びに空中運輸及び通信の施設及び装置

（ハ）飛行場、水上機その他、対空防備施設、港及び海軍基地、資料貯蔵所、常設及び仮設の陸上及び沿岸防備施設、要塞その他の防備地域を含む一切軍事施設及び建造物並びに一切のこれらの防備施設、軍事施設及び建造物の設計図面。

（ニ）一切の戰争用具並びに軍事機関又は準軍事機関が、その運営に関し現に使用し、又は使用せんとする他の資材及び資産を製造するため、又はこれらの製造もしくわ使用を容易ならしむるため計画せられ、又はこれに充当せられたる一切の工場、製造場、工作場、研究所、実験所、試験所、技術上の要目（「データ」）特許、設計図面及び発明

第七項　日本國大本営は連合國最高司令官に対し本命令受領後遅滞なく前記第六項（イ）（ロ）及び（ニ）に掲ぐる一切の項目に関しその数量、型式及び位置を示す完全なる表を提供すべし。

第八項　一切の兵器、彈薬及び戰争用具の製造及び分配は直ちにこれを禁止するものとす。

「第九項ないし第十三項省略」

右一般命令に基き陸海軍はそれぞれ軍需品等の整理、引渡しの実施に関し各部隊に対し必要なる措置を命じた。

(2)　一九四五年九月二十四日連合軍最高司令部覚書

ついで昭和二十年九月二十四日に至り連合軍最高司令部より日本政府に対し覚書が発せられた。

右覚書は軍需品資材及び装備の引渡し及び返還に関するものであつてその要旨は次のごときものである。

「覚書要旨」

一、昭和二十年九月二日附当司令部発、一般命令第一号第六項に基いて日本政府は、日本軍に属しもしくは使用せられあるいは使用の予定であつた一切の武器彈薬爆発物、軍用施設、備蓄品、軍需品その他各種兵器、装備、軍所有物をその所在の如何にかかわらず、米國第六軍、第十四軍團、第五艦隊、第八軍、第十四軍團、第五艦隊、第八七艦隊の各司令官の要求あらば直ちに引渡し得るよう措置すべし。

二、米國進駐軍各司令官は、本来あるいはまた戰争用もしくは軍事行動用にして平時の民需に適せざる一切の装備はこれを破壊するよう指令せられあり。但し進駐軍の作戰要求充足の上は、廃兵器屑を含む日本軍所属の装備並びに軍需品にして本來戰争用若しくは軍事行動用にあらざるものは、朝鮮にあるものを除き、これを日本政府に返還せらるべし。

三、日本政府に返還中の軍需品資材及び装備の受領並びに明白なる処理に関する公式の代表者として日本政府内務省を指定する。

四、日本國政府は前記事項実施のため左の措置を採るべし。

（イ）日本陸海軍の責任ある各司令官は、自己の所有にかかわる一切の軍需品資材及び装備の地域別（米國進駐軍に引渡すため右物件の集積しある場所にほぼ相当するもの。）目録を準備すべし。右目録は米國進駐軍各司令官の要求に即應し得るよう用意し置くを要する。

（ロ）日本國政府内務省は、日本國政府に返還の軍需品資材及び装備受領のため米國第六軍、第八軍、第五艦隊各司令官に対し代表を派遣すべし。又これらの物件をその所在において日本軍より受領のため充分なる人員を準備し置くべし。

（ハ）日本國政府内務省は、受領せる全物件に関する記録を保存し、これら一切の軍需品資材及び装備の処理に関しその最終需要者に至るまで瞭然たらしむるようなし置くべし。

五、前記軍需資材及び装備は、日本の民生安定のため並びに日本國民経済の再建により日本國民に必要なる衣食住を確保せしめんがため、日本政府に返還せられたるものなり。よつてこれら一切の軍需資材及び装備を前述以外の用に供するをここに厳禁す。

右覚書により廃兵器を含む軍需品等は、日本政府に返還せられることが明らかとなつたが、その用途は日本の民生安定と國民経済再建のため日本國民に必要なる衣食住を確保せしむることに限定され、右用途以外に使用することを厳禁せられた。かかる関係よりしてこれらの返還軍需品等の処理についてはその最終需要者に至るまで一目瞭然たらしむるよう命ぜられたのである。

(4)　引渡し並びに返還の方法

陸軍は同年九月三十一日左のごとき細目にわたる引渡並びに返還方法を指令し、これに基き実施すると同時に右指令の趣旨を内務省調査部長宛通知した。

軍需品等の引渡し等に関する細部指示の件（要旨）

一、ないし二、（省略）

三、軍需品引渡しの整理要領に関しては左の各項によるものとす。

(1)　軍需品の保管責任者は、和文（努めて英文を併記す。）による現在高調書を連合軍側の要求部数の外四部を調製の上、連合軍側に引渡しの際該調書の末尾に連合軍係官の署名を受くること。

(2)　前項の署名を受けたる調書は、一部を拂出証とし出納簿（受拂簿等）より拂出す。一部を速かに順序を経て第一又は第二総軍司令官に提出する。総軍司令官はその全部の引渡し完了後これを軍需品報告書に貼付し一括して陸軍大臣に提出する。一部は内務省関係官に交付する。

(3)　及び(4)省略　（二）及び（三）省略　（四）省略

五、引渡し後における内務省系統の保管、監視等遺憾なからしむるため、事前において軍需品の品種、数量、位置及び取扱い上注意すべき事項、現在における監視員等に関し努めて現地につき概ね十月四日まで地方関係官に説明すること。

六、内務省においては、引受軍需品の処理は各府縣単位に行うにつき、軍需品に関する業務引継ぎのため、各軍管区司令官（航空本部長）は概ね各府縣廳を対象とする部隊を指定すること。

以上の手続方法をもつて逐次引渡し並びに返還を完了したのであるが、実際の取扱いは多少相違あるものごとくである。

海軍関係は、当委員会において蒐集したる諸資料をもつてしては未だ詳らかならざる点あるため喚問したる各証人に説明を求めたる結果、軍需品資材、装備その他施設の目録を作製せしも、陸軍同様これが総括的引渡しをなす能わざりしをもつて、各鎮守府又は各警備府司令官、兵器、軍需品、施設等の引渡し委員を定め、連合軍側武器接收

委員との接觸により現地において引渡を完了し、各所属長官を経由して本省に報告せしめ、又返還に際しても同目録により内務省関係官に交付、順次これが手続きを完了したことが闡明せられたのである。即ち陸海軍ともに全軍の保有する軍需物資、資材の総括したる調書をまとめて総数量を明らかにして引渡すことができざりしため各命令系統ごとにこれを実施し、逆にこれを本省に報告せしめたのである。

(5) 一九四五年十月十六日連合軍最高司令部覚書

日本政府は一九四五年（昭和二十年）十月十日連合軍最高司令部に対し返還物資の処理に関する計画書を提出したるところ、これに対し同月十六日連合軍司令部より日本政府に対し更に返還物資の処理に関する覚書を交付せられた。この覚書中重要と認められる事項は左の通りである。

（覚書要旨）

一、（省略）

二、本件資材、補給品及び装備品に関する一切の政策は左記に基き作成せらるべし。

(1) 困窮と飢餓の緩和

(2) 食糧の生産と配給の復旧

(3) 消費財の生産

(4) 右の他の民主経済の復旧

（右順序は優先順）

三、これら資材補給品及び装備品の配分に現存民間機構を使用するは妥当にして差支えなし。

四、左記事項はこれを明確に諒解せらるべし。

本件資材、補給品及び装備品の賣却より生ずる収入は、公共（政府）の資金に繰入れ、民衆救済のためにのみ使用すべきこと。

日本政府に引渡さるる一切の項目の処分のみならず、これら各項の賣却より生ずる資金の費途をも明示する詳細なる記録を保存すること。

(6) 引渡し並びに返還の数量

連合軍へ軍需品を引渡すに際して、物件の所在する日本陸海軍の現地各部隊は引渡しリストを作成した。このリストは、日本陸海軍より連合軍に提出され、それに基き引渡しがなされ、更に連合軍より日本政府内務省に返還がなされたのである。日本側において右リストを完全に保有する責任あるものは日本内務省（現在建設省）であるが、内務省は返還物資受領の事務を各府縣知事に委任し、各府縣をして受領事務をなさしめたので、現在右リストは各府縣において保存している。（但し縣廳舎火災のため青森縣分は焼失。）

このリストは最後に日本政府内務省（建設省）に蒐集せらるべきものであるが、目下各府縣における返還物資の最終処理が完了していない関係上未だ内務省（建設省）に蒐集されていない。

従つて引渡し及び返還の各総量は右リストを集計すれば当然判明する訳であるが、前述のごとき事情のため未だその総数量を算出するまでに至つていない。もつとも建設省において現在まで各府縣より徵したる報告を資料として集計したる結果によると、現在までに判明したる返還物資の総價格は返還当時の公定價格（但し兵器は回收原價）にして約四十六億円に達する見込である。

なおこの際、右リストについて附言すれば、当委員会においては建設省より兵器のみを拔萃したる右リストの写を徵しこれを検討したるところ右リストの記載中引渡し量と返還量に相違あるもの、あるいは引渡しがあるにかかわらず返還のないもの、あるいは引渡しがないのに返還のあるもの等があり、引渡しと返還が完全に一致しない。これは引渡しと受領の間に連合軍により海中投棄あるいは燃却（例えば飛行機、彈丸等）等のなされたもの等若干ある関係上相違する理由もあるが、元來戰時中に軍需品が疎開その他で各地に分散されていたため実在量を検討し得なかつたこと、あるいは早急にリストを作成したこと等に基因して不正確たるを免れなかつたものとくである。

更に右兵器に関するリストの数量は各種の單位（例えば飛行機何機、小銃何挺等）をもつて表示され、全部が噸数に換算して表示（この換算は技術的にもきわめて困難である。）されていないため兵器処理委員会が回收処理したと称する百三十万噸と右リストを対象として両者の数量を比較することは不可能な事情にある。

第四、返還物資の処分に関する機構の整備と処分大綱の決定

(一) 内務省調査部の設置

前記九月二十四日の覚書において連合軍より返還される軍需品の受領機関として内務省が指定されたので、内務省ではこれが処理のために特別の機構を設けることとし、九月二十六日内務省訓令第六二三号をもつて調査部を設置し、地方廳においても臨時調査部（東京、福島）その他の名称の下にこれに対應した機構が設けられた。

（註）(1) 当時の内務大臣は山崎巌、内務次官は古井喜實で、初代の調査部長には内務省管理局長大島弘夫が任命された。

(2) 内務省調査部は、昭和二十一年八月調査局と改称し、内務省の廃止に伴い昭和二十三年一月一日建設院総務局特殊物件課に引継がれ、ついで同年七月建設省総務局総務課に引継がれ、現在に至つている。

(二) 特殊物件処理委員会の設置

昭和二十年十月初旬（東久邇内閣の末期）次官会議の申合せによつて「連合軍より引渡しを受けた特殊物件に関する重要事項を処理するため」（委員会規定第一條）内閣に特殊物件処理委員会が設置された。

本委員会の委員及び幹事はそれぞれ各省の関係局長及び課長をもつて構成し、終戰後内閣に設置された内閣調査局が運営の中心となり、委員長には内閣調査局長官があたることになつている。

（註）(1) 初代の委員長長崎惣之助は、委員長就任直後の十月九日東久邇内閣の退陣と同時に更迭して次の内閣調査局長官次田大三郎が委員長となつた。

(2) 内閣調査局は昭和二十年十一月に廃止されたので、爾後委員長には内閣副書記官長があたり、更に内閣副書記官長制の廃止に伴い内閣官房次長に引継がれた。

(3) 本委員会は、昭和二十三年政令第一四六号國有財産調整委員会官制によつて同年九月十日設置された國有財産調整委員会に土地建物その他の施設に関する事務を引継いで解消した。

(4) 本委員会の関係書類は総理廳火災の際に焼失して殆んど見るべきものがない。

(三) 特殊物件処分大綱の閣議決定

軍需物資の返還に関する九月二十四日の覚書を受領した東久邇内閣の下にあつては、前記のごとく内務省調査部及び特殊物件処理委員会等取扱機構の整備を見たのみで、覚書に基く処理方針についてはこれ等の機関において事務的に研究が進められた程度に止まり、正式決定の段階に至らないで、十月九日東久邇内閣は総辞職して後継幣原内閣に引継がれた。

幣原内閣においては九月二十四日の覚書及び十月十六日の覚書に基いて十月十九日の閣議において「特殊物件処分大綱」を決定し、直ちに関係方面に示達した。これによつて連合軍より返還された旧軍需物資いわゆる「特殊物件」処理に関する根本方針の確立を見たのである。

特殊物件処分大綱の内容は概ね次のごとくである。

(1) 軍用施設と主要物件の処分は、中央において決定し、軽易な物件の処分を地方廳に委任する。

(2) 地方廳に地方長官を中心として中央の特殊物件処理委員会に相應した委員会を特設する。

(3) 特殊物件の処分については

(一) 戰災者、遺族、外地引揚者（帰還將兵を含む。）の救護

(二) 食糧の確保及び増産

(三) 医療救護

(四) 交通通信の復旧

(五) 職業補導及び教育施設

に重点を置く

(4) 特殊物件処分の対價については公定價格を基準とする有償交付を原則とする。

但し、國又は公共團体において直接使用するもの、及び戰災者等特別の事情に因るものについては例外として無償交付を行うことができる。

(5) 特殊物件の処分による政府收入は原則として民生安定に役立つように使用すべきである。

しかしてこの閣議決定に対する法的措置として、昭和二十年十一月十七日勅令第六百三十三号（連合國最高司令官より帝國政府に返還せられたる物品の無償貸付及び譲與等に関する件）を制定公布した。

（註）中央において処置方法を決定する重要品目については十一月二日付内務省発調第五十三号「連合軍より返還を受くる軍需品等の処置に関する件」により内務次官名をもつて各地方長官に示達された、右

のうちに「解体兵器(鍛鑄綱品を含む。)」を掲げていることを附言しておく。

(四)　特殊物件の処理系統

連合軍より返還される特殊物件は、その所在が全國にまたがるので、都道府縣を通じて内務省が專ら受領の任に当たるのは前述のごとくであるが、その品目、内容は種々雑多のものを含むので、一旦内務省が受領を受けた後の処理配分については、物資別に関係各省の所管に従いその責任において処理されることになつた。例えば、食糧は農林省、繊維品、鉄鋼非鉄類等は商工省、医薬品は厚生省、通信資材は逓信省、土地、建物、機械、船舶等は大蔵省といつたごとくである。その中廃兵器の処理については次項において詳説する。

第五、兵器処理の機構と五社選定事情

一、解体兵器等処理機構の制定

連合軍から返還せられる軍需品等のうち廃兵器の解体処理に関する政府の方針については、昭和二十年十一月五日特殊物件処理委員会において「解体兵器等の処理機構に関する件」が制定せられ、これにより処理の大綱が決定したのである。この原案は商工省総務局兵器処理班長大堀弘事務官が十月下旬起案し、総務局長の決裁を受け、内務省調査部と協議を遂げ、その同意を得た上同月末特殊物件処理委員会に附議し、原案通り決定せられたものである。その要旨は(1)解体兵器処理のため日本製鉄、日本鋼管、古河電氣、住友金属(後に扶桑と改称)及び神戸製鋼等の民間業者をもつて組織した委員会を設置せしめ、これが実行を一任すること。(2)政府は右実行を援助し並びに解体済資材の配分処理に関する收支等の監督をなすこと。(3)解体兵器は内務省より右委員会の代行機関たる前記五社に対しそれぞれ拂下げること。(4)処理機関の收支はプール計算とすること。(5)処理機関の事業経費及び損失の補償は政府において予算的措置を講ずること等である。しかして右の処理機構に関する件は十一月十二日附内務省調査部長及び商工省総務局長連名をもつて各地方長官、各地方商工処理部長等に対し通ちようせられた。

二、兵器処理委員会の設立

前述の方針に基き昭和二十年十月三十一日、日鉄(社長渡邊義介氏)、日本鋼管(社長浅野良三氏)、古河電氣(社長春日弘氏)及び神戸製鋼(社長中川末吉氏)、住友金属(社長浅田良平氏)の五社を組合員とする兵器処理委員会が設立せられた。

本委員会は民法上の組合で、出資金百万円、五社を代表して選出せられた委員及び委員長をもつて運営し、委員長には当時経済團体連合委員会渉外部長であつた小松隆氏が選定せられた。委員会は鉄鋼部会(日鉄、鋼管)、非鉄金属部会(古河、扶桑、神戸)の二部会に分ち、主として前者は地上兵器(鉄鋼兵器)、後者は航空兵器(非鉄金属兵器)の処理を担当し、部会内においては更に地域別に五社おのおのその担当分野を定めて業務の処理に当るとともに、委員会に事務局を設けて、各部門、各社間の連絡統一を図ることとした。しかして拂下げ物件の受領、解体、熔解、保管、運送等の作業より拂下げ処分に至るまで、一切の実務は組合員たる担当五社に代行せしむるものとし、十月三十一日委員会と五社代表者との間に業務実行契約が締結せられ、五社は各自独立の一部局(兵器処理部)を設けて担当事務を処理し、これが経理は各社本來の会計と区別し、その收支を明瞭ならしむることとした。

(註)　委員会は当初いわゆる「コミッテー」として発足したのであつたが、二十一年九月五社が制限会社に指定され金融を得られなくなつたので、委員会として金融を受くるため民法上の組合とすることとし、二十年十月三十一日にさく及して定款を作り、二十一年十一月一日内務、商工両省の承認を得たとのことである。

三、兵器拂下げ契約の締結

解体兵器等処理機構に関する件が制定せられ、愈〻廃兵器は内務省より兵器処理委員会に拂下げられることとなつたが、これが拂下げ契約の原案はその当時内務省調査部において立案せられたのであつた。しかし代行五社においては、前記処理機構の件中に、事業経費及び損失については政府が予算的措置を講ずるとの一項が存するので、赤字を生じた場合政府において補償を約する旨の條項の挿入を強く要請したため、内務、商工両当局者と五社当事者との間に数箇月にわたり折衝が続けられたが、当時の政府の財政状態等よりして到底実現が不可能であつたため、結局補償に関する事項は規定せざることとし、代行五社の事業経費は拂下げ物件を処理して得た收入の範囲内で賄い、損失を生ぜざるよう業務の運営を図り賣上代金中より、作業経費等一切の費用を差引き、その残額をもつて拂下げ價格とし、剰余金は政府に納付することに協定がまとまり、五月十六日内務省調査部長青木秀夫と委員長小松隆との間に調印が行われ、各連帯五社に廻付され、七月末日をもつて各調印が完了したのである。右の如き経緯により拂下げ契約は非常に遷延したのであつたが、その間連合軍より迅速なる兵器処理が催促されていたので、既に決定した処理機構の件に基き正式拂下げ契約の完結を待たず、代行五社による処理は実行されていたのである。

四、返還兵器の受領拂下げ並びにその配分

返還兵器は連合軍より内務省に引渡され、内務省より兵器処理委員会に拂下げられることとなつているが引渡を受くる物件は全國各地に散在している関係上、実際の取扱いは物件所在地を管轄する地方廳に対し所在地の連合軍部隊より引渡されこれ等は更に兵器処理委員会代行機関である五社の兵器処理部の支部、出張所、作業班等にそれぞれ引渡しが行われ、引渡し官廳に対しては受領証を提出することになつている。しかして連合軍より内務省へ返還された数量と兵器処理委員会が内務省より受領した数量との比較に関しては、兵器処理委員会が回收した実際の数量が約百三十万屯に過ぎないので、果して両者が一致しているや否や、この間隠退藏又は横流し等の不正行爲が潜在するのではないかにつき、これが眞相究明に努め、建設院(旧内務省)より取寄せた都道府縣別の兵器引渡しリスト及び兵器処理委員会の拂下げ数量につき調査したるが、建設院より兵器処理委員会への引渡しは例えば大砲何門、飛行機何台等の如く單位呼称がトン数で表示せざるもの多く、これに反し兵器処理委員会は引渡を受けたる後解体してそれぞれの部品に類別してこれがトン数を計上処理しあるためこれ等を比較検討して結果を得ることは困難であり、遂にその目的を達することができなかつたことは遺憾である。

次に物件の拂下げ並びにその配分については、商工省の指示又は監督を受けて左記の通り中央配分と地方配分の二種に区分し、兵器処理委員会で決定した屑鉄、故屑銅、故屑軽金属、ドラム罐等十八品種に分類した処理要領に基いて処理することになつている。

(一)　中央配分

商工省を中心とする需給調整すなわち中央配分に乗せて配給の合理化を図るため兵器処理委員会委員長、各委員、運輸、農林、商工省等関係各官廳課長をもつて構成する兵器処理特別委員会が形成せられ、その承認を受けたる上、代行五社は需要者と拂下げ契約をなすこととし、たとえ代行五社への拂下げといえども本委員会の審議承認を受けなければならない。しかし、昭和二十一年十一月一日以降はこの特別委員会は廃止せられ、その後は商工省鉱山局長の承認を要することとなつた。又物資統制方式の基本的轉換に伴い指定生産資材については指定生産割当規則に基き割当公文書により処理し、それ以外の物資は地方配分によるものを除きすべて商工省において配分を行うこととなり、非鉄金属類は昭和二十二年四月一日より、屑鉄は八月一日より、いずれもいわゆる切符制による配分が行われた。

(二)　地方配分

(1)　地方的民需に應ずるため昭和二十一年六月三十日までは代行五社の各地支部の現地長において地方商工局と協議し、小口のものに限り処分を認められていた。その範囲は

(イ)一口五千円未満のもの。

(ロ)食糧、石炭、輸送、戰災復興等の用途に向けられるものは一口三万円以下とし、委員会において作成した「解体兵器地方処理要領」に基き食糧、石炭の生産輸送及び通信の確保、戰災復興の順位に從つて各地方支部長が配分を決定する。

(2)　地方商工局長承認

昭和二十一年六月十三日第十六回兵器処理特別委員会において前記の地方処理要領は廃止せられ、同年七月一日より(1)に属した地方配分はすべて地方商工局長の承認事項となりその範囲は(イ)一日三十万円未満(ロ)屑鉄二百トン未満となつた。

五、五社選定及び小松委員長選任の経緯

兵器処理委員会の構成メンバーたる日本製鉄、日本鋼管、扶桑金

属、古河電氣及び神戸製鋼の五社

(1) 選定の経緯については

(2) 即ち、五社の選定は連合軍側の指示によつて行われたのか、それとも日本政府側において自主的に決定されたものかどうか。

(3) なぜ五社に限定したか。五社だけが独占してうまい仕事をしようとしたのではないか。

(4) 委員長に選ばれた小松隆の策動があつたのではないか。等に疑惑が持たれ、これが究明につとめたのであつて、本委員会が喚問した証人の証言及び蒐集した資料等を綜合すると大要次の如き経緯である。

(一) 終戦直後、商工経済会、経済連盟、工業中央会、重要産業協議会等の経済団体が連合軍側と種々交渉が行われるようになつて交渉の窓口を一にする必要を認め、経済団体連合委員会を結成し、当時日本鋼管の常務であつた小松隆が、英語に堪能であつた関係で、その渉外部長に選任された。

九月の半ば頃から横浜に進駐した米第八軍の経済部長バラード大佐が幕僚数名を伴つて毎週水曜日に上京して、アメリカンクラブの第八軍出張所で、日本の経済の復興、民生安定等の諸問題について前記の経済団体の役員と種々交渉研究が行われておつた。その際小松渉外部長は通訳の労を執りつつバラード大佐との関係においては最も緊密な立場に在つた。

(二) 十月五日にバラード大佐から小松渉外部長に連絡があり、鉄鉱の問題について相談をしたいとの申入があつたので、翌六日小松は当時鉄鋼統制会の会長であつた日鉄社長渡辺義介と鉄鋼統制会の理事日本鋼管の常務渡辺政人を伴つて前記アメリカンクラブでバラード大佐の一行と会談した。その際日本の経済再建の中心課題として鉄鋼業の生産復興が話題になつた後にバラード大佐から次のような話があつた。即ち、「今度もと日本の陸海軍が持つていた軍需物資を日本政府に返還することになつたので、廃兵器を処理して製鉄の原料にすることが必要だが、有力な業者である君達が率先してこれをやつてはどうか。」という話があつた。両渡邊はバラード大佐からの命令といつたような氣持でこの話を聞いて帰つた。

(二) その一両日後に、前記両渡邊は商工省の奥田鉱山局長をたずね、細井鉄鋼課長同席の下にバラード大佐の話を報告して、どうしたものだろうかと懇談した。その際鉱山局長から「命令とあればやむを得ないが、できたものを二社だけで独占することは面白くないから、第八軍の指示の線にそつてやるように関係者が集つてよく相談してやつて行こう。」との話があつた。

(三) その後間もなく鉄鋼統制会の会議室で官廳側と業者側とが集まつて協議した。出席者は官廳から細井鉄鋼課長他数名、業者側では鋼管の渡邊、小松、日鉄の渡邊、森田業務部長、鉄鋼統制会からは藤澤事務局長及び各部長であつた。前日のバラード大佐からの話を中心として協議の結果、廃兵器の処理は迅速にやらねばならぬ全國にまたがる仕事だから、実力を持つた民間業者にやつて貰わねばならない。軽金属関係もあるからその方の業者も入れて委員会組織でやるのが適当だ。鉄の関係においては日鉄と鋼管に相当して貰おうということになつた。

(四) 非鉄関係については時日は明らかでないが、この頃鉱山局の山地非鉄金属課長がバラード大佐から呼ばれて、「近く航空機を日本政府に拂下げるが、その処理の方法を至急考えて貰いたい。鉄の方では民間の会社にコミッティーをつくらしてやらせるように考えられているからそういつたものを考えたらいいと思う。」という趣旨の話があつたので、課内で相談した結果、技術、設備、機構と地域的分担等を考慮して、古河、扶桑、神戸の三社が適当ということになつて、右三社の同意を得た。

(五) その後約一週間後に山地課長の代理として同課の波多野事務官と中山技官が古河の上田祐康を同行して横浜のバラード大佐を訪問して、非鉄関係の三社選定の事情を報告し、なお非鉄関係は鉄と性質が違うから別なコミッティーでやりたいと話をした。その際同席していた小松が「受入体制はすでに委員会ができているから其の委員会でやればいい。」といい出して小松と中山技官との間に二三押問答があり、その結果バラード大佐に聞いて見ようということで、小松がバラード大佐に聞いて見た。これに対しバラード大佐は「ミスター小松はスチールに関する限りのものだ。」という趣旨のことを言われ、なお「鉄と非鉄とは内部的に部門を別にするのはいいが、窓口は一にして貰いたい。委員長には業界の有力者で英語のよくできるものが望ましい。」との希望的意見が述べられた。

(六) 丁度その頃十月中旬に内務省調査部の東京支局長青木秀夫がバラード大佐に呼ばれて、小松同席の下に廃兵器処理について「民間の経験のある会社をして委員会を構成してやらせてはどうか。」との勧奨があつた。この時の事について青木は当委員会における第一回の証言の際には「鉄及び非鉄の有力会社の名簿を出せと言われて名簿を提出したらこういう会社はどうかと五つの会社について相談があつた。」と述べたが、第二回の証言においては「五つの会社をバラード大佐から言われたが、商工省と内務省で相談をしてバラード大佐の承認を得たかどうもハッキリ記憶がない。」と述べている。

(七) 前記の鉄関係の二社と非鉄関係の三社が選ばれた頃は商工省の関係者当局者は九月二十四日付の覚書が出ていることをまだ知らなかつたが、その中に覚書が出ていることを知つたので、覚書の線に沿つて内務省調査部と商工省に設けられた兵器処理班の事務当局の間に話が進められ、十一月一日に内務、商工の当事者と五社関係者が集まつて、五社による委員会組織でやつて行くこと、委員長は小松隆ということに協議が成立した。

(八) 小松委員長の選任については商工省の事務当局者の間で協議した結果諸般の情勢よりして、小松が最も適任だということになり、九月二十八日頃菅波総務局長が小松を呼んで委員長就任の内交渉をして、前記のごとく十一月一日第一回の兵器処理委員会の会合で選任が決定された。

(九) 以上の経過を要約すると次の事が指摘される。

(1) 廃兵器の処理機構たる五社をメンバーとした委員会組織の構想は九月二十四日の覚書に基づいて日本政府の独自の考えによつたものでない。第八軍のバラード大佐の示唆又は勧奨に従つて作られたものである。

(2) 五社のうち鉄関係の二社の選定は非鉄関係の三社よりも先に話が進められバラード大佐から両渡邊に対して「有力な業者である君達が率先してやつてはどうか。」との勧奨があつた。

(3) 非鉄関係の三社の選定はこれに反しバラード大佐の示唆によつて商工省非鉄金属課において専ら事務的に且つ技術的の見地から決定された。

(4) 非鉄部門においては最初鉄関係とは別箇の委員会を組織する意向があつたが、バラード大佐の「一つの窓口に」との意見に従つて、鉄鋼部門と合作した委員会組織になつた。

(5) 五社の中には処理の見透しが困難なため最初引受けることを逡巡するものがあつたようで、その間五社側の独占的意慾に基づく策謀があつたとは認められない。又その選定に至るまでの過程において五社以外の他の業者からの割込運動が行われた事実も認められない。

(6) 五社の選定及び委員会組織の事は専ら商工省及び内務省の事務当局者の間で話が進められ、最後は特殊物件処理委員会に附議されて決定を見た首脳部との連絡が欠けておつた事実が指摘される。

(7) 小松委員長の選任については、同氏とバラード大佐との交渉の立場上官廳及び五社関係者の間で当然のごとく、あるいは既定事実でもあるかのごとき印象の下にその選任が決定された。

第六、兵器処理委員会の活動とその批判

一　回収実績

兵器処理委員会は昭和二十年十月三十一日成立したが、実際作業に掛つたのが同年十二月頃で、翌二十一年八月頃を最盛期とし、昭和二十二年九月には概ね回収作業は終末に近づいた。

かくして本年二月末までにおける廃兵器の回収量は百三十一万瓲、当局者は受身になつてこれを呑んだ形であることが指摘される。

その総経費約十五億円で、その内販賣したものは約八十二万瓲、これが代金約十二億四千万円の実績を示している。從つて在庫数量は棚卸し減の約五万瓲を差引いた四十四万瓲で、経費の中未收の支出は二億六千万円となる。（註次表参照）

回收、販賣、在庫、金額調

種目	回收高 数量	回收高 金額	販賣高 数量	販賣高 金額	在庫高 数量	在庫高 金額	棚卸増減数量
鉄・地金	1,081,362 瓲	880,935,463 円	657,756 瓲	488,335,118 円	385,813 瓲	392,600.344 円	△ 37,791 瓲
非鉄金属	75,993	403,936,612	64,880	425,095.836	11,680	21,159,223	△ 312
轉活用品	160,741	221,058,369	100,973	331,141,309	42,772	110,082,940	△ 17,000
計	1,318,097	1,505,930,445	823,610	1,244,572,264	440,267	261,358,181	△ 55,105

（註次表参照）

二　復興公團への引継

兵器の解体作業がその峠を越すと、昭和二十一年春頃から解体作業を本來の任務とする兵器処理委員会を存続せしめて、これに配分、事業を引継ぎ担当せしめることが妥当なりや否やについて同委員会内部及び関係官廳間で検討され、同二十三年二月末日をもつて同委員会を解散し、残務は産業復興公團へ引き継ぐことに一應方針が決定した。

よつて政府は昭和二十三年二月二十四日閣議をもつて「兵器処理業務に関する件」を決定し、右方針を確立の上連合軍最高司令部の許可を申請し、同年五月二十五日司令部より申請の内容を一部変更の上承認があつたので、更に六月二十二日閣議決定をもつて兵器処理要項を左記の通り定めた。

1　建設院は昭和二十三年五月三十一日で内務省と兵器処理委員会との間の兵器拂下げ契約を解除する。

2　昭和二十三年六月一日以降兵器処理事業は産業復興公團に行わせる。

3　兵器拂下げ契約の解除に從い兵器処理委員会保有の兵器処理物件については建設院が引継を受け、委員会設立当初より昭和二十三年五月三十一日までの收支を計算して必要な金額を予算に組み、國会の議決を得、最高検察廳の承認を得て兵器処理委員会に支拂う。右支拂金額は特に会計検査院の検査を受けた後に確立する。

4　建設院が兵器処理委員会保有の兵器処理物件を引継ぐ際には当該物件所在の地方検察廳の立会を受け、その数量を確認する。

5　建設院が兵器処理委員会から引き継いだ兵器処理物件及び昭和二十三年六月一日以降政府が連合軍から返還を受けて処理する兵器処理物件については建設院から商工省に保管轉換をする。

6　商工省は建設院から保管轉換を受けた兵器処理物件を産業復興公團との間に兵器委託処理契約を締結して同公團に処理を委託する。

7　本件実施上必要な金融については政府で特別の措置を講ずる。右閣議に則り本年六月二十五日より八月二十五日まで二箇月を費し、全國各地に保管されていた前述の四十四万トンの在庫量が公團に引き継がれたのである。

三　右物件引継による國家の損益

右の如くして兵器処理委員会は拂下げ契約解除により四十四万余瓲の回收物件を政府に無償で返還しこれに対し政府から二億六千万円の未收経費の支拂を受けることになる見込なので、同委員会が政府に如何なる損益を與えたかは一にかかつて在庫四十四万余瓲の物件の價格又はその処理の結果によるといえよう。

この点に関し兵器処理委員会は右在庫物件に対しては五億七千三百万円の作業費（瓲当り千百四十二円）が掛けられており、これより他の販賣物件の利益を差引くことにより結局二億六千万円の経費で満す計算になるのでこれは單價瓲当り六百円弱であるからこの在庫品を処分すれば相当の利益があがる筈で、國家に対し同委員会は結局財政的に貢献していると主張し、一方右在庫物件を引継いだ産業復興公團はその大半を本年中に処分することとして予算を立て、販賣代金九億九千五百万円、諸経費等支出七億九千六百万円、差引一億九千九百万円の利益を計上しているに過ぎないので、前述二億六千万円の兵器処理委員会への政府の支拂予定額と比較すれば約六千万円以上政府が損失を招くこととなる。然しながら右公團の引継物件処分の結果は作業費の多寡、拂下物件の公定價格の定め方、人件費その他費用の騰貴等諸般の條件により左右せられるので直ちにそのいずれを妥当なりと断定することは困難である。なお、この点に関連して兵器処理委員会が前記以上に経済的成績をあげて國家に財政的の寄與ができなかつたかという点については

1　消極面においては後記のごとく処理物件並びに経理につき不正不当の事実があつて相当多額の得べかりし利益を喪失して國家に損害を與えている一面

2　積極面においては屑鉄及び軽合金再生塊の各公定價格が業界の実狀に添わず、且つ作業費を著しく下まわるため本來公定價格を引上げ、又は價格差補償金を支出すべき責任を兵器処理委員会の作業費の赤字により塡補していたこと並びに國策上アルミ精錬三工場へ当局の指示により作業費を著しく下廻る價格をもつて軽合金屑を供給し、兵器処理委員会の犠牲においてアルミ製産を確保した事実を忘れてはならない。

四　兵器処理を巡る不正不当の事実

1　終戦後の兵器処理の適否については幾多國民の重大なる疑惑を招いていたので本委員会においてはその眞相を究明すべく調査に着手し、なかんづく、

イ　連合軍よりの返還数量と兵器処理委員会の回收数量との間に相違なきや

ロ　返還物資拂下処理に不正不当なきや

ハ　兵器処理の経理上不正不当なきや

の諸点及びその責任関係に重点を置き、鋭意調査を進め、その間検察廳においても全國的に捜査を遂げたのであるが、その結果國民の最も関心事たる

A　返還数量と回收数量との関係については巷間傳わる終戦時の兵器保有量千五百万瓲ないし七百万瓲と兵器処理委員会の回收量百三十万瓲との差が余りに大きいので、その行方について最も調査の主力を注いだ処であるが、

イ　右千五百万瓲ないし七百万瓲と称する数字は如何なる根拠に基くものなりや出所が全然不明である。

ロ　終戦時の軍保有数量が分明でない。

ハ　返還を受けた品目数量と回收物件の品目数量とは計算の基礎を異にし比較し得ざること。

ニ　当時兵器処理委員会の回收した百三十万瓲の輸送にさえわが國の輸送力が非常に困難であつた点に鑑み、数百万瓲の兵器を隠匿処分することは不可能であつたと認められること。

等の諸点に照し、未だその眞相を究明し得られないとするも、兵器処理委員会において右のごとき膨大なる兵器の横流しをした事実は認められない。

B　兵器処理委員会は、財界並びに官界の一部が私利を計るために計画的に設立したものではないかという点については前掲第四ノ五に記述した通りこれを認むべき事実がない。

C　兵器処理委員会を巡り多額の政治献金又は贈賄等が伏在するのではないかという点についてもこれを認むべき事実がない。

2　しかしながら兵器処理物件の用途は、前述の覚書により民衆に衣食住の必要物資を供給するために日本経済の復興に充当し、且つその賣上代金は民衆救済のためにのみ使用すべきことを命ぜられているのであるから、関係者はその拂下げ（販賣）についてもまた経理についても右覚書の趣旨を忠実に守り、いやしくもこれに反し不正又は不当の事実があつてはならないのにかかわらず、兵器処理の実際に当つては遺憾ながらこの種事実が少しとせず、昭和二十三年八月二十一日現在において犯罪として起訴せられるもの実に六十八名、捜査中のもの七十三名に達している。

左にこの種不正不当の事案を大別すれば、

イ　兵器処理に従事中その目的物件を窃取又は横領したるもの

ロ　ブローカー等実需者に非ざる者へ拂下げ横流したもの

ハ　所定の処理要項等の手続に違反したるもの

ニ　作業費運搬費等の額を偽り、不正に支出し、又は不当利得を得たるもの

ホ　作業費運搬費等につき覚書の趣旨に反し過大の利潤をあげているもの

ヘ　交際費その他経費につき不当支出をなしたるもの等があつてその関係者は

イ　兵器処理委員長代行五社

ロ　兵器処理責任者を初め兵器処理関係職員

ハ　下請人その他の作業従事者等

の廣範なる範囲にわたり、なかんづく

A　代行五社が自社の利益を計り、不正不当の行爲のあつたこと

B　兵器処理作業従事者の実権を握つていた元軍人軍属の中より多くの犯罪者を出していること

C　元軍人軍属、大陸よりの引揚げ社員等の兵器処理従事者の処理終止後における生活安定策として採られたいわゆる二次会社設立又はその利益のため幾多の不正が行われたこと

五　兵器処理委員会の処理に対しては幾多の非難が存在するが、本委員会の調査に基き公平にその功罪を論ずれば、

イ　兵器処理により武装解除の目的を達したること

ロ　比較的短期間に前述の経費をもつて約百三十万瓲の物資を回収し、産業復興民生安定に寄與したること

は兵器処理委員会の功績として認むべき点であつて、兵器処理委員会がこれを構成する五社の資金、人員、組織、技術、設備等を動員したことにより初めてこれをなし得たものというべく、これを同委員会に代り官廳又は民間團体等他の機関を設けて処理に当らしめたと仮定するも、良くこの実績をあげ得たりやは大いに疑いなきを得ないところである。しかしながら兵器処理を巡り同委員会に対する國民の疑惑は既述のごとく深刻であつて、たとえ同委員会は関係者の隠謀により設立され、大規模の組織的不正行爲をなしたる事実が認められなかつたとしても、前項に述べた如く不正不当の事実が摘発され、殊に上は五社の責任者より、下は作業従事者に至るまで廣範囲にその関係者を出している事実は、兵器処理委員会全体がその処理に当つて適正ならざりしとの國民の疑惑に裏づけを與えたもので、その責位は重大であり、徹底的に追究されなければならない。

第七、兵器処理に関する責任の所在

兵器の処理に関し遺憾の点が少くなかつたことは上來記述したところにより推知し得られるのであるが、その中本委員会が採つてもつてその責任関係を調査検討した結果は左の通りである。

一、いわゆる軍需物資の緊急放出について

終戰時におけるいわゆる軍需物資の緊急放出処分が國民の思想上及び経済上の混乱を招く要因であつたことは今更言を要せざるところであつて、その際いわゆる兵器に属するものも少からず、緊急処分された事実並びに右緊急放出処分がその後兵器処理委員会による兵器処理に際し不正不当事案発生の有力なる素因を與えた事実に鑑み、鈴木内閣により昭和二十年八月十四日なされた右緊急放出処分の閣議決定とその実施につきこれが違法性又は不当性と責任の所在とを明にすることが先ず第一になされねばならぬところである。

（1）　右閣議決定は違法又は不当なりや

これに関し左記二説を想定することができる。

A　積極説（違法なりとなす説）

右閣議はいわゆる緊急放出を実施すべき國内法規が存在せざるにかかわらず立法的措置を講ぜず、行政的措置をもつて右処分を決定実施せしめたもので、緊急放出処分が不当であるのみならず進んで違法なりというべきである。

B　消極説（違法ならずとなす説）

政府所有物の処分については國有財産法、会計法等にそれぞれ規定あり。

右閣議は物件の処分が右法規に準拠して執行せらるべきことを当然の前提としてこれが行政の最高意志を決定したに止まり、政府の権限に属するものにして違法に非ざるのみならず、右処分自体も当時の政策として必ずしも不当と断じ得ない、というのである。

右両説中何れを可とすべきか、その法律論は暫くこれをおき（数日中に詳細記述する予定）、当時右放出処分が実施の実際上法規による手続を厳守せず、愴惶として隠密裡に関係者間に敢行せられたという事情は得ざる事実に鑑み、これを不当なる措置と断ぜざるを得ない。しかして右責任の所在は右閣議に参加した当時の閣僚であるが、右閣議の記録が内閣に存在しないのでその氏名及び生存するや否やは明らかでない。

（2）　右閣議実施に関する責任

閣議決定の実施については正式には陸海軍大臣よりそれぞれ既述の通り令達がなされたが、これまた右閣議と同様不当の処置を命じたものといい得べく、従つてこれが発令を担当したる当時の陸海軍大臣、同次官及び実施の衝に当りたる各部隊の最高指揮官等は前記責任を追求されねばならぬ。なお隠密裡処分に関連し既述の軍の機密文書焼却を命令したる陸軍大臣高級副官及び海軍次官また右緊急処分を助成したものとして責任を分担せねばならぬ。

二、兵器処理の機構について

兵器処理の基本方針は、既述のごとく特殊物件処理委員会の決定した「解体兵器等の処理機構に関する件」により定められたのであるが、かくのごとく五社をもつて兵器処理委員会を設け、返還物件を拂下げて処理せしめた、かの方法が果して適当なものであつたか否か、もしそこに何等か欠陥ありとせば、その責任の所在如何が次に解明を要すべきものであろう。これに関しては以下三点に大別して検討をしたい。

（1）　兵器処理の主体として

（イ）五社を選定し（ロ）委員会を設けてこれを担当せしめた点に欠陥がなかつたか、換言すれば官廳、公團、又は他の民間業者に処理せしむべきではなかつたかの点については当時における行政及び経済團体の組織とその能力、五社の経済界における地位等諸般の事情に照し、早急に武装解除を目的とする兵器の解体処理のためには他にこれに優る組織を容易に求め得ざる実情にあり、且つ五社選定の経緯にして既述のごとく私慾に基く策謀等非難すべき事情が認められないのであるから、あげて指弾すべき欠陥はなかつたと断ぜざるを得ない。

（2）　次に処理の主体は仮りに適当なりとするも、その方法として廃兵器等を兵器処理委員会に拂下げて処理せしめた点に欠陥がなかつたか、換言すれば拂下げ契約に代え委託処理契約即ち政府に所有権を保持して解体処理の業務のみを行わせる等他に適当なる方法を講ずべきでなかつたかと云うのであるが、当時政府においてこれが経費の措置も講じ得られなかつたこと、その他の実情に照し、本件拂下げ契約以外に優れたる方途は発見できなかつたものと思われるのみならず、委託契約とするも拂下げ契約とするも、兵器処理業務遂行の実際において兵器処理委員会の責任に法律上及び道義上軽重の差を招來しないのであるから、この点また当時やむを得ざるに出でたものといわざるを得ない。

（3）右のごとくして兵器処理委員会に拂下げの契約をもつて兵器等の処理をなさしめたことに過誤なしとするもいわゆる政府の監督に欠くるところがなかつたか。

此の点については、兵器処理の如き連合國の覚書により嚴重なる條件を付せられた國家の重大なる事務を兵器処理委員会をして行わしむるに当つては、処理途上過誤なきを期するため特に有効なる監督機構を設けてこれを遂行すべき筋合なることはけだし爭いなきところであろう。然るに政府は右廃兵器等の処理機構を定むるに当つてかかる措置に出でず、漫然従來の行政機構に委ねて特別の考慮を拂わなかつた。從つて解体により生じたる資材の配分については商工省により書類上の監督が行われたけれども、経理及び処理作業の実体に対しては所管廳たる内務省により何等適切なる監督が行われなかつた。しかしてこれが兵器処理委員会の既述せる幾多不正不当事案発生の一原因をなしたと認めざるを得ないので、前記処理機構の基本を確定したる際右監督機構を考慮しなかつたものにその責任を帰すべきものと思われる。なお右廃兵器等の処理機構に関する件制定当時の特殊物件処理委員会委員長は次田大三郎である。

三、兵器処理に対する政府の関心

薄かりし点について、軍需物資の処分は既述のごとく鈴木内閣の緊急放出処分に始まり、東久邇内閣の右処分取消、連合軍覚書による日本政府への返還、幣原内閣の「特殊物件処分大綱」（内閣決定）の策定となり、実施の緒についたのであるが、右特殊物件処理の根本方針の決定及びその具体的処理が行われ始めた東久邇及び幣原両内閣を通じて政府における取扱いの実情を検討して見ると本問題の有する重要性にかかわらず政府首脳部間の関心の度合が低く、事務当局の事務的処理にほとんど委せ切つてあつたことを指摘せざるを得ない。右は、

（イ）鈴木首相より東久邇首相への事務引継に当つて軍需物資の放出処分については何等の引継が行われず、東久邇首相は八月二十八日の閣議の席上始めて緊急放出命令があつた事を知つた。

（ロ）九月二十四日の覚書を受領するに及んで特殊物件に関する重要事項を処理する機関として内閣に特殊物件処理委員会が設けられたが、同委員会はその與えられた使命の重大性に鑑み閣議又は勅令によつてその設置を決定すべきであつたにかかわらず、次官会議における申合せによつて軽く発足した。時あたかも東久邇内閣が辞表を提出するに至つた時期的悪條件とも重つて、同委員会の存在が影の薄いものとなり、以来その運営と政府首脳部との連繋が充分でなかつた端を開くに至つたものである。

（ハ）兵器処理の根本方針を規定した「解体兵器等の処理機構に関する件」は既述のごとく十一月五日特殊物件処理委員会に附議されたのみで決定され、從つて日鉄以下五社の選定、小松委員長選任の経緯に関し、政府首脳部は全く知らされていない結果を招來している。本件内容の重要性から見て閣議決定によるべきであつた。

（ニ）内務省と兵器処理委員会との拂下げ契約書の内容も商工、内務、大蔵の事務当局者間の接衝によつて決定されたのみで、契約締結に際して関係大臣の決裁を得た形跡がない。

等の諸点をあげることができる。勿論兵器処理の発足当時においては連合軍の進駐、武装解除と部隊の解散と復員、暴動、反乱の虞れ等治安の維持その他山積する戰後処理の諸問題に忙殺され政府首脳部の関心が專らこれ等の問題に手一ぱい注がれていた事情は諒としなければならぬが、兵器処理問題に対する着意が充分でなかつたことは否定することが出來ない。ここに兵器処理に関する不詳事件発生の原因がはいたいするのであつて、当時の爲政者はその責任を痛感しなければならない。

四、兵器処理委員会及び代行五社の責任について

兵器処理委員会による廃兵器等の処理に関し幾多不正又は不当の事案が発生し、その関係者も単に作業従事者に止まらず、五社の責任者及び同委員会委員長にまで及び、その内犯罪として刑事訴追を受けた者も少くないことは極めて遺憾に堪えないところである。

そもそも同委員会のごとき制度をわが國に採用したのはこれが始めてであつて、関係者がその機構の立て方や運用の仕方に不慣れであつたことは諒とすべきであるが、これが実施に鑑みれば、

(1)同委員会がその構成員にして実務を担当する五社の強大なる存在の前にその姿を失い、いわば單なる連絡機関と化し、統一体たる本來の機能を発揮することが出來なかつた。なかんずく業務実施の監督については末端に至るまでその実体を把握して遺憾なからしむべく、たとえ多少経費の犠牲を拂つても定款及び業務実施契約に特別の措置を講じ置くべきであつたにかかわらず、事前に出でざりしため不詳事発生に溫床を與えたことは同委員会の設立者において責任の一手を負担せねばならぬとせられる理由がある。

(2)同様のことは五社についても言い得るところである。元軍人、軍属、大陸よりの引揚社員その他各社の機構上必ずしも全服的に信をおくことの出來ない多数の人員を使用し、又はこれに下請せしめて廣般なる処理業務を実施するのであるから、各社本來の業務のごとく整然たる監督は実施し得ないとしても、なお盡すべき可能なる手段があつたと認めざるを得ないので、この点より兵器処理全期間にわたる各社の最高首脳部及び兵器処理責任者は等しくこれが責任を免れることは出來ない。

(3)更に進んで右五社がいずれも大なり小なりその兵器処理責任者ないし業務執行首脳部等の上層部においてさえ、自社の利益を図りたるため連合軍覚書の趣旨を忠実に実現するにつき欠くる所があつたことは、たとえ規模必ずしも大ならずとするも極めて遺憾なことであつて、單にその行爲者に止まらず当時の各社最高責任者もその責を問われなければならない。

右不当財産取引調査特別委員会設置に関する決議により報告する。

昭和二十三年十一月三十日

不当財産取引調査特別委員長　武藤運十郎

衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院不当財産取引調査特別委員会報告書（第三回）

十月中における不当財産取引調査特別委員会の調査審議の状況は次の通りである。

十月十一日第三回國会の開会と同時に第二回國会において設置せられた特別委員会の調査審議の経過は次の通りである。

去る六月三十日第二回國会の本会議において報告をした以後の調査は、休会中のため議長宛に書面報告をなしたが、その重要な部分は今回併せてこれを報告する。

前回の報告以後における本委員会の調査審議の主要なる案件は、

一、兵器処理問題についての眞相究明

二、石炭國管問題に関する調査

三、佐世保地区における隠退蔵物資に関する問題の調査

四、復金融資に関連せる昭和電工問題の調査

五、大口やみ利得者に対する調査

六、官公吏の汚職に関する調査

七、艦艇解撤に関する調査

等である。

右の中復金融資に関する調査、大口やみ利得者に対する調査、官公吏の汚職に関する調査、及び艦艇解撤に関する調査等はそれぞれ小委員会を設け、目下調査の途上であつて、未だ報告の段階に至らない。兵器処理問題及び佐世保地区における隠退蔵物資問題は一應調査が終結した。又石炭國管問題については未だ調査は緒論の段階の程度であるが、一應中間的に報告をする。

第一、まず兵器処理問題に関する調査結果の概要を報告する。

兵器処理に関する調査は、すでに第一回國会に設置せられた「隠退蔵物資等に関する特別委員会」において採りあげられ、引続き第二回國会における「不当財産取引調査特別委員会」において調査を続行し、約十箇月にわたつてぼう大な資料を精査し、又現地を視察して綿密なる調査を行い並々ならぬ努力を傾倒した。

本委員会に証人として喚問した者は、東久邇稔彦他五十名であつて、十五回に及ぶ委員会を開き眞相究明に努めたが、何分にも終た不当財産取引調査に関する特別委員会と全く同一の委員会が設置せられ、前委員会において調査審議中の案件は引続き本委員会において調査を続行することになつた。

去る六月三十日第二回國会の本会議において報告をした以後の調査は、休会中のため議長宛に書面報告をなしたが、その重要な部分は今回併せてこれを報告する。

前回の報告以後における本委員会の調査審議の主要なる案件は、

一、兵器処理問題についての眞相究明

二、石炭國管問題に関する調査

三、佐世保地区における隠退蔵物資に関する問題の調査

四、復金融資に関連せる昭和電工問題の調査

五、大口やみ利得者に対する調査

六、官公吏の汚職に関する調査

七、艦艇解撤に関する調査

戰直後の混乱時に際しての処分狀況は、今日においては確実なる資料に乏しく、且つ兵器処理による物品は特殊の用途に限定せられるものが多いので、全般にわたる詳細刻明な調査はすこぶる困難を極めた。本委員会としては調査の理由及びその眼目を次の諸点に置いた。

(1) 國民の血と汗とによつてあがなわれた莫大な兵器の処理が果して再建日本の経済復興と民生安定とに対してどれだけ寄與し得たか、その点を明白にする必要がある。

(2) 終戰時における軍保有物資の数量を明らかにし、その処分狀況の当否を究明しもつて責任の所在を明白にする必要がある。

(3) 兵器処理機構の実情を調査し、兵器処理に関する経理及び業務実施についての当否を究明する必要がある。

(4) 兵器処理委員会結成の経緯と代行五社選定の事情を解明する必要がある。

(5) 兵器処理に関する関係者の背任、横領等の犯罪事実を究明し、監督上の責任を明らかにする必要がある。以上の見地において調査したが、その結果概略次のごとき見解に到達した。

一、終戰直前の八月十四日鈴木内閣は、敗戰に処する緊急対策として、軍保有物資及び資材の緊急処分に関する閣議決定をなしたが、この閣議決定は完全に憲法並びにその他の法令を無視するものであり、更に陸海高級官僚が、自己の責任を追及せられることをおそれこれを緩和し、且つ將來もその勢力を保有するために、國家の財産を不当に処置せんと意図したものであつて、その責任の究明は政治的にも司法行政的にも断乎たる処置に出ずべきものと信ずるのである。

右閣議の決定にはその冒頭に、「陸海軍は速かに國民生活安定のために寄與しもつて積極的に軍民離間の間げきを防止するため軍保有資材及び物資等につき隠匿裡に緊急処分方措置す。なお、陸海軍以外の政府所管物資等についても右に準ず」ということが記述してある。この緊急放出処分実施の結果は、軍関係者による物資の爭奪となり、一部関係者のみに不当な利得を與えたのみならず、やみとインフレの根源となり、経済界は不正を働くものによつてろう断せられることとなつた。そのため政治的にも経済的にも社会的にもたい廢を來たし、経済の復興を困難ならしめたにとどまらず、益々これを深めるに至つたのである。

二、八月二十八日東久邇内閣においては右の緊急放出停止について、「昭和二十年八月十四日閣議決定、軍その他の保有する軍需用保有物資、資材の緊急処分の件はこれを廢止す」との閣議決定をなして、同日陸軍は、八月二十九日以降の緊急放出停止とともに、すでに拂下げ又は保管轉換したるものにつき、回收可能なものはこれを回收し、然らざるものはその内容を明らかにすべしとの通ちようを発し、海軍においても放出取止めの示達をしたが、回收についてどれもほとんど実効をあげ得なかつたばかりか、取止めの指示にもかかわらず、日附を遡及して放出処分する等の不正が行われた。これは全く当時の政府並びに軍首脳部及び指揮官の不注意と怠慢とによるものであり、一部の軍人に至つては故意に不正行爲をあえてなしている。かかる処置は軍官僚が責任を免がれるための形式的処置であつて、当時の軍、官僚組織が如何に無責任極まるものであつたかを立証するものといわねばならぬ。

三、同年九月二十四日連合軍最高司令部の覚書に基き、兵器及び軍需物資が日本の経済復興及び民生安定のために返還せられることになり、これが受領官廳として内務省が指定せられ、内務省は調査部を設けて、その事務を担当したが、この業務は相当廣般にして困難な仕事であつた。しかしながら当時の政府要路者はこの重要任務についての、充分なる認識と関心を欠き、これを等閑視していたきらいがあつて、その人員、予算等についても貧弱をきわめ、多くはあげて地方長官に実施業務を委任せざるを得なかつたのである。しかも地方廳は中央の監督の手薄に乘じ、独断的措置を專行して、一部腐敗官僚と不正業者との結託による拂下げ処分も行われ、各地に隠退藏物資を生む間げきを與えたのである。もし当時の政府特に内務省と商工省が返還物資に関する業務を重要視し、速かに陣容を整備して充分に地方廳兵器処理委員会並びに、代行五社の兵器処理部を指揮監督したならば、日本経済の復興と民生安定とのために一層の実効をあげ得たと考えられるのであつて、如何に当時の政府及び地方廳が全く政治ならびに行政の責任を放てきし、利己的行爲をたくましくしたものであるかが立証せられる。今後この問題は、別個の問題として、本委員会が精力的に且つ徹底的に処理すべきことを痛感するのである。

四、兵器処理機構については、昭和二十年十一月五日特殊物件処理委員会において「解体兵器等の処理機構に関する件」が定められ、その根本方針が決定せられたのである。即ち、鉄のスクラップについては日本製鉄、日本鋼管の二社、非鉄金属については神戸製鋼、扶桑金属、古河電氣の三社にそれぞれ分担処理せしむることとし、この五社を組合員としていわゆる兵器処理委員会を結成せしめたものである。しかしながらこの兵器処理委員会の結成は、明らかに憲法並びにその他の法令に違反するものであり、不正の行政行爲であることは論をまたないところである。五社の選定についても公正を欠いた点がすこぶる多く、これをいちいち適確に指摘しなければならないのであるが、現在の委員会の組織をもつてしてはほとんど不可能に近いのである。更に政府のこの委員会に対する監督が極めて不充分であつたため、委員会はほとんど代行五社に利益を與える機関となつたのであつて、しかもここに最も驚くべきことは兵器処理委員会を構成する五社と兵器処理委員会とは実質上一体であるにかかわらず賣手と買手に分れ、ここに代金の決定、数量の決定等に充分に不正をなすべき事態が発生したのである。

兵器拂下げにつき政府が一括して兵器処理委員会に拂下げをなしたことは、右の如く兵器処理機構が定められた以上当然のことではあるが、その拂下契約において代金決済の方法をながく不確定の狀態に置いたため、経費の支出が放慢に流れた嫌いがあり、又その他の点についても契約の内容が不充分であつたのであつて、契約をなす際慎重を欠き、ために兵器処理委員会が莫大な兵器を処理しながらほとんど利益をあげ得なかつた原因になつたと考えられるのである。

五、兵器処理実施の実情についての概況は、右の如く、昭和二十年十月三十一日、日鉄、日本鋼管、古河電氣、住友金属及び神戸製鋼の五社を組合員として民法上の組合である兵器処理委員会を設立し、各組合員は百万円を出資し、委員長に小松隆氏を互選したのである。委員会は鉄鋼部会と非鉄部会との二部会に分け、主として前者は地上兵器、後者は航空兵器を担当し、部会内においては地域別に五社各自の担当分野を定めて業務処理に当り、委員会に事務局を設けて各社間の連絡統一を図つたのである。しかしながら拂下げ物件の受領、解体、熔解、保管、運送等の作業より拂下げ処分に至るまで一切の実務は、組合員たる担当五社に代行せしむることとして委員会と五社代表者との間に業務実行契約を締結し、五社には各自独立の兵器処理部が設けられて、各社本來の会計と独立した特別会計においてこれを処理せられたのである。

兵器処理委員会が回收した兵器の実際の数量は約百三十万噸であるが、終戰時に存在した兵器の量がどうかの程度であつたかについては、各関係方面にわたり、鋭意調査を進めたが、この残存兵器の総量を正確に把握することは、今日に至つてはほとんど不可能となり、その調査の目的を達することのできなかつたことはわれわれのはなはだ遺憾とするところである。兵器処理物件の拂下げ並びに配分については商工省の指示又は監督の下に中央配分と地方配分とに分れ、それぞれの処理要領に基いて処理したのであるが、これらの業務実施の跡を監察して言い得ることは、解体作業費について、き請負業者等の一方的過大見積を容認して、その支出をなしたことや、拂下げ需要者が、中央配分として兵器処理特別委員会又は商工省鉱山局長の承認を得るべきものを故意に小口に数回に分けて地方配分とし、その、地方商工局長の承認を得ているその目的を達している等の不当行爲が指摘できるのである。

兵器処理業務は昭和二十年十二月頃より開始せられ、翌二十一年八月頃を最盛期とし、昭和二十一年九月頃を最盛期とし、昭和二十一年末までにおける兵器の回收量は百三十万トン、その総経費十五億円である。右の内販賣したものは約八十二万トン、これが代金十二億四千万円であるが、この差額二億六千万円の不足であるが、他方在庫の数量は約五十万トンであり、本年二月末日をもつて同委員会を解散し、残務はすべて産業復興公團に引き継ぐことになつたのである。

以上業務実施の結論として、兵器処理委員会が國家に與えた損益につき一言すれば、拂下げ契約の解除により五十万余噸の回收物件を政府に無償に返還し、これに対し、政府から二億六千万円の未收経費の支拂を受けることになるの

である。從つて國家に與えた損益については一にかかつて在庫五十万余噸の物件の價格又は処理の結果如何にかかつているのであつて、産業復興公團の今後の処理の責任はまことに重大であるとともにこれが業務実施につき一箇月八、九千万円の諸費用を要するがごときやり方に対しては万全の監督をなすべきものと考えるのである。兵器処理委員会が引継ぐまでの処理において二億六千万円の未收の経費支出をなしたことは、從來の経費支出が放漫のためにかかる結果を招來したとも言い得るのであるが、一面屑鉄、軽金属、再生塊の各公定價格が、業界の実情に添わぬ著しい低廉であつたことにもよるのであつて、價格設定に関する行政的措置の不注意怠慢によることもまた國家に不利益を與えた有力な原因をなしたといわねばならない。

ちなみに兵器処理委員会が兵器処理に関し不正不当と認められる主なる事実を指摘すれば、

(1) 交際費その他の名儀を使用して支出の乱費をなしたこと

(2) 会社のプロパーには特に安價に拂下げたること

(3) ジュラルミンの再生経費の不当支拂いをしたこと

(4) 拂下兵器の横流しをした事等である。

第二、次に、石炭國管問題に関する調査審議の現況を報告する。

石炭國管問題については、すでに一年以前、石炭國管案が議会に上提せられた当時より、業者の猛烈な運動の裏に、大規模な買收、きよう應等の醜事実のあることが、廣く世間に流布されていた。しかしながら疑惑の中心は國権の最高機関たる國会議員に関する贈收賄であり、國会内における議決権の賣買ともいうべきものであるから、本質的には検察廳がつとにこれをとりあぐべき刑事問題であつたのである。にもかかわらずその規模の大なる、その手段の巧妙なる点において今日まであえて手を入れることができなかつたのである。しかしながら自らの手によつて政界の浄化を図らんとするわが不当財産取引調査特別委員会は、政界の出血を覚悟の上で、断乎この石炭國管問題の調査に着手したのである。

本委員会としてはこれを徹底的に究明するため日本石炭鉱業会関係業者及び運動の拠点と目せられる旅館等より資料の提出を求めて鋭意調査を続行して來たが、本委員会は九月一日以降十月十四日に至る間十回にわたる委員会において山川良一君他三十九名を証人として喚問し、その証言を求めて眞相究明に努力を傾倒したのである。元來本件事案は國会議員の濱職に関する疑惑に指向せられた刑事問題に直結する調査審議であるから、公開せられた委員会における証言のみによつて眞実を発見しようとすることは隔靴そうようの感じがあることはやむを得ないところである。從つて本件に関する調査の現況は序論ともいうべき程度のものであるが、しかしこの序論の程度においてもすでに國管反対運動の資金に関して疑惑に包まれた様相が露呈しており、又國管反対運動に関連して幾多の刑罰法令違反の容疑事実が表面化しているので、本委員会としては暫く基礎的調査に專念し、刑罰法令違反容疑事実に関しては今後における検察廳の充分なる捜査に信頼して、検察廳を激励し、且つその捜査の狀況を注視しつつ適当な時期に再び委員会を開催するつもりである。

本委員会における今日までの調査の概要は次の通りである。

昭和二十二年六月中旬商工大臣より炭鉱業者に臨時石炭鉱業管理法案が提示せられて、この案の立法化が進められるや、全國炭鉱業者は炭鉱経営権の棚上げなりとして強力に反対運動を展開し、同法案が閣議決定を経て衆議院に提出せられるに及んで、全國炭鉱業者の反対運動はいよいよ尖鋭化し、日本石炭鉱業会は理事会、総代会を開いて正式に反対決議をなし、これに呼應して北海道、東部、西部、九州の各地域別石炭鉱業会もまたこれと同一歩調をとつて、多数の代表者を上京せしめ、日本石炭鉱業会と地域別鉱業会とが一体となつて、連日多数の自動車を借切り、各政党等に反対陳情をなすとともに、この間龍名館、日本石炭鉱業会事務所を運動のきよ点として料亭等にも出入し、運動目的達成に狂奔したのである。一方九州方面の炭鉱業者はかかる運動もなお手ぬるしとして、九州方面炭鉱業者より同年六月分出炭量一トン当り十円の割合による運動費を賦課徴收し、更に前月分出炭量に対するトン当り二円の割合によつて徴收した炭價問題の経費三十六万円もこの運動資金に繰入れ、合計一千万円以上を集めて特異の反対運動を展開したのである。

この運動資金の会計責任者である木曾重義君は、本委員会に証人として喚問せられた際、右金員の使途に関して旅費日当に五百七十六万余円、交通費に二百二十六万余円、通信費に七万円、宣傳費に三十七万円、雑費に六十一万余円、酒代に七十万円、総計九百七十八万余円を支出したと証言し、その計算書を提出しているが、その使途については未だ疑惑を解消するに至つてない。

一方西部石炭鉱業会は、会長俵田明君が中心となつて同年四月分出炭量トン当り十四円ないし十五円の割により、数回に分けて、合計百十二万余円の運動費を徴收して、反対運動を継続し、その一部である大阪部会は、田中彰次、肥田理吉の両君が中心となつて、國管反対の街頭運動を展開し、立看板、ポスター等を多数掲示頒布したのである。

この間日本自由党は石炭國管対策委員会を設置し、植原悦二郎君が委員長となり、所属議員数名を一班として、数班を編成し、北海道、常磐、西部、九州の各方面の炭鉱の実地視察を行つたが、その際視察者一名に対し三千円ないし五千円の手当を支給し、この費用は植原君が個人として友人より借入れた十五万円をもつて賄つたと証言している。

一方民主党においては当時の党務部長岡部得三君が坪川信三、川崎秀二両君に五万円内外の金を供與した事実及び返却せられた事実の証言があるが、この金銭授受の趣旨については、証言によつては必ずしも明白にせられなかつたうらみがあるのである。

又國会議員の一部には当然党議に服すべく考えられたのに、これに反しあるいは欠席をなしあるいは脱党する者があつて、石炭國管案の審議はすこぶる複雑混乱を極めたことは承知の通りであつて、この間における疑惑の究明は後日に期したいと考えている。

なお、日本石炭鉱業会の運動経費は、主として会合費、交通費等に使用せられ、会食費には百四十五万七千余円が支拂われているが、このうち石炭國管反対運動に関連しているものは、その全部かあるいは一部かについては、支出傳票等がづざんのため明らかにし得ないのである。

交通費については、日本石炭鉱業会は元來三台の自家用自動車を所有していたのであるが、更に昭和二十二年八月から十二月までの間に、貸切自動車使用料として合計六十五万余円を支拂つているのであつて、日本石炭鉱業会が如何に活潑に反対運動をなしていたかがうかがい得るのである。

又九州石炭鉱業会所属の業者は、昭和二十二年七月より同年十二月に至る約半年の長期にわたり、交互に上京滞在してそれぞれ反対運動を続けたのである。特に北九州地区のいわゆる旧互助会のメンバーが北九州石炭株式会社の職員とともに総力をあげて活躍したことは顯著であつて、その運動の指導者と目すべきものは武内禮蔵、木曾重義、原口秀雄、上田清次郎、田籠寅吉、野見山佐一の諸君でありその他藤井則文、橋上保、渡辺正夫、田籠勝、有吉滿の諸君等三十数名の石炭業者がこれに協力して活潑に動いたと思われるのである。

以上石炭國管反対運動に関する調査の緒論的段階における概要の中間報告であるが、本問題の今後における本格的展開の後に更に詳細なる報告をするつもりである。

第三、次に、佐世保地区における隠退藏物資に関する調査の概要は左の通りである。

即ち、本件につき、本委員会は、本年七月以降九月に至る間に、北村徳太郎君他八名の証人を喚問して、長崎縣佐世保地区における佐世保船舶工業株式会社を巡る隠退藏物資等に関し証言を求めて眞相を調査したのである。

佐世保船舶工業株式会社は、北村氏が社長当時社長宛になされた連合軍総司令部の指令に基き昭和二十二年七月十五日現在における非鉄金属の在庫数量を報告すべきことになつておつたのであるが、同会社が同年九月二十二日附で届出をなした報告には非鉄金属が当時の價格にして約四百万円がもれており、その物品は起重機を使用して航空母艦「隼鷹」を解体した船底に隠匿したり、又は倉庫、地下室等を轉々して隠匿した事実があるのであつて、この点並びに隠退藏物資の摘発は現在検察廳で捜査を継続し多大の成果を收めつつある。

又佐世保船舶工業株式会社は、航空母艦「隼鷹」他三十一隻を解撤しているが、大藏省においては二十五隻の解体を許可したのみであるから六隻の不当処分の事実があ

り、更に解撤後の轉活用資材並びにスクラップの処分につき、許可を得ずして賣却した疑いがあるので、この点につき目下調査中である。

なお佐世保地区隠退藏物資問題に関連して艦艇解撤につき継続して調査を進める必要があるので、本委員会に艦艇解撤に関する調査の小委員会を設けて、調査を続行することとし、佐世保地区における隠退藏物資問題の調査は一應これを打切つた次第である。なお又佐世保地区隠退藏物資問題に関連して同地区土建業より相当多額の政治資金が選挙に際し撒布されたと疑いのあることはまことに遺憾とするところである。

第四、最後に、目下調査の途上であつて、報告の段階に達してはいないが、昭和電工問題、官公吏等の汚職調査及び大口やみ利得者の調査について調査の目的と方針等に関し附言して置きたい。

（一）　昭和電工問題

昭和電工問題は、復金不当融資究明の一環としてその調査に着手したものであるが、本委員会における基礎調査の進むに従つて、同社に対する不当融資に関してのみならず、同社前社長森曉氏の就任と、新社長日野原節三氏の就任とを通じて、同社乗つ取りの疑いがあり、又日野原氏就任後における子会社の経営その他についてもまた大なる疑惑をもつに至つた。よつて、本委員会としては、第一乗つ取り問題、第二　不当融資問題、第三　子会社問題の三段階に調査の基本方針を置いて、目下第一段階たる乗つ取り問題の究明に主力を注いでいる次第である。

（二）　官公吏汚職調査

われわれはすでにいわゆる辻献金、鮎井献金、土建献金並びに石炭國管、暗電問題等を通じて政界及び財界の浄化に成功しつつある。しかしながら本委員会が当然に浄化すべくして未だその成果をあげ得ないものに官界の浄化という大事業がある。

明治以来日本の政界に根強くわだかまるものは実に官僚主義であり、この官僚主義は軍閥と抱合してついに誤れる太平洋戦争を起した元兇と言わねばならぬ。殊に戦時戦後を通じて強化された官僚統制は、行政のあらゆる部面において官僚の介入を必要とし、当然そこにはなはだしい腐敗を結果したことは何人といえども疑いを容れない所である。今にしてこの腐敗をてきけつし、これを浄化しなければ、日本の民主化は絶対に完遂し得ない。この観点に立つて、本委員会は断乎官公吏の汚職調査に着手し、すでに小委員会を設けて目下着々としてその基礎調査を進めている次第である。

（三）　大口やみ利得の調査

終戦当時無一物であつたものが、僅か一、二年の内に数億の巨富を蓄えた例をわれわれは目撃するのである。しかしながらかかる巨富は日本経済界の現状よりして到底尋常一様の正当手段によつて得られるものではない。必ずや隠退藏物資の不正領得、原材料の不正受配、製品の大量横流し等不正手段によるものと認めざるを得ない。

かかる大口やみ利得は徹底的にその取得原因を調査して、正直者が馬鹿を見ない社会道義を確立すると同時に、かかるやみ利得はこれを遺憾なく補捉して、もつて勤労階級の負担軽減に資せんとするものである。本問題については、小委員会を設けて鋭意基礎調査に従うと同時に、すでに奈良縣下における大口やみ利得者として井上貴志男氏の現地調査のため数回にわたり委員を派遣して調査の実績をあげつつある次第である。

右不当財産取引調査特別委員会設置に関する決議により報告する。

昭和二十三年十一月三十日

不当財産取引調査特別委員長　武藤運十郎

衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院不当財産取引調査特別委員会報告書（第四回）

十一月中における不当財産取引調査特別委員会の調査審議は次の通りである。

一、委員会の開会

十一月中における委員会の開会は十一月四日の第九回より同月十八日の第十五回に至る七回であつて、この間証人として喚問した者は、

昭和電工乗取り問題に関して

市村寅之助、鎌田久眞男、森曉、恒吉武昭、脇村義太郎、美濃部亮吉、荘野精二郎、末廣幸次郎、藤本忍、齊藤辰雄、笹山忠夫、野田岩次郎

の十二名であつた。

二、小委員会及び委員の派遣

艦艇解撤に関し十一月三十日小委員会を設置したが、十一月三十日小委員長に明禮輝三郎君が互選せられた。

昭和電工乗取り問題調査のため小菅刑務所に武藤運十郎君、明禮輝三郎君、足立梅市君、小松勇次君、石田一松君、田中健吉君、徳田球一君の七委員が派遣せられ、二十四日二宮善基、二十五日日野原節三、藤井忍の三君を訊問して証言を求めた。

三、偽証罪の告発

十一月十七日の第十四回委員会において、前回の第十三回委員会における末廣幸次郎君の証言に関し偽証の嫌疑濃厚であると認定して、東京地方検察廳検事正に対し昭和二十二年法律第二百二十五号議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の規定により告発した。

なお、十一月五日の第十回委員会において、昭和二十二年法律第二百二十五号議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八條の規定による告発は公訴提起の條件ではない旨を再確認する決議を行つた。

四、調査審議の狀況

十一月中における調査審議は主として昭和電工乗取り問題に関する究明にあつた。関係証人十二名の証言により、その眞相に関しほぼ概要を調査し得たが、なお証言を求めることの必要なものがあるので引続き調査を続行する予定である。

右不当財産取引調査特別委員会設置に関する決議に基き報告する。

昭和二十三年十一月三十日

不当財産取引調査特別委員会委員長　武藤運十郎

衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院会議録第三号中正誤

頁	段	行	誤	正
四五	七		期持	期待
〃	〃	九	堅待	堅持
五	二	三五	脳まされ	惱まされ
〃	五		午後六時十	午後六時十分開議
七	二		（同港湾局長）運輸技官後藤憲一	（同港湾局長）運輸技官後藤憲一
〃	〃	八	（陸運監理局長）同小幡靖	（陸運監理局長）運輸事務官小幡靖

衆議院会議録第四号中正誤

頁	段	行	誤	正
三五	三		許容しがた	許容しがたき
三五	四	一五	鈴木義雄	鈴木義男
三八	三	三	ならないということは	ならないということを

衆議院会議録第五号中正誤

頁	段	行	誤	正
三五	三	一六	民事主党	民主党
〃	三	三〇	適任者とするもの	適任者とするもの

衆議院会議録第六号中正誤

頁	段	行	誤	正
三六	一	一七	拳に出るのではなからう	拳に出るのではなからう
三七	四	三	先般中小企業廳満足することはできない。	先般中小企業廳満足することはできない。
三八	一	一七	狀感計算基準意義は地方	狀態計算基準意義を地方
〃	五	三四	言算基準	
四〇	三	三七		
四一	一	二		
四四	一	三		

衆議院会議録第七号中正誤

頁	段	行	誤	正
四九	三	六	第二十第第一項	第二十條第一項
〃	〃	一四	釋論	釋論
五一	一	一九	容旨	容易
〃	三	二五	非帶	非常
五四	四	六	社会義理論でさへ	社会主義理論でさへ
五五	三	六	租國	祖國

衆議院会議録第八号中正誤

頁	段	行	誤	正
六〇	三		衝動	聳動
六四	三		茶した	茶毒した
六五	三		田來	由來

定價　一部　四円五十錢
発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局